

令和6年 第2回定例会

屋久島町議会議録

令和6年6月7日 開会

令和6年6月20日 閉会

屋久島町議会

令和6年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月7日・至6月20日（14日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月7日	金	本会議	○開 会
8日	⊕	休 会	
9日	⊕	休 会	
10日	月	本会議	○一般質問
11日	火	本会議	○一般質問
12日	水	委員会	○各常任委員会
13日	木	委員会	○各常任委員会
14日	金	委員会	○各常任委員会
15日	⊕	休 会	
16日	⊕	休 会	
17日	月	委員会	○各常任委員会
18日	火	委員会	○各常任委員会
19日	水	委員会	○各常任委員会
20日	木	本会議	○最終本会議

令和6年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和6年6月7日

令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 5 年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 令和 5 年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 5 年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第40号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第41号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第42号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 議案第45号 令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第46号 令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 議案第47号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第16 議案第48号 令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第49号 令和 6 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第18 議案第50号 令和 6 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第19 議案第51号 令和 6 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第20 議案第52号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 令和6年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の
引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政
府予算に係る意見書採択の請願について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
11 番	高 橋 義 友 君	12 番	日 高 好 作 君
13 番	岩 川 俊 広 君	14 番	渡 邊 博 之 君
15 番	大 角 利 成 君	16 番	石田尾 茂 樹 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	石田尾 行 徳 君
副 町 長	岩 川 茂 隆 君	会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二 君	政 策 推 進 課 長	木 原 幸 治 君
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸 君	町 民 課 長 兼 地 域 住 民 課 長	鶴 田 洋 治 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	健 康 長 寿 課 長	泊 裕一郎 君
生活環境課長	泊 竜 二 君	産 業 振 興 課 長	松 田 賢 一 君
建 設 課 長	計 屋 正 人 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
教育総務課長	泊 光 秀 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 修 君
監査委員事務局長	中 村 一 久 君	総 務 課 参 事	白 濱 秀 記 君

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、14 番、渡邊博之君、15 番大角利成君を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 14 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 6 月 20 日までの 14 日間とすることに決定しました。

△ 日程第 3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第 4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和6年第2回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、令和5年度出納整理について御報告いたします。

5月31日をもちまして令和5年度の出納を閉鎖したところでございますが、町税等の概要について御説明申し上げます。

町税に係る収納率につきましては、現年度、過年度合算で95.02%、前年度比2.58%の増となり、総収納額は13億1,639万6,000円余りとなりました。

国民健康保険税は、現年度、過年度合算で80.48%、前年度比2.53%の増となり、総収納額は2億5,620万2,000円余りとなりました。

次に、町主催のイベント等について御報告いたします。

4月28日にすこやかふれあいセンターにおいて開催しました第12回屋久島町ふるさと産業祭りにおいて、友好都市の日田市、姉妹都市の菊陽町より、総勢28名の皆様をお迎えし、また約1,700名の町民の皆様にお越しいただき、ステージ発表や展示・販売コーナーとも大盛況となりました。

今回は、ぽんかん導入100周年を記念して、ぽんかんを使用したお菓子の提供や、麦生婦人会による「みかん音頭」も披露されました。なお、11月には、ぽんかん導入100周年記念イベントを開催する予定であります。

また、5月26日に尾之間消防操法施設において、第9回屋久島町消防操法大会を平成30年以来6年ぶりに開催しました。本大会は、町内の消防団の組織的規律と基本的な消防技術の向上、士気高揚を図ることを目的に隔年で開催しており、当日は多くの来賓をお迎えし、消防団員の御家族や地域の方々などに御来場いただきました。

競技結果としましては、ポンプ車の部で中央分団宮之浦班、小型ポンプの部で神山分団原班が優勝しました。なお、優勝した宮之浦班と原班は7月28日に中種子町で開催される熊毛支部消防操法大会に町の代表として出場します。

次に、屋久島町防災の日の制定について御報告いたします。

平成27年5月29日は、口永良部島の新岳で噴火が発生した日です。当時、島民など約140名は日頃から実施していた訓練の成果により迅速に避難を行い、一人の犠牲者も出ませんでした。このことを教訓とし、発生日である5月29日を防災について考える屋久島町防災の日と位置づけ、町民一人一人が日頃の備えや自身が生活する中で災害の危険性について、いま一度考える機会にしたいと考えます。まずはそれぞれの御家庭において日頃の備えについて考える機会を持っていただくために、防災無線等により町民の皆様に呼びかけを行いました。

なお、来年で噴火から10年の節目を迎えることから、今後は関係機関等との連携の下に、屋久島町防災の日の制定に向け事務作業を進め、防災の日前後の日曜日に各地域において防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚につなげていきたいと考えております。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、5月15日に結審の見込みでしたが、広義な意味での補助金の受領と調停は関連性があり、職員該当性の検討に際し、補足の陳述を申し入れたことが認められ、準備書面提出の後、次回の期日を6月28日に設定されたところです。

また、長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に関する損害賠償等請求訴訟については、口頭弁論は、ウェブでの書面準備手続が実施され、原告側は過剰労働による起因性を主張したところです。次回期日を7月23日に設定され、町は求釈明を求められた作業日報の提出と原告主張の反論を行うこととなりました。

最後に、全国離島振興協議会の会長就任について御報告いたします。

去る6月3日、北海道利尻富士町において令和6年度全国離島振興協議会総会が開催されました。この中で、現会長より本年9月をもって市長を退任する予定であり、会長職を辞したい旨の提言があったことから、役員の中から会長を選出することとなり、昨年までの6年間の会長経験を評価いただき、約1年間の残任期間を引き継ぐ形で会長職をお引き受けいたしました。

離島振興関係4法の指定有人島を有する全国141市町村のかじ取りを担う重責を改めて感じておりますが、全身全霊をささげる所存でありますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 報告第1号 令和5年度屋久島町上水道事業特別
会計予算繰越計算書の報告について
- △ 日程第6 報告第2号 令和5年度屋久島町一般会計事故繰
越し繰越計算書の報告について
- △ 日程第7 報告第3号 令和5年度屋久島町一般会計繰越明
許費繰越計算書の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、報告第1号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてから日程第7、報告第3号、令和5年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計

算書の報告についてまでの３件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告３件、物品契約１件、計画変更案１件、条例案３件、補正予算案８件、諮問案１件の計１７件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず報告第１号、令和５年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、志戸子地区及び長峰地区上水道施設整備事業に係る予算の一部を翌年度に繰越し、事業執行することとなったことから、地方公営企業法第２６条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第２号、令和５年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、環境調査委託事業、一般廃棄物処理施設整備事業、吉田漁港緊急自然災害防止対策事業の３事業が、避け難い事故事実のための年度内に支出が終わらないことから、事故繰越しとして、地方自治法施行令第１４６条第２項により繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第３号、令和５年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和５年度から令和６年度に事業費を繰り越すこととなった一般廃棄物処理施設整備事業など４４事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項により繰越計算書を報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、報告第１号から報告第３号までの３件に対し、総括質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△ 日程第８ 議案第４０号 財産の取得について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第８、議案第４０号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第40号について御説明いたします。

議案第40号、財産の取得につきましては、平成7年に中央分団宮之浦班に配備している水槽付き消防ポンプ自動車を更新するため、6者を指名し、5月20日に入札を執行した結果、4,697万円で落札しました鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第40号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第40号、財産の取得について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第41号 屋久島辺地総合整備計画の変更について

- △ 日程第10 議案第42号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第44号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第13 議案第45号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第46号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第15 議案第47号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第48号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第17 議案第49号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第18 議案第50号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第19 議案第51号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第20 議案第52号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第9、議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから日程第20、議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの12件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第41号から議案第52号までについて御説明いたします。

議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、屋久島辺地総合整備計

画について、事業調整により令和6年度の事業費に増額が生じたため変更するものであります。

議案第42号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、保育所等における満4歳以上並びに満3歳となる児童に係る職員配置の最低基準が見直しがなされたことから、これに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正につきましては、屋久島町水道事業事前評価委員会からの答申に基づき水道料金を改定し、水道事業の健全かつ持続可能な経営を図るため、所要の改正をするものであります。

議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金等の増額に対し、歳出予算において、議会費では費用弁償等の増額を、総務費では結婚新生活支援事業補助金等の減額及び中間サーバ・プラットフォーム利用負担金等の増額を、民生費では定額減税補足給付金等の増額を、衛生費では各種予防接種委託料等の増額及び世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金等の減額を、農林水産業費では大久保線の工事請負費等の増額及び県営漁港事業負担金等の減額を、商工費では観光基本計画策定支援業務委託料等の増額を、土木費では稚児見橋の工事請負費等の増額及び県営港湾業負担金等の減額を、消防費では口永良部島出張所の工事請負費等の増額を、教育費では小学校における備品購入費等の増額を、災害復旧費では土地購入費等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ3億4,896万円を追加し、予算の総額を117億2,596万円とする予算措置に合わせ、屋久島町観光基本計画策定業務に係る経費の債務負担行為限度額の増額、地方債の限度額を変更するものであります。

議案第45号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において一般会計繰入金の増額を行い、歳出予算においては、一般管理費において簡易水道事業変更届作成業務委託料の増額を計上し、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を2,145万5,000円とする予算措置をしようとするものであります。

議案第46号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、一般会計補助金446万9,000円を不足財源補填のため増額し、汚泥引抜ポンプ修繕・舗装復旧、消費税及び地方消費税のため、675万3,000円を増額計上し、予算の総額を4,664万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、一般会計補助金397万4,000円を不足財源補填のため増額し、財源組替えと合わせて高圧受変電設備更新事業工事のため100万円を増額計上し、予算の総額を2,946万3,000円とするものであります。

議案第47号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において職員給与費と繰入金の増額を行い、歳出予算においては一般管理費において住居手当の増額を計上し、歳入歳出それぞれ29万円を追加し、予算の総額を20億5,443万9,000円とする予算措置をしようとするものであります。

議案第48号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において職員給与費と繰入金の増額を行い、歳出予算においては、一般管理費及び認定審査会総務費において扶養手当の増額を計上し、歳入歳出それぞれ61万円を追加し、予算の総額を14億4,915万5,000円とする予算措置をしようとするものであります。

議案第49号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算において事務費繰入金の増額を行い、歳出予算においては一般管理費において児童手当の増額を計上し、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、予算の総額を2億2,321万6,000円とする予算措置をしようとするものであります。

議案第50号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出のうち、収益的支出において人事異動による人件費等の調整のため36万8,000円を減額し、収益的収支の予算総額を5億3,374万8,000円とするものであります。

議案第51号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出のうち、収益的支出において人件費等の調整のため予備費から営業費用に127万9,000円を充当しようとするものであります。

議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町水道事業事前評価委員会からの答申に基づき、水道料金を改定し、簡易水道事業の健全かつ持続可能な経営を図るため、所要の改正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第41号から議案第52号までの12件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

おはようございます。

2点ほどお尋ねをしたいんですが、まず議案第44号の歳出の9ページですけれども、地域活性化対策費の中で負担金補助及び交付金の結婚新生活支援事業補助金が370万円減額が上程されているのですが、新年度2か月でこのように減額が出てきているのですが、この中身を教えてくださいたいと思います。

それと、11ページなんですけど、同じく歳出の11ページで、今、政府も物価高騰の大変冷え込みということで、この消費の拡大を図るという意味から定額減税がずっと報道されているのですけれども、本町においても1億5,000万円が計上されております。

聞くとところによると、給与年収が2,000万円、総所得が1,805万円を超える人は対象外ということになっているようですけれども、本町においては、対象外の人数というのはどれぐらいになるのかですね。それとこの事務的な負担が大変大きいということも報じられているのですけれども、本町においては、そういった事務的な負担というのはないのか。そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今、榎議員から御質問のありました結婚新生活の減額につきましては、当初予算では、29歳以上の世帯を10世帯、それ以外の世帯を10世帯ということで計上しておりました。これに基づきまして県のほうと補助金のほうの打合せを行ったところですが、県のほうが前年度の実績に合わせてこの補助金の申請をする形になりまして、補助金の内示額の減があったものですから、それに合わせて今回減額したものであります。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

ただいま御質問のありました定額減税補足給付金の件ですけれども、対象外は何名かということですが、対象外については把握はしておりません。対象については、世帯でありますけれども、2,082世帯ということを見込んでおります。

そして、事務的な負担はないかということですが、昨年、ここ数年、コロナから色々・低所得関係、物価高騰関係で給付金の支給というのが相当ありますけれども、ほとんどは福祉の生活支援系のほうでやっているということで、非常に、実際そこは生活保護の業務がメインなんですけれども、そういったところで負担はかかっているという状況になります。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

この結婚新生活支援事業ですけれども、実績に基づいてその件がそういうことで減額ということのようですけれども、今、この少子化の中で移住・定住促進とも関連するんでしょうけれども、やっぱり非常に大事なことじゃないのかなということがちょっとですね。

そういう中で、この早々に減額というのが気になったものですから、できればどういうことをしたらいいのか。婚活とか様々な、この補助金自体はちょっと見てみたら、

住宅取得とか住宅料の補助とか、引っ越しとか、住宅リフォーム、そういったことへの補助ができるようになっていきますよね。ですから色々なその部門でそういう助成ができますので、そういう昨年の実績もそうなんでしょうけれども、引き続き、ぜひ何かPRをして努力をしていただきたいと思います。

それと、今、定額減税ですけども、コロナの対応とか職員の皆さんも大変だったと思うんですけども、最終的にこれは6月からもうすぐ該当になるわけですよね。そうすると、やっぱり色々な面で、職員も大変この手間がかかってくるんじゃないかなというふうな気がしております。

最近、色々と職員の人事配置についても大変苦勞されているんじゃないかなという思いがしておりますので、そういったことではやっぱり足かせになって、職員がそのことによってこう苦勞をするというか、そういったところでは、やっぱりできることであれば横断的な取組をしていって、庁舎内でそういった、最終的には明けてからの確定申告付近までつながっていくと思いますから、ぜひそこら辺を横断的な取組をみんなで協力して取り組んでいくべきじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

要望ということで回答は要らないですね。

○9番（榎 光徳君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成君）

議案第44号、一般会計の補正予算の第1号の関連で少しお尋ねをいたします。

まず歳入のところ、7ページです。雑入の弁償金120万円が減額になっております。これを少し説明していただきたいと思います。

それから、歳出です。12ページ、衛生費の感染症対策費の委託料、新型コロナウイルスワクチン接種関係の委託料3,325万円が計上されておりますが、今後のワクチンの接種計画はどのようになっているのか、お分かりでしたら教えてください。

それから、15ページ、農林水産業費の2目の水産業振興費の負担金補助及び交付金、水産業振興対策事業補助金、当初40万5,000円ほど計上されていたと思うんですが、今回追加で550万円が計上されております。事業の内容を教えてください。

それから、次のページの16ページです。商工費の2目の観光費、委託料、観光基本計画策定支援業務委託料、当初300万円計上されていたと思いますが、100万円の増額になっております。増額の理由を教えてください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

ただいま大角議員から質問のありました、私のほうは歳入の弁償金のほうと観光基本計画の増額理由につきまして御説明させていただきます。

弁償金につきましては、令和5年度にこの弁償金が本人から返済されまして、全額完済になったことで、今回歳入の弁償金の減額、それに併せまして積立金ですね、山岳部環境保全基金のほうの減額を行っております。

次に、観光基本計画の増額につきましては、今回の補正で100万円増額しておりますのと、債務負担のほうで300万円、令和7年度のほうで300万円の増額をしております。それと併せましてこの観光基本計画の作成につきまして、1,000万円の予算を今回確保させていただきたいというところであります。

これにつきましては、当初予算から400万円の増になりますが、今年度、総合戦略の策定業務の入札がありまして、その執行状況を確認したときに、ちょっと観光基本計画としてはもう少し余裕があったほうがいいんじゃないかという判断をいたしまして、今回この1,000万円の予算確保ということで、補正予算のほうと債務負担のほうを計上させていただいたところであります。

以上です。

○健康長寿課長（泊 裕一郎君）

健康長寿課です。新型コロナウイルスワクチン接種の委託料の関係について御説明いたします。

厚生労働省におきまして、特例臨時接種で実施してきておりました新型コロナワクチン接種につきまして、令和6年度から予防接種法上のB類疾患に位置づけがなされました。令和6年度は、秋・冬の1回、定期接種で実施するワクチンにつきまして、接種費用が1人当たり大体1万5,300円程度かかる見込みとなっております。

65歳以上の高齢者、それから60歳から64歳までの基礎疾患を有する方を対象に8,300円分を国が助成して町に支給する要領が定められています。そのため接種者の自己負担額は差額の7,000円ということになります。

これまで無料による特例臨時接種から定期接種へ移行で生じる被接種者の自己負担を少しでも緩和する措置としまして、本町からも接種費用を補助することで個人負担をより軽減したく、今回補正に計上させていただいているところです。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

水産業振興費の負担金補助及び交付金の増額ですが、これにつきましては、漁業者の燃油に対する補助となっております。リッター当たり10円で、55万ℓを見込んでおりまして、550万円を計上しているところです。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○11番（高橋義友君）

委員会が違いますので、1件だけ教えてもらいたいと思います。

議案44号、令和6年度屋久島町一般会計の補正予算ですけれども、ページは19ページです。款の災害復旧費の目で道路橋りょう災害復旧費、節の公有財産購入費70万円を計上していますけれども、どこの地域で、どこのあれを購入するのか、もうちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○建設課長（計屋正人君）

これにつきましては、口永良部の災害復旧の事業費となります。現在、噴火警戒レベルが3となり、今年度も現在のところ、災害復旧に関する予算計上については計上できていないところです。ただ、今年の3月に噴火警戒レベルが2になった段階で、ある程度口永良部での協議であったりとか、口永良部の必要な箇所の用地買収の動きが取りたかったところなんですけど、予算計上をしていなかったため動くことができませんでした。

ですので、今回、4月13日に噴火警戒レベル3になって、現在まだ工事に関する予算計上はできませんが、また噴火警戒レベルが2に下がったときに動けるような体制をつくるために、今回旅費であったり、船舶借り上げ料であったり、土地の購入費であったりといったところの予算を計上させていただきました。当然、噴火警戒レベルが下がらないと、なかなかこいつの執行といったところはできないかなといったところでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

○11番（高橋義友君）

ここの項目が全て口永良部についてのことを示しているわけですね。それだったらやっぱりちょっとこう括弧でもいいですから、口永良部とかそういうのを明記していただければすぐ分かると思うんですけども、可能だったら次回からお願いいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○7番（岩山鶴美君）

分割外なので、1点だけお聞きします。

屋久島町一般会計補正予算の中の13ページになります。

衛生費の中の母子保健費のところで、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費等助成金の20万1,000円が計上されております。

私も担当の係の方にちょっとお聞きしたんですが、これは新規の事業だということで、しかも2名分が計上されているということをお聞きしました。やっぱり妊婦さんたちにとっては大変うれしい朗報だと思います。その辺の詳しいことが、課長、分かりましたら説明願いたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

ただいまの質問にお答えします。

これはちょっと勘違いされている部分があるかと思いますが、一応2名を見込んでおりますが、これについては、新規事業で国2分の1、県の4分の1補助なんですけれども、これは最寄りの分娩施設、屋久島でいうと徳洲会病院になります。そこからおおむね60分以上かかるところから通院。通院というのも1回です。出産のときの往復についてその金額を補助するということになります。

なので、妊婦健診とか鹿児島、例えば鹿児島で選んで自分で行く場合については対象になりません。鹿児島の場合はハイリスクの方が対象になりますので、例えば屋久島から鹿児島のクリニックとかそういうところで出産しますけれども、そういう自分で望んでいく方という方についてはこの対象にはならないので、金額的には20万1,000円ということで、少ないんですけども、大体2名ぐらい。今1名いるようなことは聞いておりますので、2名ぐらいということで予算を出していると、提案しているということです。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

今の課長の説明で、少しちょっと担当の方と話をする中で、鹿児島に行くことも含まれていたと思ったので、そこは見当が違ったと思うんですが、国と県の補助ということなので、ということは、島内で出産する人に限られるということになりますよね、今の課長の説明だと。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

鹿児島で行く場合は、ハイリスクの方は島内ではちょっと出産が難しいということになりますので、例えば、県内では5か所、その周産期母子医療センターというのがございます。例えば、市立病院、大学病院、今給黎病院といったところが対象になりますの

で、そういうところで出産する場合に対象となってくるということになります。

○7番（岩山鶴美君）

分かりました。それは7月ぐらいからのまた実施ということで、町民に広くお知らせ願えばいいかなと思います。ありがとうございました。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

ありがとうございます。

一応これについては、今、要項の検討をしているんですけども、4月1日からできないかということで、今、考えているところでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

ただいま議題になっております、議案第41号から議案第52号までの12件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第21、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、諮問第1号について御説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、前任者の退任に伴い、後任者として、屋久島町原在住の泊輝善氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これから、ただいま議題になっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第22 令和6年請願第2号 教職員定数改善と義務教育
費国庫負担制度負担率の引
上げ、複式学級解消をはか
るための、2025年度政府予
算に係る意見書採択の請願
について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第22、令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所です。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月10日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前 1 0 時 5 1 分

令和6年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和6年6月10日

令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 6 月 10 日（月曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
4 番 中馬慎一郎	1. 教育支援について (1) 屋久島高校の魅力化プロジェクトのこれまでの評価と課題や今後の展開をどのように考えているか見解を問う。 (2) 中学校・屋久島高校部活動や研究活動においてかかる渡航費支援の拡充が必要ではないか。 (3) 義務教育から高校まで一貫した、屋久島独自の教育プログラムを作成し、屋久島の風土・歴史・文化等を学べる環境を町が作るべきではないか。 2. 災害時における避難行動要支援者の避難行動支援体制について (1) 現在、町内における要支援者数は何名か。また避難支援者の確保は把握されているか現在の調査状況を求める。 (2) 要支援者が指定避難所、福祉避難所を利用する際の個別避難計画や 2 次避難計画、施設整備計画等は作成されているか。	町 長 教 育 長 町 長 教 育 長 町 長 町 長 町 長
7 番 岩山鶴美	1. 屋久島町総合センターの今後について (1) 1 階の改修工事が、8 月 30 日の工期であるがその後はどのような計画になるのかを伺います。 ※部署ごとの配置の丁寧な説明が町民に必要。 (2) 2 階のホールについては、雨漏りや消防法を改善クリアしなければ使用出来ない状態が、長く続いているが、今後の検討をどう捉え	町 長 町 長

	ているのか伺います。 ※修繕をするのか、しないのか。 ※しないのであれば、今後どうなるのか。	
14番 渡邊博之	1. 公共施設における管理計画の現状について (1) (イ)「平内民具倉庫」の評価と位置づけをどう考えているか伺いたい。 (ロ)同施設の管理の現状と将来の展望を示していただきたい。 (2) 長寿命化対象の施設の中で、町営住宅については暮らし最優先の位置づけで、進めるべきだと思うがどうか。 (3) 住民の生活道路でありながら、計画にないのがパイン会社と個人の共同名義となっている道路である。未来永劫このままというわけにはいかない。決断すべき時が来ていると思うが、町道に認定されるための条件を改めて示していただきたい。	町 長 町 長 町 長
15番 大角利成	1. 高齢者福祉対策について (1) 令和6年度の高齢者福祉の重要施策は何か。 (2) 老人クラブ等各種高齢者団体への今後の活動支援についてどう考えているか。 (3) 高齢者等路線バス利用者利用費助成金を増額する考えはないか。 2. 役場としての職場づくりと働き方改革について (1) 課長会と職員会議、並びに職員研修会の開催実態をお示してください。(3年間で可) (2) 多様な職員研修にどう取り組む考えか。 (3) 中途退職者の実態をどう捉えているか。 (4) やりがいを生む業務管理に向けた人事評価制度運用にどう取り組む考えか。	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
11 番	高 橋 義 友 君	12 番	日 高 好 作 君
13 番	岩 川 俊 広 君	14 番	渡 邊 博 之 君
15 番	大 角 利 成 君	16 番	石田尾 茂 樹 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	石田尾 行 徳 君
副 町 長	岩 川 茂 隆 君	会 計 課 長	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二 君	兼会計管理者	木 原 幸 治 君
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸 君	政策推進課長	鶴 田 洋 治 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	泊 裕一郎 君
健康長寿課長	泊 竜 二 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
建設課長	泊 光 秀 君	社会教育課長	佐々木 修 君
教育総務課長	中 村 一 久 君		
監査委員事務局長			

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、4 番、中馬慎一郎君に発言を許可します。

○4 番（中馬慎一郎君）

おはようございます。4 番、中馬慎一郎です。議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

本日は主に 2 点、教育支援についてと災害時における避難行動要支援者の避難行動支援体制についてであります。

まず、教育支援についてであります。今朝、車でここ役場に向かってくる途中、ラジオからのニュースで、2027 年度に中体連の競技がもう 9 種目減るというのが決定したとニュースが流れてきました。私も、今日、本日部活動のことで色々聞こうと思っていたんですけど、何かもう既に出ばなをくじかれた感じがしています。町は町として、やはり子供たちの活躍の場を確保する、維持する、そういったものに取り組むべきだと思っていますし、やっぱり子供たちの活気というのが町の活気にもつながっていると思っていますので、質問させていただきます。

まず 1 つ目の屋久島高校の魅力化プロジェクトについてであります。現在、県立屋久島高校は、県内唯一の環境コースを設ける屋久島町の最高学府であります。部活動では、体育会系部活が 10 部、文化系部活が 4 部、179 名の生徒が日々その研鑽に励んでおります。そのほかにも、島の各地でボランティア活動を励んでおり、様々な活動や地域行事を盛り上げる役目として大いに活躍しております。

屋久島高校については、2020 年改訂された屋久島町第二期まち・ひと・しごと総合戦略並びに第二期人口ビジョンにおいて、この町で安心して子育てができること、引いては町の人口維持に貢献するものと期待され、基本目標の 1 つに、屋久島高校の維持・存続できる生徒数を毎年確保というのが掲げられております。町の総合戦略の 1 つとして位置づけ、それを実行するための屋久島高校魅力化プロジェクトの協定も結ばれております。

屋久島町では、安定した学校運営や生徒・保護者の負担を軽減するための通学補助や、島外から来る学生への補助、また寄宿舍設置、学習環境を補助するアプリの活用など取り組んでおります。また、同校でも独自に民間団体からの補助事業を活用して運営を行っているところです。

令和7年度を初年度とする屋久島町第三期まち・ひと・しごと総合戦略の策定業務事業者も決定し、総合戦略の見直しの時期にもなっているかと思っております。

そこで、1つ目の質問は、この屋久島高校魅力化プロジェクトのこれまでの評価と現在捉えられている課題、また今後の展開を町としてどのようにお考えかお示してください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

議員がお示しの屋久島高校の魅力化プロジェクトは、屋久島町第二期人口ビジョンにおける人口目標及び屋久島町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の達成のために、町は屋久島高校への進学支援を目的とした事業を実施しているところです。

各事業の評価と課題、今後の展望としましては、まずスクールバス運行事業は、島内全域から通学が可能となり、分担金を月額4,000円に統一することで、経済的な負担を軽減し、進学支援としての一定の効果があると評価をしているところです。他地域では、バス運転手不足などにより存続が厳しい状況で、本町でも対岸の火事ではありませんので、交通会社と連携し取組が継続されるよう努力したいと考えているところです。

教育支援アプリ導入支援事業は、学習意欲への対応及び学力向上に効果があると、生徒側からも評価をされているところであり、高校入学を控える中学生や保護者、中学校にも本事業で教育支援に取り組んでいることを知っていただくことで、当校への進学率に効果が得られるのではないかと考えています。

町外高校生受入れ支援事業は、地域みらい留学生として屋久島高校に通学する生徒に対し、下宿費及び帰省費用の一部を支援するとともに、地域みらい留学フェスタを通じた広報活動を行っているところです。当校に今年入学した生徒は4名で、令和2年度からの延べ数は19名となっています。事業の継続には下宿先として受入れ先があつてのことですので、その御尽力に改めて感謝をしているところです。

なお、本年5月9日に県高校教育課から提供頂いた資料によりますと、令和6年度の入学数は、普通科36名、情報ビジネス科29名の計65名で、昨年度より6名減少しています。

なお、中学校卒業者が107名でしたので、60.7%の進学率となっており、こちらも6.3%減少している状況にあります。さらに、令和7年度の卒業生を99名、令和8年度

を117名、令和9年度を93名と予測しており、高校入学対象者が減少していく中においては、本町の目標値の達成以前に、普通科のクラス数の減少や教員数の調整が検討される状況にありますので、まずは屋久島高校を始め、関係者と連携し、卒業を控える町内中学生や保護者に対し、町が先程述べた支援を実施していることの情報を提供しながら取り組みたいというふうに考えているところであります。

○4番（中馬慎一郎君）

来年、再来年、そして、その後の中学卒業生を考えると、本当に町長が言われたとおり厳しい状況が待っていると思っております。また、その後も今の小学6年生が調べたところ130名いるということで少しは増えるんですけど、またその後は108名、104名と、そして、昨年発表がありましたけど、屋久島町全体での出生者が39名ですか。15年たったらその39名をどうするかという課題が出てきます。

屋久島町が合併して今16年、17年ですか、もう15年と言ったらあっという間にやっぱりやってきます。そこを見越して総合戦略というのは考えていかなければいけないのかなと思っておりますが、今回の総合戦略の改訂については、まだ基本方針云々は出ていないとは思いますが、そういったところも、高校教育の在り方については話し合う議題とする予定ではあるかどうか、まずお尋ねします。

○政策推進課長（木原幸治君）

第一期、第二期でも基本目標にしておりますので、第三期についても目標値に設定をする予定ではありますが、先程申し上げたとおりに、地元の卒業生がどんどん屋久島高校の入学に対して関心がないとか、魅力を感じていないということで、どんどん進学率が減っているという状況もありまして、まずそちらのほうに注力すべき、人口減少よりはそちらのほうに注力すべきではないかなというふうに認識はしておりまして、それについて、あえて人口減少の目標値にすることがやっぱり効果があるのかどうかも含めて、ちょっとコンサルとも、関係課のほうとも協議しながら決定をしていきたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

人口が減ることはもう決まっていて、それを無理に増やすというのは物理的に不可能なことであるし、私、個人的には、少なくなることをあまり悲観的に捉えたくないというか、少ないなら少ないなりでやっていくこと、魅力をもっとつくっていけば、自然に人がまた集まったり、何か住んでいる人にとって満足感のある島の暮らしができるのかなと思っております。

その中で、先程課長からも答弁がありましたが、今いる子供たちという話ですが、例えば寄宿舍、今、島外から来る子供たちに寄宿舍を提供していただいて、それはそれで助かっていますが、今現在、保護者のほうや、子供たちのほうからも、その島内にい

る子供たちが寄宿舎に入れないかという声も出ていますが、その辺り、町長はどう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

私も数名の父兄から島内で寄宿舎ができないかという声は聞いています。特に南部というと、湯泊、中間、栗生、永田、吉田地区です。通学費は4,000円で一律にしましたが、それは経済的には助かるけれども、遠いところは1時間ぐらい往復かかるので、部活にしろ、勉強にしろ、そういうことでなかなかなので、これは、私の学生時代は人数が多かった上に寮もあった、下宿もあったという時代でしたから、やはり寮の必要性というのは私も感じているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

ぜひ前向きに検討していただき、島内の子供たちもそういう寄宿舎に入れるような整備をつくってほしいと思います。

経済的なことはもちろんですが、子供たちにとっても1時間、2時間の通学時間というのが、やはり勉強もそうですし、課外授業、部活動、そういったものに影響をかなり与えていると思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

その魅力化プロジェクトを考えていくときに、総合戦略の見直しというところで、コンサルタントが決まっていますが、島内からのやっぱり声をどれだけ拾い上げるかということも大事だと思っています。子供たちはもちろん、保護者、地域の方々、そういった方々の声をこれからどういうふうに拾っていくか、何か総合戦略の中で、この高校に対しての動き、そういったものがあればお聞かせください。

○政策推進課長（木原幸治君）

先日、受託者のほうと打合わせをいたしまして、受託者側のほうからもアンケートの実施、校区単位ごとのワークショップをするというふうにお伺いをちょっとしております。

こちら側としては、確かにゼロからアンケートで課題を抽出するよりは、既に二期までの計画、評価をしている中で、そういったものを十分に生かした形で検討していきたいなというふうには思っておりますが、もう少しいい情報が得られるような工夫は考えていきたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

こういう総合戦略を検討していくときに、色んな各種団体から代表者が集まって検討会が行われると思うんですが、少し前に、教育関係の色んな団体の名簿を見させてもらうことがありました。非常に女性の割合が少なかったという印象でした。たまたま校長であったり、地域のPTAの会長などが男性であったために、そういうふうに見られたんですけど、そういう場所に女性の声がやはり入ってこない、子育てというのは男性

もちろんしなければいけませんけど、女性の声というのは非常に大事なかなと思っています。そういった選定も含めて、高校の魅力化プロジェクト、また総合戦略を練っていただければと思います。これは一応要望です。

次に、中学、高校の部活動や研究活動においてかかる渡航費の支援に拡充が必要ではないかという質問に入ります。

今、屋久島高校では、体育会系が10部、文化系クラブが4つとなっておりますが、やはり少子高齢化によって、その部活の存続というのが危ぶまれております。中には、団体競技においては人数が揃わなくて、島外の高校に練習に行き、そこで合同練習をしながら大会に臨まなければいけないクラブも出てきております。毎回毎回の渡航費となると、非常に家庭的にも負担が大きくなっておりますが、これは、もう中学から始まる本格的な部活動にも同じことが言えると思います。

そこで、今回4月から教育長も代わったばかりですが、今現時点においてのこの中学や高校部活において、渡航費について、教育長並びに町長がどう思われているか、見解をお願いします。

○教育長（石田尾行徳君）

おはようございます。ただいまの中馬議員の質問にお答えいたします。

今回の質問につきましては、同様の質問が令和4年9月定例会におきまして他の議員から出されており、そのときの答弁といたしまして、中学校については、屋久島町立中学校各種大会参加補助金交付要綱により、これまでもスポーツ、文化に関する各種大会への出場に対して支援しているところでありますが、現在のところ、県立学校に町が補助するという制度の導入は考えておりませんと申し上げているところです。

屋久島高校に対する支援につきましては、県が各種大会への参加に係る費用の補助として、離島生徒大会参加費助成事業に基づき、離島生徒が県の指定する大会に参加する場合に遠征費の負担を軽減するため、生徒が利用する最も経済的な離島別旅客航路運賃の2割相当額を2回を上限として助成しているところでございます。

また、学校側の予算としまして、県大会につきましては、1人年1回限りとし、高速船運賃等交通費については実費を、宿泊費については1人当たり2,500円が助成され、さらにその上の大会、九州大会や全国大会については、実費相当額の8割を助成することとなっているようであります。

屋久島高校につきましては、町としましても、これまで先程ありましたが、屋久島高校魅力化プロジェクトとして、できる限りの支援を行ってきているところであり、部活動における活躍を始め、様々な活動により島の活性化の一翼を担っているというところを考えますと、何らかの形で中学校のような支援を考えたいところではありますが、まずはどのような方法で支援することが可能であるのか、また屋久島高校と連携をしな

がら、その方策について模索をしてまいりたいと考えております。

なお、中学校につきましては、物価高騰などの影響に鑑み、熊毛郡内の状況等も見ながら、拡充の可否も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

町長もほぼ同じ答弁でよろしいですか。

それでは、屋久島高校、また中学の渡航費については、現状も十分分かっていただいていると思っておりますが、物価高騰ももちろんそうですし、大会自体が島外に出る機会が増えていると思っております。各家庭の事情も色々それぞれでありますし、これが子供たちと意見交換をたしか昨年1月、屋久島高校と町議会議員の意見交換したときにも、子供たちのほうから大会への補助を出してほしいという要望もありました。子供が家庭の事情を思っこうやって意見を述べるぐらい、やはり子供たちにとっても切迫した状況だったんだと、私はそのとき感じました。

少しでもやはりそういったことを手助けしてあげるのが、やはり子供を持つ親の役目だと思いますし、また屋久島町の行政の役目だと思っております。

島内外に子供たちたくさんいますけど、私も高校は外に出させてもらいました。何で出るかという、島に魅力がないとか、そういうことよりも、やはり外の世界で自分を試してみたいとか、外の世界に出てみたい、そういう気持ちは当然誰の心にもあるものだし、そういった気持ちをももちろん否定するわけではありませんけど、屋久島町は今、世界遺産になって、たくさんの外国人の方や国内からも注目されております。島にしながら、非常に外の世界とつながる機会を設けさせてもらっていると思っております。ですから、そういった特定の分野については、やはり屋久島にしながら外の世界とつながる、また屋久島町が補助をしながらどんどんそういう道をつくってあげることができるんじゃないかと思っております。

これは、屋久島憲章にもうたわれており、全世界の人々と交流をしますとしっかりとわれておりますので、屋久島高校並びに中央中、安房中、岳南中、それぞれ金岳中も含めて、中学から外の世界と広げる機会をぜひ町が設けて補助をして、どんどん屋久島にしながらそういう交流を深めれる、そういう教育行政であってほしいと思います。町長、何か御答弁あれば、今ので。

○町長（荒木耕治君）

外の世界を知るということは、夢を持つということはいいいことだと思います。そういう機会はつくってあげればよいというふうに思っておりますが、逆にそれで島に残るかというのと、じゃあそれで魅力を感じて、子供たちが出ていくという逆の現象も必ず起きてくるんじゃないかというふうに私は思っております。ですから、そういうこと、もろもろのことをよく皆さんと協議をして、いかに屋久島の子供たちを残していくか。ま

ずそれには小学校、中学校、そこで私どもがきちっと屋久島の魅力、屋久島がどうなっていくのかということを教えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

屋久島高校は、昨年環境サミットというのに参加しております。沖縄のやんばるのほうで行われた今回サミットで、今年は北海道に行く聞いております。そういった渡航費も、今、屋久島高校は独自の助成金をもらって何とか捻出して生徒を送っている状況であります。環境サミットに出る屋久島高校の生徒、環境コースの子供たちが多いと聞いていますが、やはり屋久島の地域や自然環境を学んだ子供たちが、そうやって外の世界で自分たちの島をアピールする機会を、もしこの補助金がなかったら出ていけない、発表できないということが出てきます。そこは何とかやはり町としても考えていただいて、全部を補助しろとは言いませんけど、屋久島町が進めていく方針に沿って教育がなされているのであれば、その分野に関しては補助してほしいと思っております。検討をよろしくお願いします。

3つ目の質問に入ります。

3つ目は、今、町長もおっしゃられました義務教育の中で、小学校から中学校までのしっかりした教育をとということなんですが、屋久島高校でも今言ったように環境コースというのがつくられております。地域の自然や文化、そしてまた、その自然や文化から培われた文化や歴史、風習、そういったものを高校生たちが僅か2年で学ぶというのは、やはり短い時間かなと思っております。

町長が言われたように、小学校から中学校、それぐらいから始めていき、高校までつながる、義務教育から高校教育の一貫した教育方針、教育のシステムが必要ではないかと感じております。そうすることで、より深い時間をそういう郷土教育に当てることができ、そして、より深い地元愛というか、郷土愛につながっていくんではないかと思っておりますが、その辺り、教育長、御答弁をお願いします。

○教育長（石田尾行徳君）

議員御指摘のとおり、本町では中学校から高校まで一貫した独自の教育プログラムというものを現在のところ作成してはおりません。県内離島の状況を見ますと、大島地区におきまして与論町などが行っており、中高ともに、1島1校という利点を生かした県指定連携型中校一貫教育校として、全学年2学級維持という目標を掲げ、中高の連携を生かした学習指導となっております。

本町には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、世界に誇れる豊かな自然、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など、教育的資源も豊富であり、また地域全体で子供たちを育てるという

伝統的な地域の教育力も残っているところでございます。

現在、議員がおっしゃるような屋久島独自の教育プログラムの作成については検討しておりませんが、屋久島の風土、歴史、文化等を学んだり、文化系、スポーツ系の部活動における中高の連携が図られたりすることで、中学卒業後も屋久島高校で学びたいという機運の醸成が期待されますことから、屋久島高校と協議してまいりたいと考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

ぜひ高校、中学、また小学校と連携して協議を進めていただければと思います。

既に高校のほうでは環境コースの子供たちが出前授業とか、そういったものも検討していると聞いておりますので、そういったものも、本当に中学の時点で受け入れて、屋久島高校が何を今学んで、どういうふうな子供たちが勉強しているのか見せてあげるのも必要なことかと思っております。

そこで、昨年11月に、世界自然遺産30周年記念式典で、島内の小学生、中学生が様々な研究活動を発表していただきました。ああいったことが、やはり高校までずっと同じ研究テーマで続けられると物すごい力になり、やっぱり郷土のことへの深い学び、深い郷土愛につながると思っております。

ましてや、先程も言いましたが、昨年の出生者数が39名というのを見ると、小学校運営、中学校運営、そして、高校まで、島としてどういう教育の在り方が、100%正しい答えはないかもしれませんが、どういう答えがベターなのかというのを模索していかなければいけません。

町長は、一貫教育について何か思いがあれば、御答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

高校までは思っていませんでしたが、小中は一貫校が、そういう時期が来るんじゃないかなというふうには思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

義務教育の小中はもちろんそうなる可能性も高いんですが、できたら、やはり高校も含めて考えていただければと思います。

外に出る子は子供で、僕は自由でいいと思いますけど、屋久島としてこういう子供たちを育てたい、こういう教育理念があるというものをしっかり打ち出して、そこに集まる子供たち、島内外を含め、子供たちにはやはり支援をして、しっかり人材育成をしていく、そういったビジョンが必要ではないかと思っております。

ぜひその辺りも、第三期屋久島町の総合戦略がもし見直されるのであれば、少し検討していただければなと思っております。

次に、避難支援者の支援体制について質問を行います。

今年の1月に発生した能登半島地震では、非常に多くの被災者、避難者が、いまだに避難生活をしております。早い復興を祈るとともに、これを見てやっぱり各自治体が色んな政策を進めなければいけないと感じておりますが、国のほうでは、各市町村へ避難行動の要支援者の名簿作成や個別避難計画の作成について通達が来ていると思います。現在の屋久島町には、今現在何名の災害時における要配慮者がいて、そのうち何名が避難行動要支援者として登録され、また、その支援者を支援する方の確保などの調査はどこまで進んでいるか、回答をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

要支援者とは、要介護3以上、肢体不自由、視覚・聴覚障害で身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級の各保持者と指定難病等受給者証の所持者及び自力で避難できない方などが対象であります。現時点で本町の名簿登録者数は397名で、避難行動要支援者として申請されている方は97名、そのうち避難支援者としては151名を把握しているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

島内に397名の要支援者、そして、97名と避難行動要支援者ということで、それを支援する151名の方は全て島内にいる方ですか。担当課長もし分かればお願いします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えします。

この151名については要支援者を助けるというか、そういう方になりますので、島内に在住している方ということになります。

○4番（中馬慎一郎君）

中にはやはり独居老人の方々、高齢者の方で1人で住まわれている方は見寄りがなくて、近くにそういう助けてくれる方がいなくて、名前だけ遠方の方が記録する可能性もあるんじゃないかとちょっと心配しましたので、その辺聞いてみたところです。

今現在、内閣府の調査では、国の調査ではこういった個別避難計画の策定をしている市町村は、3月時点でまだ僅か8.7%という数字が出ております。今、屋久島町のこの個別避難計画というのは大体何%ぐらいまで完了しているものか、担当課長、教えてもらえますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

個別避難計画についてでございますけども、個別避難計画につきましては、令和3年度に災害対策基本法が改正されて、自治体の努力義務ということになっております。現在、福祉支援課が中心になって作成の準備を進めているところですけども、具体的には、今後、民生委員等の協力を得まして、台帳登録者、先程の97名を除く全員に申請書を配付し、提出をお願いしたいというふうに考えております。

なお、登録者以外にも支援の必要な方、動けない方とか、足腰が悪い方、先程の身障手帳や要介護まではいかないんですけども、そういう方も1人での避難が困難な方もいらっしゃると思いますので、そういう方も含めまして、見回りはもちろんですけども、防災無線や広報誌などにも広報をして、啓発をして、一応年度内をめどに作成をしたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

防災対策は、よく自助、共助、公助と言われますが、この要支援者に関しては自助ができない方々です。災害弱者とも呼ばれます。民間の住民同士での共助も大事なんですが、やはりそこでは住民も被災者の1人になってしまいます。大きな大規模災害になればなるほど、やはり公助の力というのは必要になってきますが、屋久島町においては、個別支援計画を立てるにも、まず民間の事業所も少ない、そういった人材も少ない現状は重々分かっております。島外のそういう団体とつながっていく必要もあると思いますが、そういった個別避難計画を島外のそういう事業所との連携協定というのは、今、担当課では検討されていますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

この計画を作成に取りかかったのが今年度ということで、まだそこまでは考えておりません。

○4番（中馬慎一郎君）

大きな災害がなければいけないのが一番なのですが、屋久島町も南海トラフとか色々懸念がありますので、できるだけ早い段階でつくっていただければなと思っております。

その中で、国はこの避難支援者の情報共有を速やかにやっていき、避難所への入所手続などのスピード化を図るために、マイナンバーカードの活用も今、研究、調査しております。今、屋久島町の交付率は86.39%と聞いております。交付数が1万128人です。この要配慮者、要支援者の交付率というのは、今の段階ではまだ把握はされていません。質問です。お願いします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

現在のところ把握はしておりません。

○4番（中馬慎一郎君）

そういったところも把握すべきだと思いますが、課長はどう思いますか。もうそこも進めていくと。ただ、これ町民課と連携しなければいけないし、もちろん防災ですから総務課とも連携しなければいけないと思うんですが、その辺りは誰がどういうふうに指揮を執っていくかというのはどうなのでしょう。福祉支援課長でよろしいんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

個別計画につきましては、福祉支援課のほうで中心となって進めていきますので、この辺についても、今、この前ちょっとお話しさせていただいて、そういうのもあるなどいうのを思ったばかりですので、今後また今の意見をお聞きしましたので、我々のほうで、もちろん防災担当含め関係課と協議しながら、ちょっと検討してみたいなというふうには思っています。

○４番（中馬慎一郎君）

町長、今もあるように個別避難計画、避難行動要支援者に対してはやはり課を超えて対応しなければいけません。横の連携、横のつながり、そういったものが重要になってきます。

国が示すマイナンバーカードの制度がこのまま順調に行けば、屋久島町もやはりそれを活用して避難行動や支援をしていかなければいけないというか、そのほうがやはり情報もスムーズに伝わるし、対策がより早くできると思っております。

町長、やはりここはそういう大きな災害対策の本部というのは、どこが、誰が担当して誰の責任でやっていくという、町長の中では考えは、今どうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

屋久島で起きた災害、そういうことは、全て私が陣頭指揮を執らなければいけないという覚悟は持っております。そういう面からも、今議員がおっしゃられるように、色々な部署と連携を取りながら、そういうことはきちんとやっていきたい。

それで、今、マイナンバーカードの普及率を86%ぐらいって言いましたけれども、実は有人国境離島は90%を超えているんです、あのカードは、割引カードは。だから、それぐらいまでには、これも早急に持っていかなければいけないというふうに今思っているところです。

○４番（中馬慎一郎君）

来年は5月29日でしたか、防災の日が制定されると聞いています。また、そういったときには、この要支援者の体制も住民に十分分かりやすい説明ができるような準備が必要かと思っております。それまで大きな災害はないことを祈るだけですけど、本日の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、岩山鶴美君に発言を許可します。

○7番（岩山鶴美君）

皆様、お疲れさまです。今年も梅雨の時期となりました。皆様の体調はいかがでしょう。ここから拝見すると、すこぶるお元気そうに見えますが、みんなにこここされているので何よりですね。私は孫の風邪がうつりまして、コロナの検査もしました。コロナではありませんでした。RSウイルスの風邪を引いてしまいました。孫は40度の熱を出してもすぐに元気になりましたが、2度のがんにも負けなかった私が、67歳にもなるとウイルスには勝てず、こうも体力がなくなるのかと本当に残念の一言です。完治してはいますが、皆様に御迷惑をかけるといけませんので、マスクのままで失礼をいたします。

さて、今回の私の質問は、屋久島町総合センターの今後についてであります。まずは、現在行われています改修工事が、8月30日の工期となっておりますが、その後はどのような計画になるのかを伺います。よろしくお願いをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えいたします。

屋久島町総合センターで現在行われている工事部分につきましては、相談支援センターと、役場安房出張所の2つの施設が入ることとなります。それに伴い、現在、安房出張所が入っている場所に観光協会が入ります。また、調理室につきましても、換気設備などを改修し、子ども食堂等の活用ができるようにしております。工事が完成し、各施設の業務が始まる前には、町報、ホームページ等で町民の皆様に周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

今、町長が答弁くださいましたけれども、工事のほうは何か少し遅れ気味だという情報が建設課からちょっと伺ったんですけど、その辺は町長は把握されていますか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人君）

申し訳ないです。私、資料を持ち合わせておりません。今どういう状態だったのかというのは、ちょっと記憶定かじゃありませんので、そういうような状況です。すみません。

○7番（岩山鶴美君）

町長のほうにも連絡が行っていないのであれば、そうかもしれませんが、少し遅れるのだというのをお聞きしたことがあります。でも、それは想定内のことですから、別にどうということではないんですけれども、私もその工事が始まった頃に、その工事の看板を見ました。安房の方たちは、1階改修工事と書かれても、何がどう改修するのかなというのは、多分分からないでいたと思うんです。あそこは、今、町長が言われたように、安房支所、観光協会に関しては島外の方たちの出入りが多いんだと思いますが、安房支所に関しては町民が出入りを多数しています。そこに、1階のこの工事は、こういう工事をしていますという、町民に丁寧な優しい説明でもないのかなとも探したんですけれども、それはございませんでした。そういうことは、工事する前に町報も探したんですけど、町報とかにありましたか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

工事の内容につきまして、町報等には載せておりません。

○7番（岩山鶴美君）

私もちょっと、私が見落としたかなと思って探してみたけどなかったんですが、町報に上げないにしろ、やはりその場にそういうことを掲げるということは、やはり町民に対するサービスであったり、説明が必要だというふうに思いますので、その辺は今後ともお願いしたいところであります。

今、町長が言われたように、子育て支援センターが2階にありますけれども、1階が基幹相談支援センター、各福祉団体が集うフリースペースであったり、調理スペース、子ども食堂も使われるということで、今、町長が町報とかで、ホームページ等でお知らせするということでしたので、それはそれでいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、2階のホールに関してです。このホールについては、雨漏りや消防法を改善しなければ使用できないという状態が長く続いています。今後の検討をどう捉えているのか、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島町総合センターの改修については、令和5年第2回議会定例会において陳情があり、議会においても議論がなされ、令和6年第1回議会定例会で、議会としての結論を出していただいたところであります。

ホールについては、これまでも幾度となく申し上げてきておりますが、屋久島町公共施設等総合管理計画にもお示ししているとおり、ホール機能は新施設に集約することとなっております。合併後、町内の同様な施設は集約していく方針であることは御理解い

ただいていると思っております。

法的にたくさんの人を入れて使用することが不可能となっておりますので、今後、大規模改修は行わず、雨漏り対策等、軽微な修繕にとどめることとしております。

今後は、新施設の建設に向けて、早期着工ができるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○7番（岩山鶴美君）

今の町長の答弁ですが、確かに陳情もあって不採択に終わっています。それは、それで結果だと思っておりますので、私はそれについてをどうこう言うつもりはありません。私も一住民として、町民の方たちの声を拾ってのことで、今ここに立っていると思っています。

今、町長は、雨漏りは修繕するとおっしゃいましたが、雨漏りだけを修繕するというふうに捉えてよろしいですか。

○町長（荒木耕治君）

中をどんなふうにするにしろ、まず雨漏りを止めないと、中をどうやって使うかということもありますから、雨漏りを止めるということが先決だろうというふうに思っています。

○7番（岩山鶴美君）

確かに町長も雨漏りを見られてのことと思うんですけども、2つのあれ換気口ですか、雨漏りがあって、下に新聞紙を敷いて備えているという状態がずっと続いています。雨漏りに関してだけじゃなくて、消防法で引っかかっているものというのが、排煙設備であったりしているんですけども、今、町長は雨漏りは直すという思いがあるということでしたが、もちろん雨漏りは直していただきたいと思います。長くそのままに放っておくとひどくなる、経費もかかってくると思いますけれども、でも、その雨漏りを直しても、じゃあ消防設備、排煙設備、これは、消防設備士の免許を持った方が毎年検査をされているということで、排煙設備がもう古くて機能していないから、たくさんの方を入れることができないんだということを聞きしています。であれば、雨漏りは直す。だけど、あそこをじゃあどういうふうにするかということの検討はどう考えているんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

排煙設備をやるには相当なお金を伴いますので、それはやらずに、もう人を入れるということはまず考えておりません。雨漏りを止めた後でどうするかということは今検討しているところです。

○7番（岩山鶴美君）

これは、そもそも課によって、担当課が色々違っています。住民課であったり、教育

委員会が住民課に替わったりとか、安房支所に替わったりとか色々あるのですけれども、今、町長は雨漏りを直してくださるといううれしい答えを頂きました。でも、その排煙設備が古くて機能していないのであれば人を入れることができないので、今後どうするかを今から決めるということに言われました。

教育委員会のときだったですか。緞帳も壊れている、あと照明もそうです、音響もそうです。そういうことが機能していなくて、じゃあ今からあそこをどうしようかということなんですけれども、それぞれに多額の経費がかかると思うんですけれども、排煙設備については見積りを出したことがあるというのを伺っておりますが、緞帳とか照明とか音響というのも見積りは取ったことがあるんでしょうか。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

排煙設備のほうにつきましては、正確な見積りを取っておりません。ただ、建築の担当のほうに聞くと数千万円はかかるだろうということで聞いております。

平成30年度に緞帳を含め照明等を見積りを当時の社会教育課のほうで徴しておりますけれども、もう六、七年前になりますが、その時点で1,500万円以上の見積りとなっておりますので、現在の物価高騰等を踏まえると2割、3割の増額になるのではないかなと思っております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。見積りをして多額の経費がかかるというのをお聞きしました。来年で10年になるという口永良部島噴火の全島民避難という災害では、町長の迅速な判断が功を奏して、それに伴って島民の普段からの避難訓練が合わさって大事に至らずに済んだことは、町民は忘れることはないでしょう。町長、あのときは本当にたくさんの方々の協力がありました。感謝のたまものだったと私は思っています。

町長は議会初日におっしゃいました。5月29日、屋久島町防災の日と設定し、災害の危険性を考える、防災意識の啓蒙につなげるんだと。私は大変いいことだと思いました。

町長、総合センターは安房の避難場所でもあります。そのことについてはどう捉えていらっしゃいますか。

○町長（荒木耕治君）

総合センターも避難場所、近くに体育館もありますので、体育館も避難場所にでき得るというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

町長、それはおかしいです。だって、安房の総合センターは避難所に指定されているんです。町長が体育館、あるいは安房小学校だったり、安房小学校の体育館だったり避難場所が指定されていますけれども、総合センターも指定されているんです。そういう

ことを考えると、どうなんだろうかと、やっぱり町民の方々は思っています。

私もいつも言っていますけれども、災害はいつやってくるか分からない。自分が、私も安房出身ですけど、安房にいるときに災害に遭うとは限らない。宮之浦だったり、もしかしたら永田に行っているかもしれない。そう考えると、地域の避難場所というのは、その地域だけの避難場所じゃなくて、私は屋久島の全体の方々の避難場所と思っています。そう考えていただきたい。

そう思うと、町長が雨漏りは直す思いがあるんだっておっしゃってくださいましたけれども、ここの本庁も立派な本庁が建って、この議会の機能だって、最初聞いたときは、ええ議会室が何にそんなにたくさん使うことができるのかと、町民は私だけでなくで思ったと思います。でも、今現在、議会だけじゃなくて、色んな方たちが使っています。色んなグループの方だったり、色んな場所で使われています。そういうことをやってきた町長ですから、2階にぽかぽかの木、下が今改修している。じゃあホールは、雨漏りは直すといえども、じゃあもう使われないのかなという思いがあるんです。結局、排煙設備を直さないと人を入れられないとかとなると、これ直すしかないんじゃないのかなというふうに思うんです。

それと同時に、町長が今から考えていくということは、検討委員会も考えてやっていくんだというふうには捉えたんですが、今。やはりあの場所を本当は舞台にしろ、緞帳にしても、照明にしても、音響にしてもピンからキリまでであると思うんです。贅沢は別にする必要はないと思っています、私は。ですから、ピンからキリまでであるピンでもいいと思うんです。みんなが使って重宝していたところを使えるようにする、雨漏りを直す、多目的の色んな方が使える場所にする。

例えば、雨の日に割と行く場所がない部分について、そこを使うとか、照明が暗かったら明るくすればいいなと思っているんですけれども、そういうことも含めて、避難場所も含めて考えて、今後行ってもらいたいという思いがあるんですが、その辺は町長いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も答弁で申し上げましたが、集約をするという合併をしたときに、これが1つ合併をする意味です。2つあるものを一つにする。ですから、合併はプラスになることだけではなくて、やはり我慢をしたり、辛抱もしなければいけないという部分も出てくるのが合併だというふうに私は思っております。

ですから、今、本庁はゾーニング分けをやっているかと、私は思っております。尾之間、あれは、そこに福祉の構想を持って、屋根つきゲートがあったり、そういうもの。安房は、健康の森の公園がありますから、体育関係と今、体育館も改修をして立派な体育館がありますから、そういう面ではそういう、今の総合センターは、子供たちのそう

いうもの、ですから、そういうふうに変修をして宮之浦に、先程から答弁、集約をする宮之浦の総合センターがもう耐用年数が来ている、体育館も駄目だから、あそこに2つのものを一つにして、今、多目的ホールをつくらうというふうにしております。

ですから、そういう意味では、議員がおっしゃるように、総合センターで催物をやる、今までずっと使ってきたところですから、そういう思いはあると思います。

避難所に指定をしているのは、ホールが使えなくても、例えば、今2階にしても下にしても、今度改修をしたりやりますから、その部分は避難所として使えると私は思っております。

ですから、中の部分は、人を多く入れられない。多くというのがどれくらいか知りませんが、例えば、先般、ある父兄の方と話をさせていただきました。ピアノの練習をする場所が、あそこを使っていたのがなかなかできないんだと言われるようなこともあります。ですから、そういう少ない人たちは入れるような施設にできないのかな。それは100人も200人も入れてやるような施設ではなくて、小グループがそういうもので使えるようなものにはやっていきたいなという思いは、私の中には、今、雨漏りをして、それから先に、そういうふうにはやっていければというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

町長、今、多分アリーナ構想のことを言われたと思いますが、私は、離島開発センターと宮之浦の体育館が一緒になってアリーナ構想というのには賛成しておりますし、何も言うことはありません。でも、アリーナのほうも、設計図を見ると離島開発センターの舞台とほぼほぼ一緒ですよ、同じ設計でつくられています。

委員会でも申しましたが、大は小を兼ねると言いますが、その逆もまた真なりなんです。新しくつくってくれと言うのではなくて、今ある総合センターを、安房の総合センターをどういうふうに機能して、みんなが使えるようになるのかというのが、私は大きな問題だと思っています。だから今ここに立っていますけれども、少し町長がいいふうになったかな、いい考えになったかなと思ったところだったんですが、本当にその地区の幼稚園であったり、保育園であったり、先程町長が言われたピアノ教室のことであったり、ダンス教室の方であったり、今までもそうやって使われてきたわけです。それを今どうしようかという検討をしながら、もう長く使っていない。何で進まないのかと開けてみると、消防設備士の説明によると、その排煙設備であったり、経費がかかるんだと。じゃあいつまでその経費がかかるのをそのままにしておくんですか、雨漏りは直すんですか、直さないんですかという、ここではっきりしていただきたいという思いでいます。

町長は雨漏りは直していただくということでした。ホールに関しては、南分遣所に聞きにいったときに、ホールは使えますということを私は伺っています。で、あるならば、

やはり町民が重宝してきたその場所を、先程も言いましたけれども、避難場所でもありますので、もう少し、これだけのことをやってきた町長、迅速な判断でやってきた町長が言う私は言葉じゃないと思っています。ここは、いやそれはもうやります。どうにかしてやらなければという、どっかから予算を取ってくるぐらいの、私はふるさと納税とか、一般財源でしかできないのであれば、色々と考えて持ってきてもらうのが町長だと思っていますが、ここはつきりしていただきたいと思うんですけれども、あの機能を今後その検討委員会で考えて、あの場所を機能させるということに関して、もう一度町長お願いします。

○町長（荒木耕治君）

先程から申しますとおり、雨漏りは直します。その後どうするかということは、まだ私は決めておりませんので、そこでどんなふうに、今議員がおっしゃられるようなそういうことが可能なのか、あるいはそれをするにはまだ莫大な予算がつくのであれば、そういうことも考えながら今後どんなふうが一番いいのか模索をしていきたいというふうに思っています。

○7番（岩山鶴美君）

先程町長が、屋久島町の公共施設個別計画で集約というのを出しているということ、それは町民は知らないことです。ええ、そうなのという、だと思います。それはこっちの計画です。それに対して、やはり、いやちょっと違うんじゃないかとなったら、町民の声を挙げると私は思っています。だから拙速じゃないですかと言いたいんです。だから、いやアリーナ構想を集約して、町長が向こうに一緒にするというのに関しては何を言わないです、賛成です。

だから、この安房の総合センターについては、雨漏りを直すというのは言っていたきましたけれども、本当は遅いぐらいだと思っているんです。だって、ひどくなってからだと経費がかかるわけですから、多分、そこを、あの新聞紙を敷いて、新聞紙を替えている安房支所の方たちも、どういう思いで私は新聞紙をこうやって替えているのかなとやっぱり思いました。

その辺の色々なことがあって取組がどうなのかなというのがありますけれども、ぜひここはしっかりと捉えていただきたいと思います。それをお願いして終わりたいと思いますが、町長、最後にもう一度おさらいをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

合併をして16年目です。議員の方々はそれぞれ個々に思いがあると思います。私はそれを全部聞いて、全部やっていこうという立場にいます。ですが、財政的に非常に難しい。だから、合併をしてバラ色の屋久島町が来るわけじゃないと、私はその当時思っていました。やはりきついこともある、我慢をしなければいけないこともある。ですが、

この16年でもうその部分が抜け落ちていっているんだろうというふうに私は思っております。

ですから、町民の皆さんも、それはやらないとは言わないんです。やはりいい町をつくっていくというのは私の仕事ですから、それはやります。ですが、やはり順番もあります。色々大きなこともやってきました。今、ごみの焼却場もまた新しく、これはもう私は負の遺産だったというふうに思っていますから、これは早急にやらなければいけないと思って、今やっています。

ですから、財源があれば、それは、皆さん16人の議員の方々がおっしゃることを全てやりたいと思いますが、それには順序もあります。何で自分の言ったことを先にやらなにかという不満もあるかもしれません。ですが、やはり全体的な財政の中を考えていかなければ、どこからやっていくのかという判断を、今色々な形でまた私もやっていっております。今日議員と話をして、やはり地元地区にはそういう思いがあるというのは確かにそうですから、それが少しでも反映をできるように、またその会議の中で、そういう話もし、指示もしていきたいというふうに思います。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございました。先程の町長の安房総合センターが避難場所であると言いながらも、2階じゃなくて、ほかのところに避難できるんだという、その言葉は納得行ってません。やはりそういう言葉は、私はおかしいんじゃないかというふうに思っておりますので、そこは訂正していただきたいなという部分はあります。

今既存している部分をどうにかしていいふうに使っていく、そういうことに関してしっかりと取り組んでいただきたい。それぞれに課が違う部分がありますので、特に横の連携をしっかりといただいて、この話を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、建設課長より発言を求められていますので、許可します。

○建設課長（計屋正人君）

午前中に岩山鶴美議員の一般質問の中で、現安房総合センターの改修工事の進捗につ

いて御質問を頂きましたが、改修工事は、1 工区建設工事、2 工区空調電気等の管工事としてございます。2 工区とも8月30日を工期としてございますが、現段階において、請負業者さんから工期の延長の要請等を頂いているような状況ではございませんので、御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、14番、渡邊博之議員に発言を許可します。

○14番（渡邊博之君）

気合を意識して発言してまいります。日本共産党の渡邊博之でございます。自民党の裏金づくり問題が日本の政治の重大事となっていることは、この間の一連の選挙で国民が下した判断にはっきりと示されています。地に落ちた政治の信頼を回復させるといながら、与党と維新の3党が数の力で衆議院を通過させた政治資金規正法の改正は、肝心要の企業献金を温存する中身で、国民が願う改革とは程遠いものになっています。政治とカネの問題は、参議院でも引き続き追及されなければならない重大な課題です。

一方、そのどさくさに紛れるかのように、地方自治の根幹に関わる重大な法案が、十分な審議を尽くすことなく成立させられていることは見逃せません。

その内容は、国民の安全に重大な影響が及ぼす事態と判断されれば、国は地方自治に直接指示できる、指示権を行使できるというもので、国と地方自治体は対等、平等とする大原則を崩し、自治権が奪われかねないとの懸念が広がっています。

その狙いについて専門家は、戦争をする国づくりと一体で、軍事的有事の際、有無を言わず自治体を丸ごと戦争に動員するための布石であるとともに、憲法に緊急事態法を明記するための先駆けだと指摘しています。

アメリカが始める戦争に、自衛隊が自動的に参戦する、戦争する仕組みがほぼ整いつつある中で、自治体住民の生命、財産を守るその責任からも、地方から戦争動員の仕組みづくりをやめさせる運動が急務になっていると感じています。

以上を申し上げ、以下、通告の内容で質問してまいります。

今回、私は、公共施設における管理計画の現状についてというくくりで3点の質問を通告していますが、3点目の町道認定については、くくりの枠外であり、趣旨を生活環境の整備に訂正して質問することをお許しいただきたいと思います。

それでは、まず質問1を行います。

始め、平内民具倉庫の評価と位置づけをどう考えているかについて、教育長にお尋ねをいたします。

そして、町長も、最初に当選された直後あたりに民具倉庫を訪ねられているようです。その際、入るなり、「おおー」と感嘆の声を上げられたと聞いていますが、そのときの

感想を覚えていらっしゃれば御披露ください。

以上、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊博之議員の質問にお答えします。

まず、私が当選してすぐ民具倉庫を見に行ったときの気持ちは、今でも覚えております。古く、何ちゅうのかな、いい形で色んなものが、中いっぱい、もう所狭しといっぱいあって、これはもう屋久島の歴史というか、そういうものを伝える、またそして大事にしていかなければならないという思いはすごく感じたのを、それは今でもそういう思いでおります。

それで、平内の民具倉庫の評価と位置づけについてになりますが、平内民具倉庫は、旧八幡中学校講堂跡を使用し、旧屋久町の集落、個人から寄贈を受けた民具を収蔵している施設であり、平成25年から毎月第2日曜日とその前日の土曜日に一般公開を行っているところです。

また、隣接する八幡小学校を始め、小中学校の体験学習の場としても利用されていることから、旧屋久町地域における郷土教育の充実を図る大変重要な拠点としての機能を有する施設だというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

町長が民具倉庫を訪ねたときの感動と、私も同様の感動を覚えました。何ととっても、自分がまだ小さい頃に使っていた道具があったということのやっぱり感動ありますよね。ですから、あの民具が、町長も言われましたように、どれだけ大きな、自分たちにとって、屋久島にとって大きな宝かということを町長の答弁でも示していると思いますが。

ここで、お一方の名前を出していただいて、少し民具についての見識を深めていただきたいと、いきたいというふうに思っていますが、合併前から民具の収集をされて、旧町時代から、そしてそういう整理をされ、あるいは活用をしたり、説明をされたり、管理をされてきた、そして現在は旧上屋久町の歴史民俗資料館も管理をされている黒飛さんは、皆さんも御承知だと思います。今日は傍聴にも来ていらっしゃるようですので、

名前を出すことをお許しいただきたいというふうに思います。

その黒飛さんが「民具マンスリー」という、こういう本を出されて、出版されて、これは共著ですけども、この中で民具について単なる展示物と捉えるのではないと、今もなお民具は手の延長である。言い得て妙だと思いますけれども、手の延長、そして民具に触れて使ったときの感覚が分かって、初めて民具とは何なのかがようやく分かるという解説、解釈をされています。そして、当然ながら、町長も言われたように、島の歴史、そして生活を表す、個々人の生き方がその民具に詰まっていると、込められていると、こういうふうに表していらっしゃいます。

この本の中では、屋久島の場合は、人々の暮らしは山に10日、海に10日、野に10日というふうに、いわゆる一次産業で一年が終わると、一月が終わるという表現になっているわけですけども、言うまでもなく平地もない、そして荒々しい山岳、海も荒々しいですね。だけど、こういう自然を相手に生きてきた、歴史をつないできた、当然そこには色んな悲劇もあったでしょうけれども、それだけたくましい何か生き方を屋久島の人たちはやってきたんだということが分かるというふうに思うんですね。私も、このことを読んで思いをはせたのが、そういう厳しい生活の中で、人々の暮らしの中で当然生まれてくる必然性があるのが、結といいますか、助け合いですね。共同、協調の、そういう社会が当然強いものが生まれていただろうし、それが屋久島の全体の人々の暮らしと命を守ってきたというふうに考えると、本当にかげがえのない宝だということが言えるんじゃないかというふうに思います。

教育長、さっきはすみませんでした。何か教育長の感想があれば、今の段階で、お聞かせください。

○教育長（石田尾行徳君）

ありがとうございます。私も先般、平内民具倉庫のほうを訪問させていただいて拝見いたしました。昔の道具等がいっぱい所狭しと並んでおりまして、これはやっぱり小中学生にとって体験学習の場でもありますし、また郷土教育の場としても非常に価値のある施設なんだなということを改めて実感したところでした。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

民具に対する認識、これは当然旧上屋久町の歴史民俗資料館にも言えることだというふうに思います。そういった意味で、では現状はどうかということを見ていきたいと思うんですけども、現状について、現状についての説明と見方といいますか、そして将来どうするのかの展望をお示しいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

平内民具倉庫は築58年と古く、施設の老朽化が著しいことから、平成28年3月策定の

屋久島町公共施設等総合管理計画において、屋久杉の館、屋久杉自然館別館への集約を計画しているところです。屋久杉自然館に隣接整備することで、施設の維持管理費の削減を始め、入館者の増などの相乗効果が期待されるところであります。

○14番（渡邊博之君）

現状をもう少しやはりサイジツに見ていく必要があるなというふうに思います。合併して既に16年ですよ。その間、民具倉庫がどういう位置付けがされてきたかということでは、大事な宝と言いながら現状はどうかということもしっかり見る必要があると思うんですね。

歴民と言わせてもらいますが、歴史民俗資料館にはこういう評価の高いパンフがあります。これはもう旧町時代からあるやつですけども、一方、民具は、黒飛さんが作られた、本当に手書きと言っていいと思うんです。むしろ写真よりいいかもしれませんけれども、これが悪いとは言いませんけれどもね。ここには予算は使われてないということになるわけですね。こういう違いもはっきりと見ておく必要がありますし、それから、さっきの倉庫にはもう既に訪館者もいらっしゃるわけですけども、あるいはお年寄り、高齢者の方々が施設から民具の見学に来ると。そうすると、民具を見た途端に、顔色が変わる、目色が変わるというんですね。その感動というか、そういうのは大事なことで、これからもぜひ続けてほしいんですが、トイレがないとか、水を飲む場もないと、水回りもないと。こういう環境は、合併してもう十数年続いているわけですね。

だから、これは大事なという中で、少し乖離しているということは認識をしていただけたらというふうに思います。そういう点では、やっぱり急ぐべきだということがこの中で見えてくると思うんですね。急いでどういう形にするかということの検討が必要になるわけですが、さっきも既に町長が3月に策定をした公共施設総合管理計画、これに基づいて、歴史民俗資料館、平内民具倉庫については、令和9年に屋久杉自然館に集約する、要は統合する、そしてスペースが足りなければ建て増しをする、増築をするというふうな結論を出していらっしゃるようであります。

そして、3月からこの間に4回のワークショップを行っておりますよね。ワークショップについての意義をお示しいただけないでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治君）

議員がおっしゃられているのは公共施設再配置ワークショップのことだと思います。こちらについては、一連の経過については、町報で募集をかけて、実際は民間の方々21名御参加をいただいて、ワークショップをいたしました。結果、4回の会議をしておりまして、主に尾之間支所の在り方、宮之浦支所の在り方を中心に、校区単位で議論をし

ていただきました。

その中で特に大きなものは、今度建設をしていこうという多目的交流センターの建設位置であったりということが主な決定事項という形で、令和5年の2月にワークショップの提言書を頂くということをしております。それが目的になってしまっておりますが、今回の平内民具倉庫のことについては、このワークショップの中では議論されておりました。

○14番（渡邊博之君）

私は、頂いたのは政策推進課の令和3年の3月、施設個別計画という内容で行っている、この中でワークショップがなされている。少しその辺、もうちょっと、今やられていないと言われましたけれども、この関係をちょっと教えてください。

○政策推進課長（木原幸治君）

先程申し上げました公共施設再配置のワークショップは令和4年の事業でして、個別計画につきましては、改訂版があるんですけれども、それは令和3年が最終版になっております。

○14番（渡邊博之君）

私は令和3年のこれしか持ってないんですけれども、この中で、社会教育系施設では以下の2施設があり、いずれも築40年ですね。歴民が40年です。平内民具倉庫はもう50年、57年ということ。そういうことをやった中で、ごめんね、ちょっと待ってくださいね。第3回のワークショップで、安房中学校区エリアのくくりで、屋久杉自然館、そして平内民具倉庫がワークショップのテーマに、題材になっているんですが、確認できますか。第3回、ごめんなさい、これはだから令和3年の3月。あなたは4回って言っていました。これは3回ですね。その前のやつです。いいです、いいです。行われているんですね。

そして、このときに集約として、施設方針メニューとあって、社会教育系施設集約化、歴史民族資料館については屋久杉自然館に集約化を検討する。ただし、検討する上で、集約化だけでなく、各施設を巡る仕掛けづくりなどの見せ方の工夫をすることも考慮する。そして、屋久島町の方針は、歴民、平内民具倉庫ともに長寿命化改修及び建て替えの時期の到来で、同様ですね、要するにワークショップの提言のとおりというふうになっているんですが。

ところが、このワークショップのこの集約、ここに大きな矛盾を私は感じているので説明していただきたいと思います。ちょっと読み上げますね。この最後のところに安房に集約するという結論を出しているわけですが、このときの提言です。これ提言書ですから、ワークショップのですね。屋久杉自然館・歴史民俗資料館・平内民具倉庫の利活用についての提言、屋久杉自然館、屋久杉の館については大規模改修をベースとし、歴

史民俗資料館、平内民具倉庫については民営化の検討を行い価値を上げるとしています。もう全く別々に考えていて、何か集約ではないですよ。これを一緒にするとかって書いてないです、提言がですよ。だけど集約になっている。さらに、民具、歴史は同じ町でも地域によって違うため、屋久島町においても北部、南部にそれぞれ必要だと。専門性の高い施設であるため、専門職員の安定した雇用、配置が必要である。次の提言。文化の集約は難しいので、特色ある分散を行い、観光客にも地元の人にも愛される歴史文化施設の運営を行う。次です。展示する民具、できる体験を地域性や集落によって特化・充実させ、屋久島町全体で情報を共有し、住民にも観光にも自然と巡ってもらえるような仕組みにするとよい。

ほかのグループからの意見。ほかのグループ、ちょっと私もつかんではいせんけれども。歴史民俗資料館及び平内民具倉庫のソフト面の内容はすばらしいので、旧上屋久町と旧屋久町のそれぞれの歴史を学ぶための見せ方を工夫することで対応は可能。その選択肢としても複合化、統合じゃないです、複合化も視野に入れた検討も必要と。提言による配置図案なんていうのもありますが、ここでも屋久杉自然館と歴史民俗資料館、平内民具倉庫については、建物の老朽化が著しいため、歴民と倉庫についての提言ですね、建物の老朽化が著しいため、民営化などの選択肢を踏まえて移転を検討してほしい。今の場所である必要はないが、その地域の歴史を知るための施設なので、北部、南部それぞれの位置にあったほうがよい。

今見てきたように、集約化ってないんですよ、この提言の中。ところが、このワークショップの中では集約化にいきなりなっちゃっている。これは大変な問題じゃありませんか。提言されている中身と全く違うものが町の方針としてですね、もちろんワークショップのどういう関わりか分かりませんが、整合性が全くないというか、このまんま進めるわけにはいかないというのが私の意見なんです、その説明ができますか。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時06分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治君）

渡邊博之議員の御指摘についてお答えをさせていただきたいと思います。

渡邊博之議員が御紹介いただいた各委員からの御提言につきましては、令和5年2月

に出されている提言書の中にも、そのままその文章で記載をされていることは事実であります。なので、町として間違った提言書を出したわけではなくて、提言書としては公表させていただいております。その後、令和3年の段階で個別計画の策定をしているところなんですけれども、そことの整合性、提言書に対しての計画変更というのはまだやっていないというふうに認識をしております、ちょっと私、昨年会議にずっと出ていなかったということもございまして、前任のほうと確認をしながら、19日の全員協議会のときにまでも調整をいたしまして御報告をさせていただきたいと思います。

○14番（渡邊博之君）

これは個々の事情がどうか、そういうことじゃないですよ。大事なことが根拠のないものとして、町長の方針になっている、町の方針になっているというところがやっぱり問題なので、そこはしっかりと説明をして、後で議会に報告していただきたいというふうに思います。

私は先に議論を進めたいんですが、町長、今も言われたように、筋論からしたら、町長が今おっしゃった移転ですね、移設ですね、これは根拠がないということになります。むしろ、提言の流れとしては、そうじゃなくて別々に造ったほうがいいんじゃないかというような提言、多くがそうですよね。これ、やっぱり非常に大事なんだというふうに思いますね。その後のことは、ですから私は一旦白紙状態にするということが肝心で、そこからもう一度、この提言も大事にしながら、もうちょっと大幅な、幅広く議論を広げていく必要があるということをまず申し上げたいと思いますが。

そこで、もう一つお聞きしたいんですが、これはワークショップなども含めて、こういう結論を出すまでは政策推進課が主になっているんですね。ところが、やっぱり、施設にしても、あるいは文化財にしても、民具にしても、教育委員会の管轄じゃないですか、実際は。この過程の中で、教育委員会あるいは文化財保護審議会がありますよね、こういうところの意見が全く反映されていないというおかしさは、これ感じるのは私だけでしょうか。町長、いかがですか、この辺は。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治君）

この会議等については、所管課の教育委員会等も御参加いただいて議論をしていると認識をしております。

○14番（渡邊博之君）

私が言ったのは、教育委員会、教育委員の方々も参加しているんですか。で、文化財保護審議委員の人たちも参加をして議論をしてきたということですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

所管課のほうは参加をしておりますが、その所管課のほうで文化財の審議委員会であったり教育委員会の定例会議で御議論いただいてはいないと認識しています。

○ 14 番（渡邊博之君）

結論先にありきで、少し急ぎ過ぎではないかというふうに思うんですね。これまで議論してきたように、大事なものであればあるほど、多くの人たちの意見を聞いて、あるいは専門家の意見も聞いたりして、私はこれはこれまでのワークショップも生かしながら改めて仕切り直すと、そして、できれば教育委員会に移してもらって、そして保護審議会委員の皆さん、教育委員の皆さん、あるいは担当、関連の皆さんの意見を聞き直すということを提案したいんですが、どうでしょう。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

この4回のワークショップの後に、今度は各種団体長のワークショップもしまして、その中でも御意見があった部分については、その各種団体長の中でのワークショップでも報告をしてきました。公共施設管理計画の改訂のときには、その意見を反映ができておりません。なぜかという、ワークショップの意見が今年の3月までの取りまとめでしてききましたので、その部分が反映されておりましたので、3月にお配りしました多目的交流センター（仮称）、建設管理運営事業の基本計画案の10ページの中で、そこは平内民具倉庫の件じゃないんですが、資料館の移転をするか、しないかという中でも意見がありましたので、その中で歴史民俗資料館については、老朽化や低地を考慮し、将来的な移転を検討を進めますと。

まずは検討しますということで、その次に町民の意見がありましたので、町民や観光客が屋久杉自然館、世界自然遺産センター（安房地区）、平内民具倉庫（平内地区）、文化村センター（宮之浦）などの町内の他の文化施設を巡ることで、その地域の文化の豊かさを育む仕組みづくりを今後推進しますという形の中で、検討事項として、ちゃんとしっかり皆さんからの意見を附帯事項と入れていまして、これと公共施設はちょっと時間がずれてきていますので、今後この意見を基に公共施設の施設の在り方についてもちょっと今から議論をしていかなければいけないのかなと思っておりますので、今まで各種団体、そして町民から頂いた意見についてはきっちりと反映する中で計画づくりを進めましょうという、意見の合意形成は得られているところです。

○ 14 番（渡邊博之君）

会議というのは、審議というのは、前のやつを踏まえてね一つ一つ重ねていく、見直しはあってもいいんですけども、ただ、今、課長の言葉そのまんま行きますと、町長が今日議会で答弁した自然館に集約をすると、それは矛盾しませんか。だから、もう結論、町長が言ったのは結論になっちゃっているんですよ。それはまずいでしょうと。

だから、今、町長には、白紙とは言いませんけれども、もう一度しっかりと提言も踏

まえた、そういう議論をやり直してくださいと、しっかりと教育委員の方々とか、文化財保護審議委員会の皆さん方の意見も聞いてという提案をしているところなんです。そういうことです。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が申されるように、結論ありきではないということでございます。ですから、今までの会議、色んなものを精査して、もう一遍きちんと会議をして新たな結論を導きたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

今日は民具を主人公にしていますけれども、やっぱりそうやって徹底して議論してくれること、結果はどうであれね、民具も喜ぶんじゃないでしょうか。そのことを申し上げて、私の質問は、この質問は終わりたいと思います。

次に、同じ計画の中にある町営住宅についての質問をさせていただきます。

長寿命化計画、そして廃屋として取り壊していくというふうに、分けられているわけですが、そのままにしていくと、もう使えない住宅をですね、これだけはやっぱり後世の人たちに譲るわけにはいきませんから、それはしっかりと廃墟として壊していくと、整理していくということも大事だということを申し上げた上で、長寿命化計画、さらに耐用年数を過ぎてもまだその役目を担ってもらおうとする、そういう計画の住宅については、私はやはり暮らし優先、そこに住んでいる人たちの暮らしを考えたら、古いわけですから、早く優先的に修繕をしたり改修をしたりという、そういう姿勢が大事だというふうに思うんですけれども、町長、見解をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

町営住宅につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とした屋久島町公営住宅等長寿命化計画を策定し、住棟ごとに改善、修繕等の活用方法を定め、長期活用することを目的に改修事業を実施しています。これは、国の定める公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、現在、団地の需要、効率性、立地の評価、また住棟ごとの物理的特性を評価することにより、継続管理する住戸、改善を要する住戸、廃止をする住戸を選定しています。これにより、維持管理、改善を要する住戸の事業スケジュールを策定し、社会資本整備交付金事業を活用し、改修工事を進めているところです。

公営住宅を始め、長寿命化の改修を進める公共施設や老朽化した社会資本インフラの再整備に要する多額な経費は、限られた予算をそれぞれの各計画のバランスを取りつつ、なるべく予算の平準化を図りながら長期の取組により進めなければなりません。公営住宅もその重要な一つと捉え、現行、公営住宅等長寿命化計画に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

ありがとうございました。長寿命化計画は私の近くの香附子住宅団地なんかは行われたわけなんですけれども、その後の様子を見ますと、入居者が非常に希望者が多いとか、住んでいる方も喜んでいらっしゃいます。やっぱり快適な住宅になったということは大きな影響を与えるんだなということも感じましたので、大事に使うという意味での長寿命化改修、これは大いに組んでいくべきだというふうに思います。

ただ、そういう中で、長寿命化計画というのは比較的大規模な工事になるわけですね。ただ、それまでの住宅というのは、とにかく古いことはもう間違いないわけで、その古い住宅に対してのいわゆる修繕ですね、長寿命化計画が来るまで我慢をとというのはまずいだろうというふうに思います。やっぱり、しっかりと快適な生活を保障するような、そういう対応が必要だというふうに思うんですけれども、ある住宅で私は集まっていたいて色々な意見を聞いたときがあるんですが、この住宅も長寿命化計画が、令和14年ですね、計画の中では実施と。ですから、まだあと七、八年あるわけですね。今の実態を色々と聞きましたところ、壁の剥がれ、それからドアの腐食、流し台も上がっていました。それから換気、押し入れの湿気、ガラスのパッキンがもう駄目みたい、床が落下とか、階段から水があふれ出すという、私も見ましたけれども、ちょっと不思議に思いましたが、どこか雨漏りがして、そこへ流れ込んでいるんだろうというふうに思います。あと天井の染み、網戸、それからガラスの割れ、シロアリの疑いというのもありました。これが長寿命化計画に入る前の住宅の現状ですね。

もちろん、この中には長寿命化計画という少し大規模な予算を使ってできないものもありますけれども、大方やはりしっかりと修繕・修理ができるものもありますけれども、これは当然やっていくという方針で理解してよろしいですか。

○建設課長（計屋正人君）

団地全体の長寿命化計画じゃなくて、個別個別の、一つ一つの小さな修繕というのは現在も修繕依頼を受けて行っているところでございます。ただ、内壁が使っているうちに破れたから、そこをやってくださいねとか、そういったところの対応ではなく、例えば炊事場の水栓の部分からたくさん水があふれ出るとか、そういったところの改善であったり、そういったところは随時、要望を頂いた中で、予算の範囲内で上手にバランスを取りながら実施をしているような状況でございます。

ただ、議員が申し上げるような、多額のお金を一つの戸に入れて大規模な改善をするということはありません。

○14番（渡邊博之君）

大規模改修は分かります。二重になってしまうわけですから。ただ、今、課長が言われて、できることは随時対応していくということなんですけど、私が聞いたこれらも、多分もう行政側には行っているというふうに思うんですね。やられていても、まだこれだ

けの修繕事項が上がっているという理解をしていただきたいと思います。本人たちも職員の方に聞くと、お金がないと言うんですよ。これは職員から見たら、お金がないと判断するのは当たり前だと思います。

最近、住宅の修繕費というのは予算の面でもすごく少ないと思うんですが、年間幾らになっていますか。

○建設課長（計屋正人君）

1,000万円前後で推移をしていたと思います。

○14番（渡邊博之君）

旧町ときは私も盛んに言いまして、大体1,000万円ぐらいの修繕費をつけていましたよね、たしかね。合併をして、たしか初年度、2倍ですから多分2,000万円の修繕費があったと思うんですよ。それだけ増えるわけですからね、領域が。それからすると、1,000万円あると思ったんですが、やっぱりそういう意味では、当初からするともう半減しているんじゃないかと。そういう中で職員の皆さんが予算がないと言うのは当然だし、住民の皆さんからそういう不満の声が上がるのもこれまた当然だというふうに思うんですね。

長寿命化計画に行くまでの間というのは、かなりそういう意味での修繕とか手を打つ箇所というのは、新しいところでずっと増えていくと思うんですね。町長、これやっぱりしっかりと改善する必要があるというふうに思いますが、予算はともかくとして、来たものというのはやっぱりなるべく受ける。金がないと言わないで。私、金がないんですかって聞かれると、正直に答えなきゃいけませんので、屋久島町には20億円の基金がありますよということを言わざるを得ない。これ皮肉でも何でもなくてですね。

そういうことでは、やっぱり増やしていただいて、そして応えていく、こういうので安心した住宅、あるいは長寿命化計画を待つことになるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

町営住宅の件はずっと個人的にも思っておりまして、合併をして熊毛管内で見ても、屋久島町というのはすこぶる多いですよ、町営住宅。それだけ両町で造ってきたということ。そしてまた、老朽化したものも多いです。ですから、今、その当時は住宅がなかったから造ってききましたけど、今はですね、民間が住宅経営をやり出してきて、かなり新しい住宅ができてきました。そして、そこに移られる方もいらっしゃる。ですから、空いている住宅もかなり出てきました。

ですから、今、あまり古いところは政策空き家にして、もうあとを入れなくて、そして、そういうところは解体をして、また新しいものにしていくというのをやっておりますが、なかなか、例えば1棟、昔の4戸長屋ぐらいのところに、3つぐらい、3戸ぐら

いあっても、そこから今度は移ってくださいと言っても、なかなか移らない現状もあります。生活は住みなれたところがいいでしょうから。だけど、きちんと言えば補修をして、今、町でも大工2人常用してしまして、ちょっとしたものは町で抱えているその大工に行ってもやってもらっているというのが現実にあるわけですから。それでも手が回らないという部分もたくさん、それだけ住宅の数をいっぱい抱えているというのがあるわけですから。

ですから、残すもの、壊すもの、そういうものを、今、住宅係にも指示をしています。もう相当お金を入れなければいけないところは、要するにその近隣の住宅で、きちんとして入れるようにして、入らない住宅があるんですよね、そこに移ってもらう。それで、あとは整理をしていくということをやらないと、いつまでも整理がつかないという状況ですから。今、議員が言われるように、要望はなるべく、毎日のことですから、住むところですから、それはそういうふうにしちんとしていきたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

町長から前向きな回答を頂いたというふうに思います。ぜひそういう方向で、職員にですね、予算がないと、やはりそういうつらい返事をするということがないように、御配慮をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問を行います。パイン株式会社が分譲地として一定の地域を売買をやって、そしてそこへ移り住んできた方々、長い方で30年も超えるという方々もいらっしゃると思います。そして、分譲地ですから、集合体地域として、そこに生活が生まれるわけですが、この環境では道路が未舗装、未整備ですね、こう言っていいと思います。未整備の状況が続いている、その最大の原因が、その道路がパイン会社と個人の共同名義となっていることに起因します。何でこういう売り方をしたのかという、私も腹を立てたこともあります。町長も議会でそういう答弁をされたこともあるんですが、これは今のところ本当に分かりません。分かりませんが、このまま未来永劫というわけには、やはりいいかないんではないかと思っています。

私はもう決断をすべき時が来ていると思うんですけども、時間がありませんので、その後の展開を少しお話ししますと、私自身もパイン会社と直接交渉をして、そして話し合いをする中で、町道としていわゆる使ってもらえるなら無償で提供したいというのを約束して、誓約書も交わすというところまで来ています。それで、これはもちろんどこと契約するかは今後のことなんですけれども。

そうすると、私はもうこの町道認定をしないという理由がなくなっているんじゃないかと思うんですが、まだその町道認定の条件というのがほかに何かありますか。

○町長（荒木耕治君）

細かいことはよく分かりませんが、それ、パインが町に寄附される何なりしたら、それは町道として当然幅員が4 mぐらいあれば、私はいいと思いますけど。町にですよ、パイン側が町に寄附、名義を町に移してくれればですよ。

○14番（渡邊博之君）

私、怒られるのかと思ってびっくりしましたがけれども、意外な答弁で本当にうれしい限りです。町長と議論していて、うれしいなと思ったのは2回目ですかね。（笑声）

本当に、そういう意味じゃね、確かにおっしゃるとおり、もう条件がなくなっているというふうに理解していいと思うんですね。そういう意味では、多くの住民の皆さんがやっぱり疎外感を持っていました。私たちはもう30年、当時はまだ20、30年前でしたけれども、長い間住んでいるのにねえって、税金も払っているのにねえっていう。そこには、しかし今言ったような困難な条件があったわけですね。それがしかしもうクリアできるということになった以上、本当に喜んでくれるというふうに思います。

今日はる言いましたけれども、ぜひ教育長も含めて、いい政治が今後も展開できるように力を携えていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時45分から再開します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より発言を求められていますので、それを許可します。

○町長（荒木耕治君）

先程、渡邊議員の最後の質問で、幅員が4 mと無償提供があれば舗装するという発言をしましたけれども、少し、条件がもう1個あって、流末処理等を含む排水の問題がありますので、流末処理、そういうのが整えば町できちんとやるということに訂正をさせていただきますと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、15番、大角利成君に発言を許可します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまです。15番、大角利成でございます。休憩時間に少し頭の回転、整理が済まれたでしょうか。私、少しぼやけてしておりまして、持ち時間やれるかどうか心配ですけれども、許可を頂きましたので、通告に従いまして質問をいたします。

3月に開催されました令和6年町議会第1回定例会での荒木町長の施政方針の説明を受け、確認の意味も含めて、今回は高齢者福祉対策と役場の職場づくりと働き方改革についての、大きく2件について質問をいたします。

一般質問は町長への質問であり、担当課長に求めるような質問はすべきではない、このように私は研修会等において教わってきたと記憶しております。そういう意味から、できるだけ町長とキャッチボールをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は質問項目が多数でありますので、早速1点目の高齢者福祉対策についてお尋ねをいたします。

人口減少、少子高齢化社会に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくりが求められているとのことで、荒木町長は、子供の健やかな成長を支える環境整備や、子育て世代を支える機運を醸成することが必要と考え、子供を持つ親が安心して働き育てていく環境づくりの各種支援策が先般示されたところであります。

他方、高齢者福祉対策につきましては、従来からの各種事業は継続するものの、シルバー人材センターの設置に向けた可能性を模索する考えを示したほかは、あまり深く触れませんでした。

高齢者福祉対策、1項目の質問でございます。今年度、令和6年度の高齢者福祉対策の重要施策、柱は何でしょうか、何とお考えでしょうか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えします。

高齢者福祉の重要施策としましては、高齢者が生きがいを持って自立した生活ができるよう、介護保険事業はもとより、敬老祝金等支給事業や寝たきり老人等介護手当支給事業、高齢者等バス利用助成事業、老人クラブ等高齢者団体への助成事業など、今年度も継続して実施してまいります。

このほか新たな施策として、今年度から、施政方針でも申し上げましたが、高齢者が生涯働き続けられる環境づくりとして、シルバー人材センターの設立に向けた関係機関との協議を行ってまいります。

○15番（大角利成君）

私が思っていたようなといいますか、少し失礼かもしれませんが、もう少し突っ込んだところのこれだよというお話を聞いたかったわけですが、私が想像していたような1回目の答弁でありました。

やはり少子化になりまして、子供対策は、これは大事です。しかしながら、やはりここまで、これまで我が町を守り、伝統そして文化を継承してきた高齢者対策、これもまた今の時代にとってみれば非常に大切な時期に来ている、そのような行政が問われている時期だな、そのように思っております。今聞いていて、あっ、なるほどな、これが6年度の骨太高齢者対策かと思うことはできませんでしたが、取りあえずは町長の思いは理解をしたつもりでおります。

そこでなのですが、2点目の2項目の質問です。町長は施政方針の中で、地域に期待、頼られる行政、ここに生まれてよかった、生きがいを見つけた、暮らしに安心を感じた、ここで最期を迎えたいと思っただけのように、将来を見据えた施策の実践と課題解決のために誠心誠意努力するという表明をされております。島を守り、町を守り、伝統、文化、歴史を築いてきた高齢者の皆さんのよりどころでもあります町の老人クラブ活動あるいは集落単位の老人クラブ活動あるいは各種高齢者団体活動への今後の支援について、これまでのことを継続するという先程のお話がありましたが、もう少し突っ込んで、このことについて今後どのようにしようと考えているのか、改めてお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、改めて今議員が言うような、これをやるというようなことはありません。今までのことを継続してやるというのが私の今年度の施政であります。

○15番（大角利成君）

何か、これまでのことを踏まえながら、これもやってみたいんだけど、こうしたいんだけどということがあれば、お聞きをしたかったわけですが、私としては非常に残念な思いであります。

先程来から同僚議員も言っておりますけれども、人生100年時代と言われております。各集落のいわゆる高齢者クラブ、老人クラブ等、魅力ある団体としての組織の拡大、加入者の増員です、そして会員同士の研修の場づくり、そしてまた若い世代との交流の場、そしてまた会員のレクリエーションの場づくりと、色々と対策を検討していると思います。先程来申し上げましたように、町長は高齢者の課題解決に誠心誠意努力する方針を述べられております。コロナ禍にあって、近年、老人クラブ活動の自粛等はあったかと思えます。落ち着いてまいりました。これからの活動に、私自身、高齢者の皆様方の活動に非常に期待をしている一人でもあります。

そこでなのですが、町長、老人クラブに、町の老人クラブに今200万円の支援を、活動支援を町はやっております。この活動支援を頂きまして老人クラブは、各単組クラブ、集落クラブのほうにまた活動支援金を分配していると思いますが、そういうこれからまた人生100年時代を迎えるに当たり、活発化しようと思っている高齢者の皆さん、活発化しようとする努力をする高齢者の皆さんのやる気を起こさせるためにも、町長、町か

らの支援金を少し増額をする考えはお持ちではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

老人クラブ等の各種団体については、担当課において常に主催団体と連携をして、よりよい活動ができるよう意見交換や活動支援を行っているところです。また、高齢者団体は、高齢者の生きがい活動の中心的な団体として大変重要な役割を果たしていると考えことから、充実した活動ができるように運営費の補助など、今後も継続をして支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

前向きな答弁を頂きました。今、70歳以上の町民、この4月30日現在で3,384名と私お聞きをいたしました。高齢者の方々が、町長が所信表明で申し上げましたように、屋久島で生まれてよかった、ここで生活してよかった、そして終生ここで終わりたい、そんな思いから、さきに同僚議員が質問いたしましたが、屋久島の伝統、文化、歴史の継承等もまた大切でありますので、そのような活動のためにぜひ町長考えていただいて、今、前向きな答弁を頂きましたが、手厚いといいますか、思い切った支援をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の3項目めの質問に入ります。町長の英断で実施をしております、そしてまた町民の皆様方から大変な好評であります高齢者等路線バス利用者利用費助成金事業についてお尋ねをいたします。

これからも身寄りのない高齢者が増えるのではないかな、増えると私はそう思っております。その中でこの路線バス利用者は増加するものと私自身思っております。大変ありがたい事業を町長に発足していただいて、皆さん助かっております。このバス路線の助成金、もう少し町のほうで増額をし、利用者負担増を抑える、この考えはございませんか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

私は、この負担金が多いという話は高齢者の方から聞いたことはございません。ですから、当初、私は全額を補助しますというようなことを申し上げましたけれども、その当時、老人クラブから、いや、全部はいけないので、自分たちも支払いをしますということで4割の負担を、自分たちは4割ぐらいだったらできるということで言われた。ですから、それですと今まで数年やってきたわけですがけれども、それが今色々な状況から少ししんどいというようなことは私の耳には入っていないので、私はこれでいいのかなというふうに今も思っております。

○15番（大角利成君）

今、町長から答弁がありましたが、その言葉は私は過去に聞いております。議会でもそういう話を町長もしてきました。私も高齢者の方々から4,000円が高いねというのは

聞いておりません。

ただ、私が思うに、種子屋久交通さんの岩崎産業の配慮によって1人1万円、同意していただいて、町が6,000円、そして利用者が4,000円負担している。非常にありがたいんですが、町長が所信表明で申し上げました色んなことを考えるときに、思い切ってまたワンステップしていただいて、高齢者の方々に、何遍も申し上げますが、屋久島に生まれ育ってよかった、そして終期をここで迎える、そういった意味で、今まで難儀をし、そして屋久島の経済を支え、屋久島の歴史をつくり、そして今の屋久島があると私は思っています。そういう意味からして、10年前からすると、12年前からすると、荒木町長の努力もあって、豊かとは言いませんけれども、財政も少しよくなってきたと私は思っております。

そんな中で、町長、医療費も3割負担です。何か本来は、私は、本当は2割と言いたいんですが、せめて3割負担ぐらい、1人当たりあと年間1,000円ぐらいの支援はできないのか、思い切って2割負担というふうに私は思ってきたんですが、どうでしょうか。限られた時間で町長とキャッチボールをしたんですが、少し支援をしてみる考えはございませんか。

○町長（荒木耕治君）

増額というより、もう一方で私が今努力をしていることは、これはバスがなくなるとい、要するにもう路線で例えば北部のほうは一湊から先、こっちのほうはもう尾之間から先、要するに利用率が少なければ岩崎産業はやめるって、種子島なんかはもうとっくの昔にやめたんですけれども、それを何とか引っ張って、お願いしますということで今維持をしてきてもらっているところです。

ですから、議員がおっしゃることもよく分かりますけれども、それはまた色んな形で、先輩方は先輩方として私も尊敬をする心は持っていますから、そういう気持ちはあれですけれども、また今、先程議員が申されたように出生率も少なくなってきました。やはり私は、子供たちの笑い声や泣き声が聞こえるまちづくりがいいというふうにずっと思ってきました。ですから、老人の方々には少しあれですけれども、むしろこれからの将来の屋久島町を思うなら、そういう子供・子育てのそういうところにですね、やはりこれから地域で育てていった、私どもが子供の頃はそうだったですけど、そういうものをやはり先輩方にはもうちょっと大所高所から見ていただきたいなという思いでいっぱいでございます。

○15番（大角利成君）

町長、町長が今言った言葉も何遍も聞きました。議会でもそういう答弁がありました。分からんでもありません。私もそういう気持ちもあります。しかし、先程申し上げましたように、これまでの歴史を刻んできた大先輩方、その方々にも感謝の意味で、少しは

今まで以上に何かこう気持ちを伝えるべき時期に来ているのかなというふうに私は思うんですよ。少し町長と考えがそこは違いますけど、どうなんでしょうか、今は。私が以前聞いたときには400後半から500弱、今はちょっと減っているんでしょうか、で計算をしたときに、1人1,000円助成を増やしても、財源的にはそんなに大きな金額じゃありません。あとは気持ちの問題だと私は思っています。

そういう意味で、町長、気持ちは分かりますが、どうですか、1,000円ぐらい頑張ってみる気持ちはありませんか。

○町長（荒木耕治君）

令和4年は444名の方が申請をしております。令和5年は470名の方が申請をしております。金額的にはそうですけども、議員のおっしゃるように前向きに考え、検討を試みたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

前向きに検討ということで、私はいいように理解をし、継続じゃなくて改善されるというふうに取りたいと思います。

それでは、大きな2点目の役場としての職場づくり、そして働き方改革についてお尋ねをいたします。

町長は、先般の施政方針の中で、全ての職員との話りの場を多くつくり、風通しのよいチームワークの強化に取り組みたいと表明をされております。これまで開催されてきた課長会及び職員会議、そしてまた職員研修会のこの実態について、おおむね3年間の分で結構ですが、教えていただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

課長会は月に1回程度開催をしており、職員会議につきましては、全て把握してはいませんが、必要に応じて課内または横断的な協議等を行っていると認識をしています。職員研修につきましては、自治研修センター開催の各種研修、役場内で開催した研修を合わせ、令和3年度は延べ209名、令和4年度は延べ308名、令和5年度は延べ386名の職員が参加をしています。

自治研修センターで開催されている研修で主に参加しているものとしては、新規採用職員研修を含めた新任向け研修、新任の課長級、課長級補佐、係長級研修等や、簿記研修、地域づくりに関する研修で、役場内で開催している主な研修は、地方自治法、地方公務員法研修、IT研修、情報漏えい防止や、コンプライアンス研修、人事評価に係る評価者研修となっています。そのほか各担当課で必要とされる業務に関わるものにつきましては、各担当課の予算より研修を受講し、スキルアップに取り組んでいるところでもあります。

○15番（大角利成君）

課長会議、月1回程度、職員会議も必要に応じてということですが、そして職員研修におきましては、今、令和3年、4年、5年度の実績が示されたところです。

まず、課長会議についてお尋ねをいたしますが、町長、課長会議1回で時間はどの程度、平均してで結構ですが、どのぐらいの時間でやられているのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

1時間以内ぐらいだというふうに思います。

○15番（大角利成君）

1時間ぐらいが妥当かなと思いますが、私も経験がございます。たまには前町長から2時間近く訓示を受けた職員、課長会、職員会議もありました。まあ1時間程度はいいのかなと思います。

職員会議ですが、必要に応じてということですがけれども、全体の職員、窓口保安員を残して、全体の職員会議も私は必要かなと思うんですが、これが一番このチームワークという点では大事じゃないかなと思うんですが、必要に応じてということですが、総務課長で結構です。記憶の中でも結構ですが、令和5年度は何回ぐらいやられたでしょう。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

係長級の会議とかで横断的に3回ぐらいだというふうに記憶しております。

○15番（大角利成君）

ありがとうございます。やはり全職員、できることであれば、勤務時間内であれば窓口保安員を残して多くの職員が一堂に会して、町長の思いを語り、職員の意見を聞く、そういう職員会議が私はチームワークの上からも一番必要かなと思いますし、併せて職員研修会、今、色んな鹿児島のほうの研修会に出している実績が出ましたけど、私は庁舎内での職員会議を兼ねた職員の研修会というのが一番大事じゃないかなというふうに思っております。ぜひこれは、町長、前向きに検討していただいて。忙しいのは分かります。町長の日程も取れるかどうかというのは分かりませんが、やはり200名、職員が一堂に会して、2か月に一遍でもいいでしょう、あるいは3か月に一遍でもいいでしょう。

私の記憶では、私が職員時代は旧屋久町では2か月に一遍、当初は1か月に一遍でしたが、2か月に一遍、長いときには2時間ぐらい、先程申し上げましたように町長の訓示を受けたり、あるいは職員の意見を発表したりというのもございました。ぜひこれは検討してもらいたいなと思います。

そこで、町長、町長は所信表明でこのチームワークをよくするために、素晴らしいなと思ったんですが、職員とのランチミーティング、これをやりたいというような表明をされました。風通しのよいチームワークづくり、素晴らしいことだと思いますけれども、

町長、4月以降2か月過ぎました。1回でも実現できましたか、まだでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

七、八回は若い職員と食事をしております。ランチミーティングという、みんなで弁当を食べようかという、応接間で当初そういう思いでございました。ただ、なかなか弁当を持ってこないものですから、近隣で、じゃあ食事をしながらということで、主に若い一、二年の職員と特にそういう話をしたいと思って、七、八回程度は出ているというふうに思います。

○15番（大角利成君）

大変いいことだと私は思います。であればですね、できればこれが各課ごとにできたら余計いいと思うんです。そこで色んな課の問題とか、あるいは町長に考えを聞いたりとか、あるいは町長が職員の考えを聞いたりとか、これが一つの職員研修にも私はなっていくと思いますので、ぜひこれは引き続き実現してほしいなと思いますので、期待をしております。

2項目めの職員研修の件ですけれども、先程も少し町長も触れましたが、私も質問いたしました。方針の中で、役場庁舎内の管理体制の一環として職員研修、多様な職員研修会の実施を表明をいたしました。今までのことはお聞きしましたが、今後この職員研修の実施をどのようにして取り組んでいく考えか。私は所信表明を聞いていて、あっ、これまでと違った職員研修を目指しているんだなというふうに理解したものですから、今回お尋ねをするところでございます。どのような考えでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

コロナ禍以降オンラインによる研修が増えております。本町でもこれまでに何度か実施をしております。オンライン研修は講師とのコミュニケーションが図りづらい等の多少のデメリットはあるものの、これまでネックとなっていました離島がゆえの日程調整等がスムーズになったほか、講師の旅費等がかからない等のメリットもあります。よって、その時々ニーズに合わせた研修が実施できるよう、各方面にアンテナを張りながら、オンライン研修を軸に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○15番（大角利成君）

ということは、私が今申し上げてきましたが、この役場内での、庁舎内での研修については今のところ何も考えていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

まだそこ辺が煮詰まっていないとすれば、ぜひ先程申し上げましたように庁舎内での研修、方法は色々あると思います。一つは、先程申し上げました、町長が提案いたしましたランチミーティングでも結構でしょう。できるだけ年に数回は全職員が一堂に会して町長と色んな意見交換、問題提起をし、みんなで議論する場をつくってほしいな、努力をしてほしいなと思いますので、このことはお願いをしておきたいと思います。

それでは、3項目めです。

近年という表現が正しいかどうか分かりませんが、町の職員、中堅層の中途退職者が増えているように私は感じておりますが、実態はどうなのでしょう、その実態を町長はどう捉え、どう感じているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

近年の公務員への就職の在り方や考え方も多様化しており、職員募集を行っても応募がない実態が続いております。現職員の中にも考え方が多様化しているのが実情であります。特に、令和3年度以降の中途退職者は22名と急増をしており、これまで終身雇用という考え方が普通かと思われてきましたが、転職志向が多分にあると感じてきております。

ただ、中途退職された職員については、本人のさらなるスキルアップや新しいものへの挑戦といった目的を持つての退職が理由であることから、全てがマイナスの要因とは捉えていないところです。

○15番（大角利成君）

屋久島町役場は能力ある職員の集団と、私は評価をしています。今ありましたように、家族の事情あるいは個人のこの身体的あるいは将来人生計画による退職理由、理由は様々あるとは思いますが、町民にとっては、中途退職者が出るということは貴重な財産を失うことと同じだというふうに理解をするところであります。

町長、どうなのでしょう、個人の都合で退職をされるわけで、それを拒むことは、これはできませんが、組織の長として、中途職員が退職願を出してきたときに町長はその職員と膝を交え色々退職の理由を聞いたり、あるいは将来の夢を語ったり、そんなことはその都度その都度職員と対話をしているのでしょうか、実情をお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

一切したことはありません。

○15番（大角利成君）

分かりました。忙しいでしょうから、なかなか時間が取れないんでしょうが、私は希望を申し上げますと、やはり3年の方もいらっしゃるでしょう、あるいは10年の方もいらっしゃるでしょう、20年の方もいらっしゃるでしょう、そういう職員にやはり感謝を申し上げ、そして今町長が言った、申し上げました、その個人的な将来の人生計画もあって退職される方もいらっしゃる。そういう方々へ、職員へ励ましの言葉もかけてほしいなと思うのが私の実は気持ちであってですね。忙しいからなかなかできないのかなと思う中にも、そういう退職者の方々と話をする中で、また職場の問題とか色んなことが見えてくるんじゃないかなというふうに、私はこう感じるわけです。

決して今の職場が悪いと私は申し上げません。ただ、そのことで、先程来申し上げて

いるように、職場のチームワークとか、その個々に持てる屋久島町の軍団というのは出来上がっていくんだろうと思います。それをやはり先頭に立って引っ張っていくのは町長ですから、できればですね、時間がなければ仕方ありませんが、できたらやっぱりこれまで町のために、まちづくりのために頑張ってきた職員に対しての労をねぎらう言葉、そして、これからも頑張れよと、ひとつまた機会があったら帰ってきて、あるいは、また役場の同僚のみんなに色んな知恵も与えてくれよというような、そういう意味でぜひそんな場もつくっていただきたいなと思いますので。

私、堅いことを言っているつもりではありません。ぜひその町長の気持ちを伝えてほしいなと。私はやっているのかなと思って実は聞いたんですが、今やっていないということですので、少し寂しい思いがしました。ぜひ時間をつくってですね、そのことで今の役場の職場の姿というのも分かってくるだろうし、またこれから先の職場づくりにもやっぱり参考になることもいっぱいあると思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、少し早いんですが、最後の4項目についてお尋ねをいたします。

町長は施政方針の中で、多様な職員研修の実施と併せ、やりがいを生む業務管理に向けた人事評価制度に取り組む、このような表明をされております。この人事評価制度、どのように取り組むお考えか、少し教えていただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

議員が先程から色々研修等のことを申し上げていますけれども、時代とともに職員もさま変わりしております。議員が現職の職員時代は、今、議員が言われたこと、当然当たり前のように、当たり前のようにやられたと。しかし、今はもう時代がちょっと先に進んでいるような、なかなか、個を大事にするという時代ですから、課内でもなかなか会議がうまくいかなかったり、また全体でするのがうまくいかなかったりという、そういうところに来ているのは事実です。

ですが、それがということで話をしないということですから、私みたいなぶっきらぼうな人間が話をするというのは、今、色々言われますよ。もう一言間違うと、そうなりますから。総務課長や副町長はそういう人たちときちんと話をして、聞き取りもしてやってはくれているというふうに、私は聞いております。その面で、そういう判断をしているということでございます。

それで、やりがいを生む業務管理ということですが、評価研修会、評価者研修において講師も話していたことですが、人事評価をコミュニケーションツールとして活用していきたいと考えています。評価制度は、職員を罰したり、駄目出しをするものではなく、職員を成長させるための仕組みです。また、職員を育成するのは上司の重要な務めでありますので、お互いに共有しながら成長や努力の方向性をつかむための指標と

なるようにし、できている部分、不足している部分についてフィードバックを行うなど、職員とのコミュニケーションを深め、やりがいを持てるように取り組んでいきたいと考えています。

人事評価は、目標を設定し、それに対する自己評価、上司の評価という流れになります。今年度の人事評価につきましては、目標を決める段階から上司と相談しながら一緒に目標を設定しています。目標を共有しているので評価もしやすく、達成度に関する改善点等も含め、伝えやすくなるのではないかと期待をしているところであります。

○ 15 番（大角利成君）

人事評価、色んな方面から考えると、大変難しいことだと思いますけれども、やっぱり評価するというのは、やりがいを持てる、やりがいが出てくるような職場づくりの第一歩だと思っています。ですから、難しい難しいとは思いますが、先程来申し上げますように、課長会等で課長さん方の御意見も聞きながら、屋久島町役場、荒木軍団としてまとまりをつくるためにも、この人事評価をしっかりとやっていただいて、そのことをお互いが理解をし合うということが一番大切だろうと思います。

今、町長からその取組についてお話を聞きましたけど、私自身もどうしていいかわからないし、どういう提案もございません。ただ、町長は施政方針でこのことに触れましたので、どのように考えているのかな。私自身は、私自身の人事の評価制度というのは頭の中にありますけれども、それは私個人のことであって、それは何も参考にもなりませんし、ただ、町長はこの人事評価制度について触れられたものですから、何か屋久島町役場ならではのそういう思いがあるのかなと思ってお聞きをしたところであります。いずれにしても、この人事評価制度が薄れてしまうと、職員のやる気もなくなると思いますので、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

同僚議員の一般質問等で少し休憩時間もありまして、時間が押しましたので、15分は残して早くやめようと思って発言をしてきました。いい意味で、町長と二人のキャッチボールはできたというように私は思っております。

最後ですが、町長、町長も見られたでしょうか、先般、NHKのテレビ番組で海士町のプロジェクト番組が放映をされておりました。中身は、前の元町長と職員が一緒になって取り組んできた、まちおこしの内容でありました。テーマは「隠岐島に希望を取り戻せ。破綻寸前からの総力戦」ということでありました。その中で隠岐の高校の留学生のことも少し触れられておりましたし、私も海士町に職員の時代から一度は足を運びたいと思いながらも、まだ足を運んでおりません。ぜひ行ってみようとは思っておりますが。

先般の放送の中で、私の心に残った言葉があります。この言葉は果たしてどうかなというふうに私は思ったんですが、番組の中ではこう表現されていまして。役場はサービ

ス業、町民はお客さん。4期16年務められた元町長の時のことですから、これはそう
なんでしょう。色々と意見はあろうかと思います。そして、職員の笑顔、職員の顔イ
コール笑顔。この言葉は私自身、強く心に残った言葉でありました。

また機会があれば、再放送等の機会があれば、あるいはまたそういう録画等があれば、
私は、一度は課長さん方あるいは職員みんなで鑑賞するのもありかなと思って、テレビ
にくぎづけになった一人でありました。このことを御紹介して、今回の私の一般質問を
終わります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月11日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時35分

令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和 6 年 6 月 11 日

令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 11 日（火曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
12 番 日高好作	1. 大規模災害時におけるライフラインの堅持について		
	(1) 温暖化を受け、世界的に大規模災害が発生しているが、本町のライフライン、特に町内全体の電力供給は本当に大丈夫か。	町	長
	(2) 近年の大型台風災害では、電柱の倒壊がよく見られるが、そのような事態に直面した時の対応をどのように考えているか。	町	長
	(3) 外部からの支援要請（九電・自衛隊）の協定等の体制は出来ているか。	町	長
	(4) 津波発生時、現在の橋梁添架で本当に大丈夫なのか？上流の自然公園あたりに整備する必要はないか。	町	長
	2. 林道（木材搬出）の整備について		
	(1) 町道の支障木や雑草の撤去、また大雨で荒れた道路の補修はどこまでが範疇か、また規定があるのか。	町	長
	(2) 利用間伐や主伐の時期が到来しているが、担当課ではどの程度現状を把握して、今後の整備の年次計画はどのようになっているのか。	町	長
	3. 県道の整備について		
	(1) 前回質問した県道の雑草対策について、観光シーズンを迎えて荒れた状態ですが、その後県とどのような協議がなされたのか。	町	長
	(2) 現在の刈り取り法の見直しは必要ないか？また、蒸気を活用した雑草対策も本町では試みる必要があるのではないか。	町	長

	総事業費は。 ・ 本体工事費として22億5千万円ほど見込んでいるようだが、周辺設備費や関連施設の解体費用などを含めた最終的な総事業費はいくらと試算されているのか。 (2) 他地域の避難所整備への影響は。 ・ 高額な予算を投じての大型事業になるが町全体の避難所の整備がさらに遅れるのではないかな。 (3) 建設場所について。 ・ 文化ホールを宮之浦多目的センターか所に統合するのであれば、場所は本庁舎同様に両町の境目付近が適切ではないか。 2. 安房総合センターの大ホールについて 安房総合センターの大ホールをどのように維持・管理し利用するのか。 ・ 安房総合センターの大ホールが使用できなくなって久しいが、今後のこの施設のあり方をどのように考えておられるか。 他の部屋には予算を投じて改修、改装したが同じ建屋に放置状態のホールが存在することは施設管理の面からも不適切ではないのか。	町 長
9 番 榎 光徳	1. 新教育長就任に当たっての抱負は (1) 複雑多岐にわたる教育行政にあって、就任に当たって基本目標と掲げたい項目は何かお尋ねします。 (2) 青少年育成も大きな課題の一つである。学校との連携強化を図る必要があると思うが、不登校やいじめ、ネグレクトといった問題行動や屋久島ルール、ヤングケアラーの現状をどの程度把握できているか。 (3) あるとしたら、その対策をどのように講じて	教 育 長 教 育 長 教 育 長

	いく考えかお尋ねします。 (4) 屋久島高校の位置付けをどのように捉えているかお尋ねします。	教 育 長
	2. 空港ジェット化問題について 新年度予算（調査費）確保等、明るい話題がある中、町としての今後の対応や国・県のスケジュールはどのように推移していくのかお尋ねします。	町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
11 番	高 橋 義 友 君	12 番	日 高 好 作 君
13 番	岩 川 俊 広 君	14 番	渡 邊 博 之 君
15 番	大 角 利 成 君	16 番	石田尾 茂 樹 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	石田尾 行 徳 君
副 町 長	岩 川 茂 隆 君	会 計 課 長	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二 君	兼会計管理者	木 原 幸 治 君
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸 君	政策推進課長	鶴 田 洋 治 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	泊 裕一郎 君
健康長寿課長	泊 竜 二 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
建設課長	泊 光 秀 君	社会教育課長	佐々木 修 君
教育総務課長	中 村 一 久 君		
監査委員事務局長			

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、12番、日高好作君に発言を許可します。

○ 12 番（日高好作君）

皆さん、おはようございます。今年も梅雨の時期がやってきました。毎年、この 6 月議会では大きな災害が発生しないようにという同僚議員始め皆さんで願いますが、残念ながら毎年のように全国各地では大きな災害が発生し、貴い人命と財産が奪われ、自然の脅威を思い知らされます。今年こそ大きな災害が発生しないことを願いたいと思います。

昨日、ニュースでエルニーニョ現象が収束に向かっていて、ラニーニャ現象に変わる可能性があるとのこと。どのような気候変動が生じるのか、今年の夏の猛暑は緩和されるのか、注視していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして大きく 3 点について質問いたします。

1 点目は、大規模災害時におけるライフラインの堅持について。2 点目が、林道の整備について。3 点目が、県道の整備についてであります。

まず、1 点目の質問です。温暖化を受け、世界的に大規模災害が発生しているが、本町のライフライン、特に町内全体の電力供給は大丈夫か、伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。日高好作議員の質問にお答えします。

屋久島の電力供給は、屋久島電工株式会社が発電した電気を 4 事業者がそれぞれの配電区域に供給をしており、先人たちが苦労して築き上げたほかに例のないこのような供給形態を開始してから既に 60 年以上が経過しております。この間、各配電事業者においては、それぞれの需要家に対しまして安全で安心な電気を安定的に供給するために努力を重ね、独自の配電網をつくり上げ、現在の体制が構築されているものと理解をしてお

ります。

電気の必要性は言うまでもなく、日常生活においては必要不可欠なものであり、現代社会のインフラの要であることを再認識し、安定した供給の必要性を痛感しているところでもあります。

町内全体の電力供給につきましては、屋久島電工の発電設備が正常に稼働し、各事業者に供給をされていることが前提となります。その上で、配電に関しましては、各事業者が所有する設備に係ることであり、大規模災害がどのような規模の災害で、どのような故障が発生するのか、現時点においては想定ができないため、各事業者が設備の強化を図り備えることが必要であると考えております。

町の電気事業としましては、これまでの経験を生かし、災害による故障に備えて電池及び電気資材の在庫を常備しており、平成22年度からは大規模な故障にも対応できるよう災害準備積立金を積み立てて備えているところでもあります。

また、他の事業者を確認しましたところ、安房電気利用組合も同様に災害準備積立金を積み立てているとのことであり、種子屋久農業協同組合は電気に特化した積立は行っていないとの回答がありました。

しかし、大規模な故障に関しては、復旧に係る人員と資材不足が懸念されることから、まずは配電事業者3社で設立しています屋久島地区配電組合協議会に提案をして、この事案の解決に向け検討する必要があると考えているところでもあります。

○12番（日高好作君）

大変、この質問を出すときに、これは、やっぱり町民の方から現状を危惧する声も聞かれまして質問に至ったわけですが。当然、町の電気課に関することであれば、質問の仕方もまた違ったかと思います。抽象的な表現を使って、町内全体の電力供給という表現をしておりますが。

今、町長答弁されたように、4つの事業体、これは本当に全国でも例がないのではないかという、そういうふうに思っております。

総務省の省令では、風速40m毎秒の風圧20及び当該設置場所において、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう安全なものでないといいますが、この点に照らし合わせた場合に、町内のそういう電柱等資材というものはどのような現状にあるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、電柱の高さに規定して埋設高、それから角度に応じて支線・支柱等を設置して対応しているところです。

○ 1 2 番（日高好作君）

4つの事業体ですから、それぞれの運営の仕方あるいは資本、資金力といいますか、そういった面でも当然違ってくるのかなという印象はあります。きれいな新品の電柱を見ることもあれば、かなりこれは年数が経過しているなという、素人目ですけど、そういった印象を受ける電柱もありまして、そこら辺がどうなのかなという思いもあってこういう質問の仕方をしております。

地域防災計画では、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど密接な連携の下に総合的な防災対策を進めるものとするとなっております。

先程ちょっと町長の答弁の中に出ました協議会のあるような回答でありましたが、そういった連絡会議というのは実際開かれているのか、あるいはその頻度というのはどういうものか、お伺いします。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの屋久島地区配電者組合協議会につきましては、直近では令和4年11月に開催しております。その以前は毎年開催していましたが、コロナ等の関係で開催をしていなかった時期もあります。

○ 1 2 番（日高好作君）

コロナで一時はあれですけど、去年は開かれていないということですね。分かりました。

町長が、4事業体、ほかの3事業体については、そこら辺に内容といいますか、体制とかそういったものは把握されているという認識でよろしいですか。そういう他の事業体です。3事業体。

私が言いたいのは、電気課長は町の電気課の維持管理を賄えばいいわけですけど、やっぱりトップとして町全体を見たときに、ほかの3事業体との連携といいますか、そういう体制の把握というのはできているかどうかと。

○町長（荒木耕治君）

先程課長が申しましたけれども、定期的には年に1回ですけれども、そういう会合を開いております。個々には、色々、配電地区によって色々事情が違います。広範囲にわたるところもあれば小さいところもありますし、私どもみたいに志戸子から長峰までというところもありますから、それぞれ対応の仕方は違うと思いますけれども。大規模な災害が起きたときは、お互いに、地元業者というのも一、二社しかいませんから、そういう人たちと一緒に総力を挙げてやるという、そういう申合せみたいなものは常に取りっております。

それと、今4事業体でやっているというのは、これは、今、国が何年か前から言い出した発送電分離というのを、つくるところと売るところを別にしなさいという、東北の

震災から。そういうことで、私どもの町は、要するに電気事業法ができる前からそういうことをやっているということですね、4つあるのはいいんですけども、本来でいえば九州電力が私どものところは管轄をしてきちんとやるというのが本来の筋論からいうとそうなんですけれども、そういう特異なところでありますけれども、今それで現状やっていっているということですので、議員が言われるように、大規模災害のときにはそういうことがないように、それは常時、電柱にしても電線にしても早め早めにそういう交換をしていって、耐えられるだけの準備は、皆さん、各事業者やっていっているというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

2番の質問ともかぶさっているといえますか、今の回答の中でも出てきていますが。

2番目の近年の大型台風災害で電柱の倒壊がよく見られるが、そのような事態に直面したときの対応をどのように考えているかということ。

2003年9月の台風14号では、宮古島では強風によって800本もの電柱が倒壊しました。また、2018年9月の台風21号では、千葉県でやはり800本以上の電柱が倒壊し、長期にわたって停電が続いたという事例もあります。また、台風ではありませんが、2016年4月、熊本地震では倒壊が244本、傾斜が実に4,091本にも及んで、かなり長期間停電が生じたという事例といえますか、事実もあります。

ここ数年、いわゆるスーパー台風といわれる気圧が910とか、あるいは900切るような、そういういわゆるスーパー台風というものは、日本に向かって、直撃というのは免れている部分もありますけど、大きな台風の発生する周期にも入っているんじゃないかなと、個人的に私はそう思うわけですけど。

そういった状態で、この屋久島でも電柱の倒壊というのは当然想定されなきゃいけないと思いますが、その辺について伺います。

○町長（荒木耕治君）

電柱の倒壊につきまして、町の設備においては過去30年間一度も発生をしていないことから、定期的な設備を更新する際、経済産業省が定める電気設備技術基準にのっとり、電柱を支える支線や支柱等を確実に施し対策を行っているところで、回避できているものと思っております。

電柱が倒壊する原因としましては、倒木、土砂崩れ、建物の損壊、飛来物等が起因となる二次被害によるものが多く、配電する設備が起因とする倒壊は適切な工事を実施することで多くは回避できているものと思っており、これまでこのような現象に遭遇していないことが倒壊が発生していない理由であると思っております。

しかし、この現象はいつどこで発生するか分からないことから、大型台風の直撃を受け、万が一倒壊したときの対策としまして、電柱及び関連する部材の予備を常に保管し、

台風の通過後に安全を確認した上で早急な復旧に努めることで対応したいと考えております。

そして、今後も計画的な建設改良を実施することで設備の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

確かに、私の記憶でも屋久島で電柱が台風によって倒壊したというような記憶はありませんが。ただ、屋久島の場合、今言われましたように、やはり倒木とかあるいは飛来物によって倒壊する可能性というのは十分に考えられるのではないかなというふうに思っております。

過去の、ここに気圧が低い台風ランキングというのがありまして、上陸時で中心気圧が、第二室戸台風のときが925hPa、それから伊勢湾台風のときが929hPaなんです。これが、上陸前がやっぱり911ぐらいで、最近まさにそのような状況が生まれているといえますか。ここ20年ぐらいの台風の一つ一つの勢力を調べますと、やはり結構気圧の低い台風が、免れてはいますけど、実際発生しているというようなことも資料としては出ております。

また、別のあれでは、日本歴代の風速ランキングという中で、トップ20の中に何と屋久島が9番目に過去、1964年9月24日、屋久島で50.2mの最大風速、最大風速ですので瞬間からいくとかなり、60mとか70m、あるいはそれ以上の風が吹いたんじゃないかな。そういうようなことで。これが、沖縄が割とやっぱりそれは多いんですけど、そればかりとはいえず、四国、東海、関東という形で、やっぱり全国にわたっているという、過去のやっぱり歴史があるということもまた頭に置いて取り組まなきゃいけないと思っております。

それでは、3番目の外部からの支援要請ということで、こういった大規模災害が発生したときの支援要請、九電とか自衛隊、もちろん災害救助法やら自衛隊法、色々その法にのっとって救済はされると思いますが、その辺について協定等の体制ができているかということで伺います。

○町長（荒木耕治君）

町では、平成28年6月に九州電力送配電株式会社と災害時における電力復旧等に関する協定書を締結し、発災時に迅速に電力施設の円滑な復旧を図るために緊密な連携を図るものとしております。

また、九州電力では、陸上自衛隊と独自の災害発生時の連携協定を締結しており、これまでも各種災害において復旧資機材や車両、人員などの輸送支援などを行った実績もございます。

ただし、本町における本協定については、九州電力の配電区域内に限定されるもので

あり、他3事業者においてはおのおのの事業者で対応が必要となっていてきております。

九州電力以外の事業者が九州電力と同様の災害対応を行うことは、事業体の規模から見ましても不可能でございます。そのため、被害規模によっては、資機材や人員等に不足が生じ、復旧作業に大きな遅延を生じさせるおそれがございます。

この件に関しましては、各配電事業者に係る問題でありますので、先程述べましたように、まずは屋久島地区配電者組合協議会に提案し、災害時の迅速な電力復旧を図るためどのような協力体制が必要であるのか、各配電事業者間の連携、支援等について協議をしてまいりたいと考えております。

そして、結果を踏まえ、九州電力との協定等についても模索をしていきたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

まさに、私が伺いたかった部分なんです。屋久島の一部に九電が入っていることで、淡い期待で、ほかの3事業者もあるいは見てくれるのかなというような期待でもってこの質問したんですけど。今の答弁からいきますと、それはもうまさに管轄外という、部外みたいな印象を受けたわけですけど。ぜひ、そこら辺も、今後、大規模災害に向けて、今言われるような事業体の協議会でもって対応を考えていただきたいというふうに思っております。

では、4番目に入ります。電気課長には、大変、毎回というような質問ですが、津波発生時の現在の橋梁添架で本当に大丈夫なのかと。上流の自然公園辺りに整備する必要があるかということで伺います。

○町長（荒木耕治君）

3問目の質問で、私は生まれたときからずっと町の電気で育ってきています。関連で少し電気の話。

電気で一番最初についた集落はどこだと思いますか。（発言する者あり）残念ながら、永田です。永田の嶽野川というところに発電所、今、永田の公民館の横に1号機というのを置いてあるんですけども、永田が一番最初についたと。永田は、その当時一番人口が屋久島で多かったというときです。色々なものが盛んになってくる。そして、永田でつくった電気を、一湊の漁業が盛んになったものですから、氷を作る冷凍施設を造るために一湊まで引いたんです。それがずっと残って、九電がずっとやっている。

災害時に、九電はもう先乗りして、台風が来ると、車と何名かがもう屋久島に入ってきます。行けるときは口永良部まで行きます。そういう体制を、常に、台風、そういうときには取って、そういうのを私は現実的に目で見えてきましたから、九電はそういう対応を。NTTもそうだったですけど、NTTもそういうふうに入ってきて、災害に対応をしているということ、ちょっと余計なことだったですけれどもかもしれません。そういう

ことで、宮之浦がついたのは大分後です。だから、永田に行くと宮之浦は電気ついてないと言われた時代があったという、そういうことでございます。

それで、4問目の質問ですが、現在、宮之浦側から長峰方面の配電線路は川の右岸側と左岸側約135mの径間にH柱を組み、橋の下流側を架空配線している宮之浦線と埋設により唐船峡に橋架添架しているループ線と小原町線の2回線、合わせて3回線が配線をされております。

橋梁添架による配線は、ループ線を平成21年度に整備する際、将来用として予備管を設けており、平成28年度に予備管を利用して小原町線に配線しております。当時は、橋が損壊することを想定していなかったため整備をしたものであります。

御指摘であります津波発生により唐船峡橋が損壊した場合、架空で配線している宮之浦線に影響が及ばなければ、開閉器を操作することにより長峰方面全てへの送電は可能であります。

しかし、双方のH柱においては、架空による1回線と埋設による2回線全ての電線が装柱されていることから、橋の損壊に伴いH柱が倒壊した場合、長峰方面全てが停電となります。

このことにつきましては、来年度の宮之浦線及び小原町線の建設改良工事において、唐船峡橋付近の整備を計画しておりますので、今後、課内で協議を行い、H柱に装柱している架空線と埋設線の分離が必要との見解であれば、下流側に新たにH柱を整備して架空線を分離する方法で対処をしたいと考えているところであります。

議員が申しております上流の自然公園辺りへの整備につきましては、需要家のない道路へ5kmほどの整備が必要となり多額の費用がかかることから、現時点においては整備ができないものというふうに考えております。

○12番（日高好作君）

色々検討はされているというようなことですが、今答弁の中でちょっと気になったのは、下流のほうにまた設柱ということで柱を立ててというような答弁だったかなというふうに思うわけですが。やはり、前回も申しましたように、津波の威力というのは想像を絶するといえますか、私も実際は津波というのはほとんど経験がないものですから。やっぱり、教訓としてユーチューブで定期的といえますか、よく見ております。東北の震災のときも、威力といえますか、川幅がいわゆる狭くなったところに波が集中したときのあの威力といえますか、物すごい勢い、まして、今度は逆に引いていくときのあの強さといえますか、それを何度も見ていると、どうしてもそこが私はどうなんだろうかという、心配性なのかも分かりませんけど。

もしやるのであれば、私はやはり橋よりも上の高台から対岸に向けてということ、少々金がかかっても整備すべきではないかなというふうに考えておりますので、今後の

検討としてぜひ頭に入れておいていただきたいというふうに思っております。

それでは、大きな2番目、林道の整備についてということで。町道、町有の林道、町道、こういう支障木や雑草の撤去とありますが、雑草の除去、また大雨で荒れた道路の補修はどこまでが範疇か、また規定があるのか、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

林道から町道等の道路管理につきましては、日常的なパトロール等を行い、支障木や雑草で通行に支障がある箇所について対応をしているところです。林道の整備計画の中でも、修繕費用等を計上し、年間を通じて補修等の整備対応を行っています。

特に、異常気象時の災害対策等では、その都度災害調査を実施し、被害を受けた箇所について、町の災害復旧工事として実施しています。また、それ以外の間伐等に利用する作業道を含む道路の支障箇所の補修に係る部分については、町の林道維持管理規定において、森林事業者等の事業計画の範囲に応じ林産物の搬出による道路の通行経路等の支障木、側溝等の詰まりなどの小規模な補修等は、森林経営に携わる施工業者が管理することとなっており、その都度、施工業者に経費負担等をお願いしているところです。

また、主要区域の関係集落においても、除草等の維持管理が必要となっていますので、今後も引き続き協力を頂きたいと思っております。

なお、大規模な災害あるいは林道開設計画のある路線等については、小規模な維持補修に関わらず、道路管理者において国・県の補助事業を活用した事業実施に努めなければならないというふうに考えております。

○12番（日高好作君）

林道の整備が木材の搬出にどのように影響といたしますか、生産性を上げるために必要であるかということは、当然、担当課でも分かっていることであると思います。

例えば、私たちは、里のほうでほとんどの方が仕事をされるわけですが、奥山まで通う、栗生の奥山下で、下まで木材を搬出すると、朝5時ぐらいから家を出て、安房校区なり、1日に多くて3台、下手すれば2台しか運べないそうです。そういう苛酷な環境の中で、やっぱり日常仕事をされている。そういうことをぜひ頭に入れて、この整備というのは進めていただきたいなというふうに思います。

担当課、町長始め、私がちょっと写真等渡しておりますが、これは私が撮った写真ではなくて、事業体の中でパトロールをした方が提供してくれたものであります。実際、私も、先日、大久保線、それと南部線、それから春平線と前岳線ですか、この4か所は自分で現地を確認してみました。

大久保線については、途中まで行ったら通行止めのあれがありまして、ロープが張ってありまして、また下りて、今度は中間の集落の反対側から上がってみました。崩落現場を見て、かなりひどいといいますか、大きな崩壊が起きてんだなというのを目の当た

りにしました。

それで、そこに行くまでのちょっと手前ですけど、北側、水切りといいますか、水が路面から落ちないようにこのぐらいの高さですか、アスファルトで排水のあれをやっていますけど、そこも崩れて、次に多分崩落するだろうなど、あのまま放置していたらというような部分もありましたですし。道路の真ん中が、ちょっとう陥没といいますか、段差があったりとか、もちろん支障木もあったりとか。やっぱり、毎日それをなりわいとしている方々にとっては、ちょっとしたことでやはりその生産性にもつながりますし、また、あるいは安全面でも当然出てくるだろうなという思いがありますので、この林道の整備というのはぜひ力を入れていただきたいと思います。

規定はあるということなんですけど、例えばパトロールとかというのはどういうふうな役割といいますか、どこがどう、どの程度の頻度でやるのかということで伺います。

○建設課長（計屋正人君）

パトロールの頻度ですが、基本的には、大きな、直近では5月28日、大雨警報が出た後の午後の林道パトロール等を実施してございます。

やはり私たちも月に一度というような頻度では行くことがなかなかできませんので、やはり議員と同じように情報が寄せられた後等についてはパトロールをし、あとは災害の大雨の後等是对応をしているというような状況でございます。

○12番（日高好作君）

やはり実際の事業体の方々と十分な連携といいますか、さっきの範疇も含めて、ここまではお願いしますという明確な話合いの場というのは設けているということの理解でよろしいですか。

○建設課長（計屋正人君）

例えば、毎年度、4月、5月に会議を開いてすり合わせをしているというような状況ではございません。ただ、林道を整備するに当たっての必ず事前に各集落もしくは各集落が発注するであろう事業体と、あとは産業振興課を通しての調整というような形になっているところでございます。

○12番（日高好作君）

分かりました。

それでは、2番目の利用間伐や主伐の時期が到来しているが、担当課ではどの程度現状を把握して、今後の整備の年次計画はどのようになっているかということで伺います。

○町長（荒木耕治君）

島内において戦後に植林された杉人工林につきましては、11齢級、樹齢55年の人工林684haを中心にピラミッド状に構成をされており、そのほとんどが伐期を迎えておりますことは、担当課を始め十分把握しているところでございます。

これまでの保育期においては、間伐や除伐等を行ってきたところではありますが、近年では成熟した資源を有効活用することが必須となっております。このような状況を踏まえ、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、適正な森林整備の実施及び森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する方針で5か年ごとに策定をしている屋久島町森林整備計画及び鹿児島県が各地域で定めている未来の森林づくりの推進プランに沿った間伐等を実施する計画となっております。

具体的には、令和6年度から10年度までの5か年間で、民有林延べ面積325ha、鹿児島県森林整備公社有林延べ面積540haの合計865haを対象に、搬出及び保育を目的とした間伐を実施する内容となっているところです。

素材生産量は、国有林及び民有林の合計で年間2万 m^2 程度となっており、その多くが原木、製材、パル材として島外に出荷をされているところです。

また、皆伐につきましても年次的に実施する必要がありますので、令和元年度以降、町有林を手始めに年次的に進めているところであり、皆伐後の適正な植林を実施すべく、島内林業関係者で構成される屋久島地杉苗木生産協議会を中心に、屋久島地杉の苗木生産に取り組んでいるところです。切った場所に新たな木を植えることで、絶えることのない森林を維持しながら CO_2 を吸収していくことも大変意義深く重要なことでもあります。植える、育てる、切って使う、そしてまた植えるといった林業の循環によって森林を維持していくことが大切でありますので、今後も関係者間で連携しながら効果的な森林整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

まさに、今答弁にありましたように、循環ですか。新しい苗木作りが今事業体の中で行われておりまして、私もよく通りがてら見るんですが。ほぼ30年ぐらいですか。そういう植林が行われなかったという事実があります。当然、今後どこかで30年の空間といいますか、空白が生まれることが、また何十年後か、次の世代またその次の世代あたりで発生してくるというような現状は当然生まれてくるんじゃないかなというふうに思います。農道・林道の整備と併せて、そういうサイクルを考えた管理計画というのは、今おっしゃられたとおりであると思います。

生産量は、今、年間2万 m^2 ですか。これをもっと増やすとか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一君）

事業体のそれぞれの従業員等の関係もございますので、そこにつきましては、一応計画が2万 m^2 ということですので、計画どおりに進めていくという考えです。

先程ありましたとおり、今後も関係者間で連携しながら、対応できるのであれば増やしていくという形を取りたいと思います。

○ 1 2 番（日高好作君）

ぜひ、その方向で検討していただければというふうに思います。

それでは、大きな3番目、県道の整備についてということで。

前回私が質問した県道の雑草対策について、観光シーズンを迎えて荒れた状態の部分もあります。全体ではないですが。その後、県と何か協議された経緯があるかどうか、伺います。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第4回定例会で同様の御質問を頂きましたが、私は常々県道への片側歩道の整備と定期的な除草の要望を行ってきております。しかしながら、除草についても効果的な対策はなされていません。

今年度、3月、4月と雨天が続き、県道の雑草が特に目を引く状態となっており、町民の皆さんや観光事業関係者からも除草対応の声を聞いております。

去る5月28日に予定されていた令和6年度第1回熊毛地区行政懇和会にて、本町からの意見交換テーマとして、県道の除草を取り上げているところです。当日は、荒天により懇和会は延期となりましたが、懇和会やその他の場でも引き続き取り上げていきたいというふうに考えております。

○ 1 2 番（日高好作君）

前回質問して間もなくでしたですかね、町長とお話する機会ありまして、私が質問した内容を知事にお会いする機会があって話をしていただいたというようなことを後で聞きましたが、それについては私も評価をしたいなと思いますが。

現状どうするかということで、2番目の現在の刈り取り方法、そのものが本当に今のままでいいのかという、見直しが必要ないか。また、町長にも資料はお渡ししていますけど、ドイツ製のケルヒャーですか、これを使った温水除草、先端から100℃近い蒸気を出して草そのものを枯らすといえますか、そういったことで、そういうことも検討に入れないと。

今、北部、南部で年間2,000万円ずつ、合計4,000万円、この県道の除草に事業費が使われているというようなことなんですけど、その大半が、刈り取りもそうなんですけど、その後の撤去ですか、それにも結構金がかかっている。何割か、半分ぐらいはそっちにもかかっているんじゃないかなという印象を受けるわけですが。

私なんかは自然の中で育ってきて、自然で発生した雑草をわざわざ処理しなきゃいけないのかな。道路脇の空いたところに置けないのかなというようなことで、同僚議員に聞いたら、いやそれは法律でもって駄目なんだというようなことなものですから、温水除草ですか、それを提案しているわけです。これは、1台、エンジンとボイラーですか、それがセットになった機械で大体250万円ぐらいするというようなことなんですけど。私は、こ

れを北部、南部、2台ずつ買って、4台買っても1,000万円です。それで、年間2回なり蒸気でもって草を枯らせば、持ち運びもする必要もないですし、小さいうちに処理すれば燃料費もそんなにかかんないのかなというような自分なりに思っております。

もともと、これは、私は農業の有機農法に活用できないかなと思って、鹿児島の支店に訪ねて行って色々お聞きしまして、これはもしかすると県道でも使えるんじゃないかなというようなことで、町長にお渡ししたその内容のものを、私は、去年、やはりこれは何とかしなきゃという個人的な思いで、県議と町の建設協会長にお渡しして、やっぱり屋久島モデルとして、除草剤を使わないのであれば、こういうやり方でもって経費も抑えて、処理する方法を検討すべきじゃないかなというようなことでお話をしました。県議のほうは、担当課のほうにちゃんと資料を持って行って、見積書も添えてやったんですが、お伝えしましたという返事は頂きましたですけど。

でも、町道なり、町長、今後、やっぱり現場で働く人たちの負担も大きいですが、このような手法というのは考えられないか、その辺についてはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃることは十分に分かっている。今やっと、県道を、もう宮之浦の近辺は草刈りを今やっている。これは、1週間すると、また3分の1ぐらいもう生えてきますから、ただ僅かなことですが。

知事にも直訴をしました。今、恐らく県道は年に2回しか草刈りやらないと思います。せめて倍ぐらい刈ってくださいよというお願いしたら、いや、もう屋久島だけではないです。全県下、そういう要望があるんです。じゃあ、予算を増やしてくださいよというところまで言いました。そういうことでお伝えをしました。

そして、屋久島事務所には、もう四、五年前から、私は、要するに県道の街路樹を全て撤去をしてくださいということをもう言いました。9割森林の島で、世界自然遺産の島に、何で街路樹が必要なんですか。むしろ、その街路樹は、私はもう宮之浦の周辺に住んでいますから、これはクロガネモチです。これ外来種ですから、何でこんなもんを植えるんですかと。屋久島にある屋久島のものを、どうしても必要であれば植えてくださいと。そういう道づくりをやってくださいと。屋久島事務所とかなりやり合いました。

そして、今、皆さん気づいているかどうか知りませんが、徳洲会病院から屋久島高校まで歩道の整備をやりました。そのときに、あそこら辺の周辺の人たちに、この木はどうしますかと。私は、もう全部切ろうと思っています。そうしたら、周辺の人たちは大賛成でした。誰も反対する人いません。クロガネモチは、落葉はするわ、実は止まるわ、鳥は来るわ。もう要するに、悪臭がそういうときには出るということです。今見てください。すっきりしていると思いませんか。

ですから、今そういう形で、もう予算もないのであれば。だけど、切るだけはやらな

い。何かの工事のついでに。ここの小瀬田の周辺に、ビロウの木がありました。ビロウもある日突然切っているんです、県が。これ、誰も何も言いませんかと言ったら、いや誰も何も言ってこないと言うんです。それは何で切ったんですかというのと、ビロウもちょうど伸びてきて、大型車両が邪魔になって、バスなんかが行くときにです。それでもう撤去をしましたという。

ですから、議員がおっしゃるこういう除草の施設も、今年々改良されていって、今簡単に250万円といいますけど、なかなか4台も買うと大変ですから。これ、また県に、県道をまずやらせようと思えば、県にまたこういうものもありますんで、県にやって。

それより、もう永久、恒久的なことがある。県道の街路樹をなくそうと、私は個人的に思っています。もう一つは、植え込みがあるじゃないですか、クロガネモチの下に植え込みがあって、あれが伸びてくるんです。そうすると、県道が高くて下から出てくるところは左右が見えないんです、あの木で。それでそういう事故等もあるんです。そういうのもあったりして、もうとにかくきちんとできない。そりゃ、観光を売り物にしている島で、あんな雑草を、議員が言うように、雑草の中で育っていれば、そりゃもうその中でそういうふうな環境をつくるのも一つの方法かもしれませんが。やはり、今、歩道をきちんと整備をして安心して歩道を歩けるようにして、そういう道づくりを。

ですから、議員がおっしゃるこの刈り取りの方法も、熱湯で、今は要するにもう完璧なものじゃ、まだないのか知りませんが、このメリットとデメリットをちょっと見させてもらいましたけれども、色々金額も含めてもうちょっと安くなって。こういうものもあるということは認識をして、使えるような時期が来れば、どっちかをやっていきたいというふうに思いますので、少し検討をさせてください。

○ 1 2 番（日高好作君）

時間がなくなってきましたですけど。最後に、これは、もう町長も町民の方からよくお聞きしているというか、要望されていることだと思うんです。この県道の支障木。大型車両にとっては、非常にもう毎日の生活の中で大変苦労しているわけです。

県道、私たちは普通車といいますか、そういう普通の車で走っているから皆さん気づかないかも知れませんが、県道の両端をよく観察しますと、大型車両の当たる部分というのは枝が伸びていません。その大型車両の上の枝というのは、伸びているところでは中央線近くまで、きれいにくっきりとこの大型の車の形で枝が分かれているというか、車自体がきれいに刈り取りしたような形になっております。これは、もうバスの私も運転手から、先程の林業、大型トラック、それから建設業、あるいは運送業、もうこの大型車両の運転を生業にしている方々から、やはりよく言われます。

そういった中で、私が聞くとところによると、やっぱり県は所有者が処理してくださいというようなことを言われるんですけど、私は現実的ではないと思うんです。ここにい

ない人もいれば、高齢でそんな作業すらできないという。そういうことを考えると、やはり県と協議して何らかの形。

これも、同僚議員の話では、南種子町が公社をつくって、こういう県道の支障木とか除草とか刈り取りとかやっている、同僚議員の話では、もう中種子から南種子に入った瞬間に世界が違ふと。そのぐらい南種子の県道は整備されているというお話を聞きまして、私も資料も頂きました。ちょっと南種子のほうから。やはり公社でもって整備をしていると。そういうようなことも、今後の検討課題として、ぜひ県と協議していただきたいと思いますが。最後ちょっともう時間がありませんので、短めに。

○町長（荒木耕治君）

ずっと言われていることです。これ、聞きかじりでまだどうかあれなんですけど、これ、法律が、隣の家の枝が自分の家の土地に出てきて、今まで切れなかったものが、これは切れるようになったということを、これきちんと調べなけりゃいけませんけど、そういうものです。

これも同様のこと使えるんじゃないかというように今思いましたので、ちょっときちんと調べて、そういうことも県とも話をしたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

まさに私も同感なんです。そういう法律の改正でもって、県道の境から中に入ることはなくても、やっぱりガードレールのちょっと内側ぐらいまできれいに整備されれば、非常に毎日そういうあれで運転をされている方々のストレスもなくなるんじゃないかなということで、ぜひそこら辺検討していただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、渡邊千護君に発言を許可します。

○8番（渡邊千護君）

皆さん、お疲れさまです。今日から2日間、中学校県総体地区大会が始まりました。私の娘2人も安房中学校のバレーボールをしています。今日の朝、「パパ、絶対優勝するからね」と言って家を出ていきました。優勝するしないにかかわらず、今まで頑張ってきたことを一生懸命、精いっぱい、全力でプレーしていただきたいと思います。そ

して、娘がとても頼もしく見えました。今日から2日間、大会に参加する子どもたちみんなに、悔いの残らないよう全力でプレーしていただきたいと心から願い、エールを送りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

海底清掃プロジェクトについて。

1から4までありますけれども、1点ずつ行きたいと思います。

1、住民監査請求を踏まえた監査結果に対する町としての見解及び今後の対応をお尋ねしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の質問にお答えします。

令和6年4月2日に提出のありました住民監査請求は、令和4年度に実施した「海・山・川の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」について、屋久島だいき寄附条例違反、ごみ回収廃棄費と交通宿泊費の未精算、不適法な特命随意契約、不当な動画制作費の支出を理由に、業務委託費の全額1,698万9,918円を、個人である私、副町長、観光まちづくり課長の3名に連帯して町へ返還することを求めるものでありました。

令和6年5月30日に本件の結果が決定し、公表されたところであります。本件監査結果については、基本的に町側の認識するところと同じであり、また監査結果については、法的拘束力はないものの、執行機関としてそれを尊重しなければならない義務を負うものと解されていることから、町としては、監査委員の判断、すなわち本件支出は違法ではない、JTBパブリッシングへの精算請求権はないとの前提に立ち、個人としての私を含め、副町長、観光まちづくり課長、3名に対する損害賠償請求は行わない所存であります。

○8番（渡邊千護君）

3月議会の一般質問の中で、令和4年度海底清掃プロジェクトの契約、またごみの回収産廃費、交通宿泊費、実費精算及び動画等について質問をし、質問の中で納得のいく答弁もいただけなかったもので、住民監査請求を4月2日に提出をし、5月30日に監査の結果が届きました。色々と解釈されていましたが、総価契約方式を理由に、私が求めていた結果とは違いました。この監査結果の内容についても、到底納得いく回答ではありません。

一部を読ませていただくんですが、色々、回答に疑問があることがいっぱいありました。その中で、実費精算について、この回答を見てみますと、発注者である町、受注者であるJTBパブリッシングはともに、本件請負契約自体が契約金額を総額で定める契

約、いわゆる総価契約方式が取られていることから、そもそも精算は想定されていないとしており、契約書や仕様書には精算について特段の定めがない。監査委員としても、契約関係書類の確認や担当課への聴取を行った結果、本件契約は総価方式である。確かに見積書に「下記は、終了後実費精算」と記載されているものの、精算に関する記載はその1か所のみであると。その後の契約書に精算に関する条項は定められていないものだから、終了後実費精算という方法は放棄されたものと判断すると。本件契約は総価契約により締結されたものであるから、実費精算を怠っているという請求人の主張には理由はならないということで、実際、この契約書がありますけれども、契約するときには、見積書を基に契約をしているはずなんです。実際、記載されています、実費精算と。それを放棄されたものとするということを言っていますけれども、実際、実費精算することで見積りを基に契約されたのであるから、実際はこれは実費精算しなきゃいけないではないですかというのを聞きたいんですが、どうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今、渡邊議員のお話にありました実費精算につきましては、今般出されました監査委員の監査結果の中にありますように、町としては精算請求権はないということで監査結果のほうが出ておりますので、担当課としてはその監査結果を尊重しているところであります。

○8番（渡邊千護君）

あくまでも、監査委員は会計の専門ではありません。もしくは法の専門でもありません。今、監査結果が出て、実費精算しなくてもよいということでよろしいですね。それで納得されている。町長、どうでしょう。それでよろしいですか。回答だけお願いします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

監査結果のほうを尊重しているということで、納得しております。

○8番（渡邊千護君）

住民の方が町に開示請求をし、文書を預かっておりますが、ここにその文書があります。この中を読みます。総価契約だから精算の必要はないと見解に立つべきではなく、見積書に記載された経費と実費に要した経費と異なる場合はきちんと精査し、差額について、それが増だろうが減だろうが精算すべきものであると、この回答は町の法務専門員の回答です。法の専門員の回答であり、これは精算すべきだというふうに回答していますが、そこら辺、どうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

3月議会の中でも、担当課として、一般質問の回答を述べたところでありました。その中で担当課として、当初は総価契約ということで精算は必要ないという判断に立って

おりまして、今回、この見積書の中で以下精算という言葉があるということを指摘されまして、そういう認識があるという以上は、担当課としても受託者のほうに申入れをしまして確認をしなきゃいけないというところで、受託者のほうに申入れをしておりました。

ただ、受託者のほうからは精算について必要はない、これは総価契約なので精算は必要ない、回答できませんという回答いただいておりますので、担当課としては対応に苦慮したところでありますが、今回の監査結果が出たことを踏まえて、監査結果のほうを尊重しているところであります。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。その監査の結果の中に、本契約は総価契約方式と判断されるから、契約に定めた業務全体に対しての総額について契約したものであると。見積書の記載については、それぞれの業務単価について合意したものではないし、発注者が支持しない限り、その方法については拘束するものではないと。

では、発注者が支持すれば、向こうは答えなきゃいけないんですよね。どうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

発注者のほうにつきましては、こちらのほうにつきましては、入札ですとか契約の段階で、仕様書に基づいて業務を行っていただくということにしておりますので、うちとしては仕様書どおりに実施していただいている。途中経過も協議をしながら、仕様書に基づいて事業のほうを進めていただくように話をしているというところでした。なので、こちらのほうとしては、仕様書に基づいた事業の実施がされているというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護君）

最初の契約の段階で、本町契約に基づく見積書が必ず必要だと。見積書を基に契約がされているわけですね。ただ、最初の見積りというのはなくてもいいんですか。見積りがあるから契約したわけですね。見積りを提出してここに書いてありますが、この見積りがあってから初めてこの契約が成立したと、海底清掃のプロジェクトが成立したわけですね。そこの書いている内容が取り消されるってどういうことですか。じゃあ、見積書はなくてもいいんですか。善意で頂いたお金を、寄附金を、そのまま契約するときに丸投げして、じゃあ、使った金は何に使ってもいいですよって、総価契約ですからって。見てくださいよ、レンタカーで4万円ですよ、1日。2台借りて8万円です。

あと、この見積書の中で、交通費、宿泊費、これは変動する金額です。土日が高かったり、閑散期だと安くなったり、以外は安くなったりと。だから実費精算で、頂いた寄附で実費精算をして、その差額は返してもらうのが当然じゃないですか。総価方式だから、寄附で頂いたお金をそのまま丸投げして、後、どうしても精算しなくてもいいってこ

となんですよね。それでよろしいんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今、議員がおっしゃられた見積書の中身を無視しているのじゃないかという御発言がありました。これにつきましては、うちの仕様書に基づいて見積りのほうは出ているというふうに認識しております。

今回、総価契約というところで、監査委員の結果の中でもありましたように、これは業務全体としての総額について契約したもので、単価について同意したのではなく、また方法について拘束するものではないという監査結果のほうも出ておりますので、町としてはその考えのほうを尊重しているところであります。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。じゃあ、町としては、もう監査結果が出たので、それを基にと今回受け止めて、いいということで、答弁でよかったですね。分かりました。

次の質問なんですけれども、3月定例会では、実費精算、ごみの精算を踏まえて、パブリッシングのほうに、JTBのほうにも確認すると言っていましたけれども、今の回答だとそれはないとして、例えば精算するかしないかは別として、実際、海底清掃をしていますね、2回。海岸清掃を1回していると。この一回一回潜ったごみの量とその単価は、寄附していただいた方に公表する義務があると私は思うんですが。潜って、これ、海底清掃をメインとした寄附金を充てているわけですよね。私が聞いているのは、1回、一日一日潜ったごみの量、その金額を教えてください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今の御質問につきましては、こちらのほうはJTBパブリッシングのほうに精査の申込みをしておりましたが、これは総価ということで資料の提出には応じられていないところで、こちらのほうとしては廃棄の実費については把握していないところであります。

ただ、見積書の中で記載されておいたのは、廃棄費用として、令和4年度の見積書の中では、単価として5万円の見積りの計上があったところです。

○8番（渡邊千護君）

実際、潜って、どのぐらいの量を集めて、報告する義務はあると思うんです。そのための事業ですよね。屋久島が好きで、大好きで、世界遺産を守ってほしいって、その人から集めて事業を始めた金額のそのメインとしては、実際潜って海底清掃するわけです。その潜った量が分からないってどういうことですか、一日一日の。調べなかったんですか。報告する義務はありますよ。お答えください。これ、前から言っていますよね、回答してくださいと。お願いします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今、渡邊議員の御質問の潜って集めた量につきましては、前回の会の中だったのか、

ちょっと前の会の中でお伝えしていたというふうに認識していたんですが、令和4年度の実施事業のマニフェストのほうで、たしか10袋回収したということでお答えしていたと思います。

袋の数についてはもう一度私も確認は取りますが、たしか10袋で、令和4年度のほうでは議会の中で御回答していたというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

その件で、もう一つ。今まで私も、前回は質問していますが、同じ令和4年度のことなので。

このパンフレットの中に、私、マニフェスト、これ、ありますよ、10トン。10トンですよ、10袋。このパンフレットの中には、頑張って潜って1日100kgだと書いているんですよ。潜った報告書の中に、キロ数も何も書いていないんです。潜ったにもかかわらず、報告書には、海底には釣り糸が多いとかペットボトルを集めた。これ、前回は質問しています。

その中で、10月の26、27日、これは海岸清掃しています。船でトン袋運んでいます。トン袋3つ。海底清掃でしたやつは、写真が出ているのは、ペットボトルとごみです。それで、マニフェストには5トン。次は11月24日、海底清掃をやっています。人数は8名です。そこで5トンで出しているんですよ。8人で5トンって。これが果たして本当にそれが取れたのかどうかというのを検証しないんですか。もうそのマニフェストを受けたら、（ ）できていますよね、もう最終5トンと。8人で5トン取ったわけですよ。それは間違いないですか。言われたとおり、そのまま上げるんですね。間違いないですね。これ、すごく大事なことなので。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

令和4年度の廃棄物の回収の袋の数につきましては、担当課としてはマニフェストのほうで確認をしておりますので、その数で間違いないというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

マニフェストのほうを信じて、8人で5,000kgですよ、5トン、袋に。大体1,000kg入りますから、トン袋に。どれぐらい入ったかは分かりませんよ。それを、8人でトン袋5つ集めたってことで間違いないですね。そこ、確認をお願いします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

このマニフェストで書かれている表記のほうは、1袋ということで表記しております。ただ、その袋が、フレコンバックというのが大体1 m^3 の袋が基本になっておりましたので、マニフェストの表記は1 m^3 という表現でしております。ただ、それが重量として何kgなのかというところは記載はされておられません。

1 m^3 の袋がマニフェストのほうでは10袋確認できておりますので、担当課としては、

10袋がマニフェストとして処理されているというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護君）

じゃあ、その1m³を（ ）して、キロ数ははっきりわからないと。けど、金額はその分の100万円を支払っていると。それでいいんですかね。これ寄付金ですよ。私は納得できませんけれども。それでよしとするのであれば。私はもう、この問題については、しっかり司法の場で判断を仰いでいきたいと思います。

次の問題に行きたいと思います。

すいません。ちょっと資料が多いので、時間ください。

今のでもう次のほうに行きたいと思いますが、（3）番、令和5年度の海底清掃事業について。

見積書によると、人件費として合計308万円が計上され、主任研究員、研究員、経理担当職員、3名の記載がありますけれども、それぞれの仕事内容の詳細な説明をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

令和5年度事業の見積書に添付の内訳に計上されている人件費は、主任研究員7万円掛ける20日間で140万円、研究員3名掛ける36日間で108万円、経理担当職員5万掛ける12日間で60万円の計308万円となっています。

それぞれの業務内容を受託者から聞き取りをしたところ、主任研究員は、本事業「海・山・川の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」の仕様書に基づき全体の計画立案及び進行管理を行い、研究員は、主任研究員の指示の下で海底・海岸清掃業務、事業者教育としてグリーン・フィンズ勉強会、情報発信業務など、具体的な現地とのやり取りや手配、活動実施の記録を行い、経理担当職員は、本事業の経費の計算や精算処理の業務を行うとのこととなります。

○8番（渡邊千護君）

研究主任は全体を見ると、研究員は潜って指導をすると、経理担当者はその一回一回の経理をする。

この金額なんですけども、研究主任1日7万円、研究員1日3万円、経理担当職員ですけども、これはどういう方々ですか、この人たちは。お願いします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

この主任研究員、研究員、経理担当職員というのは、5年度、町が担当課のほうで委託をしております株式会社オーシャナの職員になることです。

この研究員という名称及び単価につきましては、受託者の社内で受託単価規程を定め、自治体ですとか、見積書を提出する際に使用している名称及び金額ということです。

○8番（渡邊千護君）

この契約は、オーシャナさんと契約しているわけですよね。オーシャナさんの全体の契約して、その中でオーシャナさんのはまた別で人件費として、すごい金額ですよね。全体で1,900万円で契約して、その中で海底清掃に使っているのは幾らですか。全体、船の借り上げも合わせて、450万円ですよ、寄附金で、清掃してくださいってことで。この人件費、あまりにも高くないですか。弁護士さんを出張で呼んで、高いところで10万円ぐらいだそうです。調べました。9万円から10万円。これ、どのぐらいの専門分野の研究。研究というのは、知識や技術を駆使し、研究に新しい知識を生み出して人々に伝えていくというのが研究員なんです。研究者というのは。

あともう一つ、経理、どういう専門の経理ですか、これ。1日5万円の経理ってどういことですか。オーシャナさんに契約をして、全体で経理すればいいのに、また別で経理をするんですか、1日5万円で12日間。潜ったとき一回一回、5万円で経理するんですか。あまりにも高くないですか。高額じゃないですか。これ、契約するときに何も思いませんでしたか。どうでしょう。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

令和5年度の事業につきましては、今、お話に出ています株式会社オーシャナさんのほうに業務委託をしております。

この見積書の中にあっている人件費につきましては、今、渡邊議員のほうでオーシャナさんとは別に計上されているというふうな認識で発言されたというふうに思ったんですが。（発言する者あり）ですよね。オーシャナさんのほうに委託を出す中での積算の一つの参考として、この見積書の金額が上がっております。

今、お話にありました単価というのにつきましては、先程も話をしましたように、受託者が社内で受託単価規程を定めて、その名称及び金額を用いて見積ったものとなっております。

私のほうも、これはあくまでも受託者の会社の規程に基づいての金額というところなんです。参考となる例としましては、国土交通省が用いている設計業務委託単価というのがありまして、これまでの経験から最適な業務計画等を確立して対応することが求められる業務を統括する者として、理事や理事長という、名称は違うんですが、という職がありまして、それは7万400円、上司の指導の下で業務に当たる技術者という職種は3万1,600円というような国土交通省の単価が参考としてあります。

ただ、これは、先程もお話ししましたように、この人件費、名称につきましては、受託者の社内で受託単価規程を定めて、今回の見積りのほうに計上されているというところであります。

○8番（渡邊千護君）

ここに主任研究員、研究員、経理もそうですけども、研究をかたっている以上は、研

究した成果物は提出していただけるんですよね、もちろん。研究員うたっている以上。あと、経理資料もしっかり提出してもらえるんですよね。

じゃないと、研究員って名のっている以上は、研究成果をしっかりと提出していただかないと。いいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

この研究員ということの名称につきましては、もう何度か同じ話をさせてもらいますが、あくまでも受託者の社内で受託単価規程を定めてこの見積書に記載しているものでありまして、また研究書を提出してもらえるんですかというお話だったんですが、これはうちの受託の仕様書の中でそういうものを求めているものではありませんので、うちとしては、そういう研究成果等は求めるものではないというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護君）

これ、お金はどっから出ているんですか。寄附金ですよね。今後、この活動していくための研究するんだったら、その成果を出してくださいよ。社内でという話じゃないですよ。研究して、これから屋久島の海をきれいにしていこうということで、この研究ということしたんでしょう、ずっとこれからも継続していくために。その成果はしっかり報告してもらわないと。

だって、海底清掃したお金って、ちょっとしかついていないじゃないですか。何で人件費ばっか、こんなについてんの。あまりにもひどくないですか。寄附してくれた方々にとっても失礼。非常に失礼。思いませんか、町長。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今の御質問といいますか、話の中で、研究員につきましては、町長の答弁の中でもお話しさせていただきましたように、主任研究員につきましては、うちの町のほうから委託をしています「海・山・川の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」の仕様書に基づいて全体の計画立案及び進行管理を行い、研究員は、主任研究員の指示の下で海底・海岸清掃業務、事業者の教育としてのグリーン・フィンズの勉強会、情報発信業務など、具体的な現地とのやり取りや手配、活動実施の記録を行うものとしております。

今回の委託事業につきましては、海岸清掃の運営ですとか海岸清掃の取組を各メディアを通してのPRをすること、あと環境教育プログラム作成ということが今回の委託の内容になっておりますので、この契約に基づく実績報告書は提出していただくことになっております。

○8番（渡邊千護君）

前回もそうなんですけれども、前回も屋久島町だいき寄附条例の中の第2条の（1）世界自然遺産を始めとする地域の環境保全に関する事業ということで出したお金

が、前回、全て環境保全の1,600万円なんです。1,700万円弱ですよ。前回も潜ったのは2回ですよ、1,700万円。ほとんどが、私は今回、監査請求出しましたけども、動画だったりとかパンフレットだったりとかに使われているわけです。けど、出してんは、一番この条例の中で多いのは環境保全です。1億4,000万円ぐらい集まりますよ。その中から前は1,700万円ぐらいのお金出しているわけです。

環境保全のために使ってほしいって来ているのに、全然、潜ったのは、実質2時間ですよ、前回も。それも、潜ったのは1本だけです。1本潜って1時間、次の日また1本潜って1時間ですよ。それにごみの回収の1日の量も分からない。それをまた継続して同じことをするというのも私は納得できないんです。

ダイバーさんが本当一生懸命潜って全体の8割のお金を使うのは全然問題ないと思います。あと2割を動画配信だったりとかパンフレット作りますだったらまだ分かる。これ、環境保全のため、屋久島をきれいにしてほしいというお金を持ってきたのにもかかわらず、潜ったのはその時間で、全然違うほうにお金が使われている。

監査の中にも書いているんですよ、間接的にこの4番の地域活性化支援事業にも関係すると。「間接的に」ですよ。お金出したのはここが1番ですよ。使い方がちょっと違うくないですか。全然納得いかないです。善意でもらった金を、使い方が間違っている。そう思いませんか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今、お話のありました件につきましては、今回出ています監査結果の中にもありましたが、海底清掃と映像化の配信、PRパンフレットの作成という取組が、自然環境保護の必要性や重要性の認識を高めるために必要な一体となった事業となっており、これが屋久島町だいき寄附条例第2条第1項第1号の地域の環境保全に関する事業に該当しているというところがあります。

それと併せて、間接的ではありますが、寄附条例の第2条第4号の地域の活性化を支援する事業にも該当していると認められているところで、だいき寄附条例に応じた取組になっているというふうに考えております。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。もう次に行きたいと思います。

令和5年度の事業費を全て今年度に繰り越したようですが、その理由は何か。前年度中に完成しなかったメディア露出費の100万円はどのように使ったのか、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

令和5年度事業の繰越しについて、委託業務のうち、情報発信業務としてメディア対応があります。この業務は、本事業の内容及び実施成果について、広く町内外へ発信することを目的とした業務であります。

当初、2月か3月頃に東京でイベントを開催し、集まったメディアの方々へ、海・川・山の繋がりで屋久島の自然を守る取組についてメディアの方々へ情報発信を行う予定でしたが、資料や映像で知った情報を発信してもらうのではなく、屋久島の取組、魅力を体験していただき、より深い情報を発信していただくため、メディア向けの体験ツアーに変更をしました。

飛行機や宿の手配をしたところ、年度末の3月27、28の実施となり、実績となるインターネット配信や雑誌等での掲載が6月下旬となる見込みであったため、7月31日まで委託期間を延長し、全額繰越しを行いました。

また、メディアに関する経費については、プレスツアーとして、令和6年3月27日、28日にメディアの方々を東京から屋久島に招いて実施したツアーの企画から、実施に関する経費となります。

先程もお話ししたとおり、屋久島の取組と魅力を体験していただき、より深い情報を発信していただくため実施したものであります。

○8番（渡邊千護君）

2月か3月に東京で開催する予定だったイベント、そのイベント会場はどこです予定だったんですか、呼んで。どのような内容をする予定だったか、教えてください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

場所につきましては、企画段階でプレスツアーのほうに変わりましたので、場所の把握は行っておりません。ただ、東京のほうで場所を借りてイベントを行いまして、そこに東京のほうにある雑誌社ですとかメディアの方々を招いてイベントのほうをメディア配信といいますか、メディアへの対応をする予定としておりました。

○8番（渡邊千護君）

プレスリースで100万円ついて、イベント会場を最終的に契約するときに、どこでするとか、それも確認していなかったんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

それにつきましては、契約の段階ではそういうところまでの話は当然ありませんし、事業を執行していく中で、当然、打合せとかされるところではあったと思うんですが、メディアツアーのほうに変わったというところで、場所の選定等については、確定等はしていなかったというふうに認識しております。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。

まず、この100万円をどのように使ったのか、ツアーで。教えてください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

ツアーの日程につきましては、3月27日に東京から屋久島へ入り、役場本庁を見学し

た後に、その後、一湊で海底清掃を見学していただいております。

翌28日に、海・川・山の循環を体験していただくために、白谷雲水峡を公認ガイドと共に視察を行ってもらっております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

もう一度、お金の内訳は。白谷雲水峡の案内に使ったんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

白谷雲水峡を公認ガイドと共に視察をしてもらっているところです。

○8番（渡邊千護君）

その視察に100万円使ったんですか。100万円の内訳を教えてください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

この内訳のほうにつきましては、これは100万円という、見積書の中では計上されております。

実績のほうにつきましては、まだきちんとした実績が来ていないというところがありますので、実績については、また御質問していただければというふうに思っております。

また、5年度の事業につきましても、総価契約というところがありますので、町のほうでは収支のほう、今、中間報告の中でも求めて支出の状況というのを把握しているところではありますので、実績報告書の中で確認したいと思っております。

○8番（渡邊千護君）

これ、町が招待して、プレスリリースをかけて、案内かけて、何社に来ていただいたんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今回、情報発信業務としてお招きしたメディアにつきましては、環境への関心が高く、多くの方へ町の取組を知っていただくための訴求力があるメディアへ打診を行ったということです。

雑誌社としましては、講談社のSDGsに関心のある女性向け雑誌「FRaU」から2名、ウェブマガジンとして女性向けメディア「VOGUE JAPAN」から1名、男性向けライフスタイルメディア「OCEANS」から2名の計3社、5名をお招きし、屋久島の海・川・山の繋がりや屋久島の自然環境を守る取組について取材をしていただきました。

また、NPO法人離島経済新聞社へ資料提供を行い、職員へのインタビューが行われ、インターネットへ掲載していただいたところであります。

○8番（渡邊千護君）

経済新聞社の方は屋久島に来られたんですか、インタビュー。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

今の答弁の中でもお話しさせていただきましたが、屋久島のほうへお招きしましたのは3社、5名でして、離島経済新聞につきましては、こちらのほうから資料提供という形でしておりますので、屋久島のほうには来られていません。

○8番（渡邊千護君）

通常であれば、屋久島にもメディアはあるわけです。地元メディアもたくさんありますけれども、そこにプレスリリースはかけていないんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸君）

その詳細については、また実績報告の中でも確認はしたいとは思っておりますが、お声かけのほうはしたという話は聞いておりますが、そこにつきましては、また実績報告書のほうできちんと確認していきたいと思います。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。実績報告のほうでまた聞いていきたいと思いますが。

次に行きます。

令和6年度海底清掃事業について。

海底清掃事業について、町内で事業を請け負う団体を探した上で補正予算を出すということで、今回、出ておりますけれども、具体的にお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今回、環境対策費へ、環境保全業務委託料として305万6,000円を清掃作業に係る経費として計上しています。この経費は、本町が取り組むエコツーリズム推進の観点から、自然観光資源の清掃に取り組むことを目的としたものです。清掃は、通常では行けない場所ですが、自然観光資源として清掃が必要なところ、海底や船でしか行けない海岸、川底や沢などの清掃を予定をしています。

作業は、海のごみ回収経験がある屋久島ダイビング事業者組合、沢などの状況に詳しいガイドが所属する屋久島観光協会の両者が、安全に業務を遂行するための知識と経験を有し、現場の状況に精通していると認められるので、予算議決後、実施に向けた協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

令和6年度に関しては分かりました。

このお金は、だいき基金で、屋久島が大好きで、この要綱の中にも住民の参加型と書いていますから、できればもう住民の方に全てを任せて、屋久島の環境の整備について取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許可します。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を始めさせていただきます。

私の今回の質問は、町民にとってとても重要な施設となります文化施設、体育施設の多目的交流センターについて、そして2番目に安房総合センターの大ホールについて質問させていただきます。

まず、1問目の宮之浦に建設予定の多目的交流センターについて。

1番で、関連施設の解体や周辺施設費などを含めた総事業費は、本体工事として22億5,000万円ほど見込んでいるようだが、周辺施設費や関連施設の解体費用などを含めた最終的な総事業費は幾らと試算されているのかを伺います。御答弁よろしくをお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

最終的な総事業費については、屋久島町多目的交流センター（仮称）建設・管理運営事業基本計画書（案）の27ページに記載をしているとおり、建設単価を1㎡当たり60万円として想定をしているものでありますので、あくまで22億5,000万円も概算の数値となります。

また、関連工事として、既存の植栽等撤去工事や本体工事部分の造成工事が想定されますが、本年度発注している屋久島町多目的交流センター建設・管理運営事業に係る事業者選定支援業務委託が終了する令和7年11月頃までには、本体工事部分も含めて、おおよその事業費が把握できると思います。

なお、本事業については、設計、施工だけでなく、完成後の15年程度の施設運営と維持管理を含めて長期契約を想定しておりますので、整備のみではなく、維持管理運営のランニングコストの管理費用の財源を確保する必要があると認識をしているところです。

また、宮之浦体育館の解体、駐車場整備工事も見込まれますが、工事の進捗にもよる

ものの、基本的には当施設が完成した後に実施をする予定でありますので、見込みとしては、当施設が完成間近の令和10年上旬に総事業費が明らかになるというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

全体的な総事業費としては、今、まだ決定していないということで、でも、おおむね、当然、体育館と離島開発総合センターの建て替えをするわけですから、解体が伴いますよね。解体をするに当たって、両施設が大体幾らなのかというのは単価で計算できると思うんですけれども、大体試算はされていないんですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

解体費用につきましては、これまでの尾之間支所等の解体の工事の実績もありまして、おおよそ平米当たり5万円程度と算定をした場合、宮之浦体育館の解体費用は6,700万円程度、離島開発総合センターについては1億2,400万円程度を見込んでおります。

○5番（眞邊真紀君）

その辺も含んだ事業費を、なるべくやっぱり早めに町民に知らせるべきなんじゃないかなと思うんですよ、この事業するのであれば。

今、建築の単価もかなり上がっていますけど、解体の費用も相当上がっていると思います。今、調べてみると、安くても、陸続きの自治体で単価5万7,200円、鉄筋コンクリート造は6万円弱で試算されていて、業者さんのホームページを見てみたりすると、もう6万円から8万円ですと。もっと高いところもあります。

なので、単価5万円の計算でもいいと思うんです、今おっしゃったように。けれども、それだけの解体費用が一緒にかかりますということをこの事業する際にはきちんと見込んで進めていただきたいなというふうに考えます。

それで、22億5,000万円と試算されていて、それは運営の方式によって、管理運営、どこか業者さんに委託をするということで、管理の費用も入っていると思うんです。そうなんですけれども、公共施設再配置ワークショップの資料によると、令和7年から10年度に更新可能な金額が。ごめんなさい。すいません。違うところ読んでいました。すいません。

旧支所庁舎跡地利活用計画書、令和5年3月に出されているものですけど、対策費用として、離島開発総合センターが令和5年から10年度までの解体までで10億円強、それで宮之浦体育館が4億円弱と記載されていて、管理運営の委託料含まないにしても相当な金額の乖離があると思うんですが、これはどういうふうな試算で10億円強と体育館が4億円弱というふうに試算されてここに記載されているんですか。旧支所庁舎跡地利活用計画書、16ページに記載されている分を聞いています。

○政策推進課長（木原幸治君）

そちらの数値につきましては、これまでかかっている維持管理経費、コスト分、これを算入した形での計算になっていることになっております。

○5番（眞邊真紀君）

当然、建て替えるわけですから、別途大きな費用が必要になると思うんですが、これまで運営してきた金額を基に出しておられると。これ、建て替える前提で出しているからこそ、市民文化系施設として離島開発総合センターは令和5年、これ、設計とか地盤調査だと思うんですが、973万3,000円、令和6年が648万9,000円、令和7年が4億3,200万円、令和8年も4億3,200万円、これは建物建てるための試算だと思うんですが、令和10年には解体の費用、ここに載っていますね、1億2,000万円。これで足すと10億円強になるんですが、これは何を基に計算されて。今、おっしゃったとおりなんですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

先程、町長の答弁がありましたけれども、今回の交流センターの建設の方法につきましてはDBO方式ということで、これまでの方式と異なる方法になります。町が資金を調達をいたしまして設計と建設、その後の運営についても民間業者にお願いをするという形になっています。

答弁で説明したとおりに、運営に係る費用というものも試算をする必要がありまして、それが1年当たり約4億円程度を見ております。今現在、年間6,400万円程度の維持管理費がかかるというふうに試算をしておりまして、今現在、予定が15年間の継続契約をした場合に、建設工事費以外に15年で9億7,000万円程度必要じゃないかというふうに考えております。

ですが、受託側の必要な人員であったりとか、そういったものについてはそのときの契約によって異なると思いますので、増減が、あくまでも現段階の試算ということで考えているところです。

○5番（眞邊真紀君）

公共施設再配置ワークショップが4回にわたって開かれていると思います。その資料では、令和7年から10年度に更新可能な金額が全体で27億円というふうにされていて、そのうち町全体に係る事業の多目的アリーナとクリーンサポートセンター施設の一部除却で約22.5億円とされているとされていたので、その期間の中で22.5億円を多目的アリーナのために使うのかなということを考えていたんですが、DBO方式でやるとすると15年にわたって支出があって、22.5億円というのは令和7年から10年までに使い切る予算ではないというふうに捉えていいんですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

再度申し上げますけれども、建設工事に係る費用は試算で22億円になっておりますが、また別個に9億7,000万円、建物が建った後に維持管理費がかかるという意味で御説明

をさせていただいております。

それプラス建物を壊す解体費用については、冒頭説明をしましたとおり2つの費用がかかりますし、併せて、今現在、植栽があったり、また新たに駐車場を整備する部分もございますので、そこについてはまた別途費用がかかるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○5番（眞邊真紀君）

すいませんでした。22.5億円の中に管理費の9億円も含まれるんだったら計算がそこそこ合うなと思ったんですが、単純に本体の工事価格で22.5億円が必要だということで、分かりました。

令和7年から10年度までに更新可能な金額が全体で27億円とされていて、そのうちクリーンサポートセンターの現施設の除却費用も入ってくると。ほか、公民館の建て替え、小中学校の本来建て替えしなきゃいけない部分もあると思うんですけども、この27億円の枠の中で、みっちり27億円じゃないんでしょうけど、計算の上では27億円になりますので、最近出ている計画で。お金は足りるんですかね、率直に。

○政策推進課長（木原幸治君）

今現在、多目的交流センターの財源につきましては、デジタル創生の交付金を活用した建設、同種の施設という事例がございまして、そういったものに一緒に活用ができないかということで検討をしております。

やはり、このための大きな事業でもありますので、一部、公共施設管理基金等を活用させていただいたり、有利な地方債、そういったものも活用しながら建設をしたいというふうに考えています。

そのほかの施設についても同様で、なるべく有利な補助事業が使えるのであればそういった財源を確保しながら、離島活性化交付金等であったり、今現在、公民館整備については過疎対策債等も活用させて整備を進めておりますので、そういったものについては計画的に実施をしていきたいと思っております。

○5番（眞邊真紀君）

では、交付金の活用検討されているということで、その申請がうまくいって、それを活用できた場合には、27億円からその交付金を引いて、そのほかの事業に使えるという認識でよろしいんですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

もう一度整理をさせていただきたいと思います。

交流センターについては、デジタル交付金を活用しようと思っております。その残金については、地方債や基金等を取り崩して財源を確保したいと思っております。

また、公民館等の整備については、今現在、離島活性化交付金ということで、また別

の交付金を活用しておりまして、あと、過疎債という交付税措置がされる地方債を活用して、今、年次的に計画をしているところなので、デジタル交付金の金額は得られたからということでほかの財源に充てるといことは考えておらず、あくまでも交流センターの財源として活用したいと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

質問が下手ですみません。デジタル交付金の申請をして、受けることができた場合に、それを引いて、27億円の枠の中でほかの事業もできるのかという質問なんですけれども。

公共事業再配置ワークショップの施設の中に、校区ごとの優先したい施設には、中央校区が宮之浦公民館の長寿命化、宮浦小学校の建て替えなど更新費用約14.6億円、安房校区が平野公民館及び竜天消防車車庫の大規模改修など更新費用約4,000万円、岳南校区が湯泊生活館の大規模改修、中間公民館の建て替えなど更新費用約2.2億円とされており、合計で17億円強なんです。単純にこれは御希望で、校区で優先したい事業だと思うんですけれども、こういった優先したい事業がほかにもある中で、交付金等を利用しながらみっちりやっていただくんだと思うんですが、利用しながら、今、計画に立っているものはちゃんと履行できそうですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

そのための公共施設管理計画というふうに考えておりまして、こちらを基にして、年度的にこの事業をやっていくというふうに計画をしておりますので、所管課のほうと、また御利用いただいている方々とも協議をしながら優先順位というのを決めて、恐らく事業調整という政策推進課が中心になって各課と協議する場と、当初予算の協議の段階で最終的には決定していく形になると思います。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。

総事業費について、令和7年の11月頃までには、結構、先が長いんですが、事業計画を見ていると、すごく細かく上げられているんですね、この交流センターに関しては。なので、ある程度というか、かなり正確な総事業費の試算がもう今の段階でできるんじゃないかなと。それは変動は当然ありますけど、なるべくやっぱり解体に必要、外構に必要という部分は、庁舎のときもそうでしたけど、きちんと試算をして、かなり本当にきちんとされてますから、この計画書見ると。もうちょっと早い段階で皆さんに公表すべきなのかなというふうに思います。いかがですか。

○政策推進課長（木原幸治君）

今回、DBO方式ということで、設計と工事の施工、運営についても民間業者の方をお願いをするということで、今年度、アドバイザー設計業務委託ということで、これまで検討した基本計画の内容を、こういった建物、サイズで、どこにどんな建物を、ど

んな機能を盛り込んでくださいという要求水準書というのを出すんですけれども、でも、あくまでも設計書を作るのは民間業者になります。その中には、今後、民間業者が運営をするに当たって、もう少し効率よく、安くできる方法もあると思います。

一方では、もしかしたら民間のノウハウを使って、もう少し幅広く御利用いただくためにこういう機能が必要だということで盛り込む場合もある、いわゆる増える場合もあるということもございまして、分かった段階では御提供はできるとは思いますが、今段階の中で、あまりにも大きくあまりにも小さく情報を提供するというのはやはり混乱を招くのかなというのもございまして、あくまでも概算として進めさせていただいているところです。

○5番（眞邊真紀君）

DBO方式に様々なメリットがあって、本当色々比較されて、町にとって有利なところを取っていると思うんですが、民間にお願いするに当たって、やっぱり町の手の中に情報がないということもたくさん出てくると思うんです。

その例を挙げると、公共施設でやっていた水道事業、それを民間が委託して受けるということができるよう、今、なっています。宮城県がトップを切って、先頭立ってやったわけですけど、それを心配されている方たちもたくさんいる。

民営化すると何が心配なのかというと、市町村自体がその事業の全体像が把握できなくなる。口出しもなかなかしにくくなる。それが何を及ぼすかということ、やっぱり屋久島町だと町民生活に多大な影響を与える可能性があるということなので、民間委託というのは今もう、ありなやり方だから、否定するところではないんですけど、そういうことも危惧されるということをしちゃんと把握して、民間に運営していただくということも考慮の中に入れて実際の計画を立てていただく。

可能な限り、早めに総事業費、幾らかかるのか、そっちの手に委ねて、本当はもうちょっとかかりますって言われたら、話が進んでくると支払わざるを得なくなってくると思うんです。なので、その点、十分注意しながら事業進めていただいて、町民にはきちんとした情報公開していただきたいなというふうに思います。

総事業費のことについては以上です。

次の他地域への避難所整備への影響はということで、高額な予算を投じての大型事業になるが、町全体の避難所の整備がさらに遅れるのではないかという質問です。御答弁よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島町多目的交流センターは、老朽化が進む離島開発総合センターと宮之浦体育館を複合化するものですので、これまで両施設が担っていた防災機能も引き継ぐこととなります。

しかし、その機能の範囲は収容可能能力も含め限定的であることから、近年、大きな被害をもたらす自然災害等に備えて、地域防災計画で避難所として指定をしている公民館等の長寿命化、防災機能強化を図る改修事業は、公共施設個別計画において、年次的に実施をするよう計画しております。

なお、昨年度は楠川公民館を、本年度は春牧公民館を、社会資本整備総合交付金などを活用して整備をすることとしております。したがって、当施設の建設によって公民館等の整備に影響がないよう、事業調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

本当に影響のないようにしていただきたいと思います。

町民との意見交換会を議会は2月にさせていただきました。その際に、すごくたくさん声が聞かれたのは、町の避難所施設、防災の対策についての心配の声でした。

やっぱり皆さん、暮らしている中で、急にものすごい大雨が降ってきたり風が吹いたりして不安に思うこともたくさんあるんだ、台風以外にあるんだなということを、自分も心配ですけど、ほかの人たちもこんなに心配しているんだということが分かって、今、年次的に公民館もきちんと整備をしてくださっていますけど、やっぱりまだまだ、窓をどうかしないと開かないというところもそのままになっていたりとか色々ありますので、なるべく、年次的な計画よりもさらに前倒しでやらなきゃいけないところが多々あると思うんです。なので、そこはしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

屋久島町多目的交流センター建設・管理運営事業基本計画書（案）の中の多目的交流センター設備の目的には、「離島開発総合センターは、老朽化が著しく所要の耐震性が確保されないことや、低地（標高2～3m程度）に位置していることから、水害・津波などの防災面に課題があるため、その対策が急務になっている」と書かれています。

それで、防災対策の話なんですけれども、低地に位置する公共施設で優先的に高台移転が必要なのは、その近隣の小学校、中学校、消防施設、以前から言われている北分遣所と、午前中も同僚議員が質問していましたけど、重要なインフラ施設である電気庁舎ではないかなと思うんですが、優先順位として、やはり老朽化がかなり深刻に進んでいる体育館と離島開発総合センターというのも分からなくもないんですけれども、人の命を守る、生活を守るという点で、優先順位をきちんと考えられてやられているのかどうか、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

優先順位をきちんと考えてやっているつもりでございます。

今、言われるように、今、多目的ホールの建設を言いますけれども、小学校、中学校は、ご案内のとおり、二、三m低地にあります。宮之浦の話ですよ。ここは一番先にこれやるべきじゃないかという話は、私も色んな人から色んな意見を聞いております。

しかし、これは、学校ってのは昼間、生徒いるわけで、先生もいらっしゃいます。今、避難訓練も周辺の地区と一緒にやっております。ですから、次は宮浦小学校、中学校を高台に上げようというのがあります。これは私の私案ですけども、今、野球場、陸上競技場、ここに小中学校を上げたい。そして、やっぱり小中高って、もう一貫にあそこに教育施設をそろえたいと。そして、陸上競技場とか野球場が必要なら、陸上競技場、野球場は下にあってもいいのかなというふうに思っております。

そして、今言われた分遣所は、議員からも再三言われてますけども、今、土地を探しております。そして、場所的には、これ、救急医療をやりますんで、宮之浦川より西のほうに造るべきだと私は思っております。今、高いところは東のほうが多いんですけども、救急を考えるとどうしても西のほうにということで、今、二、三か所、候補地を相談をしている段階でございます。

それと、宮之浦出張所あるいは電気庁舎、これも移転を考えております。今、土地交渉はしておりますんで、これがまとまれば、出張所と電気庁舎をそこに移したいというふうに思っている。色々交渉中で、まだ今、発表できる段階ではありませんが、近いうちにそういう計画をやっていくと。そうすれば、ほかにも小中学校が低いところにある集落もございます。そういうものは、順次やっていけるように計画は立てていきたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

今言った小中学校、北分遣所、電気庁舎について、具体的に計画は立っているわけではありませんけれども、将来的に高台移転なり、どこかに移転するなりということを考えられているということで、まず安心しました。同僚議員も、この一般質問の中でも、災害はいつやってくるか分からないということで質問されたり発言されたりしてましたので、本当に明日来るかもしれない災害に対して、なるべく危険なところは早く移動なり改修なりしていただきたいなというふうに思っています。

3番目に移ります。

建設の場所についてです。文化ホールを宮之浦多目的センター1か所に統合するのであれば、私は本庁舎同様に、両町の境目付近が適切ではないかという質問です。御答弁よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

このような大規模施設の建設位置については慎重な議論が必要であるとの認識の下、令和4年度に各種団体の代表者で構成する旧支所庁舎跡地利活用協議会や、一般の町民の方々が参加された公共施設再配置ワークショップにおいて活発な御議論をいただき、現在の宮之浦体育館横の駐車場付近が最良であると御意見を得て、関係各課を含めた事務レベルでも慎重に議論し、この宮之浦体育館横を建設地に選定したものです。

選定理由としましては、宮之浦地域においては、旧宮之浦支所の閉庁に伴う交流人口の減少などによって地域の活力の低下が顕著であり、そういう状況でさらに離島開発総合センターや宮之浦体育館が廃止・移転となることでの地域の影響が大きいことや、この両施設は災害時の避難所としての役割を担っていたことから、宮之浦地区の防災力の低下を危惧する声が上げられたものです。そのことは令和5年8月28日の全員協議会においても報告をし、建設に対する反対意見はありませんでした。

このたび議員から出されました御意見はこの検討経緯を考慮されておらず、建設可能な土地の存在や利用見込みなど、多くの方々に納得をいただける理由に基づくものか疑問に思うところであります。したがって、現時点での変更は考えておりません。

○5番（眞邊真紀君）

宮之浦に多目的交流センターを建設する。当時、アリーナと言っていましたけど。その計画が、4回行われたワークショップの中でも出てきました。このワークショップに関しては、各中学校区、中央校区、安房校区、尾之間校区でワークショップをされて、第4回までにかかなり詳しい内容のまとめ、提言がなされています。

この中で、ワークショップをされている中で、安房の総合センターのホールは議論に上がっていないんです。それはなぜか御存じですか。安房の総合センターがこのワークショップの中で恐らく議論に上がっていない、記録にも残っていないんですけど、それ、なぜか分かりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

当時、その4回の会議に私は出ておりました。今回、その目的は、公共用地の跡地の再配置という目的の中でしましたので、課題は宮之浦の支所の跡地、尾之間の支所の跡地を中心的にしましたので、その中では、再配置の場所としての中で安房の総合センターは出てこなかったということでもあります。

○5番（眞邊真紀君）

ワークショップの中では、安房の校区の人も、その施設に関して話合いはしていたんです。けども、安房の総合センター自体が、安房の総合センターと一緒に、行政施設として扱われて、文化施設ではなかったんです。当然、そうだと思います。総合センターは、位置づけとしては行政施設なので。

なんですけど、本来、文化的な役割を担っていた、社会教育課が担当されていましたよね。文化的な役割を担っていたホールに関して、もう当時、ここを直さなきゃ、そこを直さなきゃって文化協会の方からも相当言われていたと思うんです。維持継続、管理について、そのワークショップの中で校区民に問いかけるべきだったんじゃないかなというふうに考えていますけど、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

岩山鶴美議員の一般質問でありましたように、町としては複合化という形の中でしていくと。合併前にあった施設についても、複合化を推進するんだという意味の中で、今回は、多目的交流センターという文化施設と、体育施設で文化施設の機能も持ち合わせたものを建設するんだということの複合化という位置づけがあったもんですから、そういう形の中で宮之浦地区の中でどういう形でどの場所にという議論が交わされたところだと認識しております。

○5番（眞邊真紀君）

当然、宮之浦の地区だと、さっきも言ったように、体育館もそうですし、離島開発総合センターも相当老朽化していますから、そういう議論になると思いますし、全体に町の構想としてもそうなのも当たり前だなと思うんです。

なんですけど、一方では、今、合併して16年ですから、旧屋久地区とか旧上屋久地区なんて言い方はいけないかもしれませんが、旧屋久地区の住民にとってはやっぱりすごく大事な文化施設には変わりないんです。この施設に関して、ものすごく町民の声から色々な要望が今までもあったと思うんですが、その点を考慮されると、文化施設をどうするか、安房の総合センターのホールをどうするかというのをまずは議論せずに、多目的センターに複合化するということが成り立つのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

町としての考え方としましては、屋久島町公共施設等総合管理計画にもお示ししているとおり、ホール機能は新施設に集約することという方針がありましたので、その方針に基づいて、今回はワークショップを進めさせていただいたところであります。

○5番（眞邊真紀君）

ワークショップの中では、安房校区で参加された方には、総合センターのホールはいずれは廃止します、そして宮之浦の恐らく文化ホールを造るであろうところに集約しますという説明はされてワークショップが行われたという認識でよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

その中では、廃止しますというような方向性の報告はしていなかったというふうに記憶しております。

○5番（眞邊真紀君）

恐らく、安房校区民はそんなふうにワークショップの際には受け取っていないと思います。

それで、先般、3月議会の安房総合センターのホールの維持・存続についての陳情が住民から出た際、議会は否決しましたけれども、その件で、やっぱり校区、かなり広い範囲で物議を醸しています。

それで、屋久島町公共施設再配置ワークショップ、これ、本当丁寧に結果がまとめられていて見やすく、どなたが進行したんだろうなって思う資料で、私もすごくじっくり見ているんですけど。

「おわりに」の、この結びのとおりになったらいいなということが書かれていますので、読みます。

限られた財源の中で、公共施設等の適切な管理運営や安全で快適な利用環境を実現するために、供給量の適正化を始め、既存施設等の有効活用や効率的な管理・運営を推進していくことが「公共施設等総合管理計画」の基本方針に掲げられています。しかし、地域社会が活力を維持していくためには、公共施設の総量を抑制しつつも住民ニーズや施設利用者に応じて施設の質を更に充実させ、利便性の向上や賑わいの拠点づくり等につながる魅力ある施設の再構築をしていくことも重要です。加えて、単に老朽化しているから、類似施設があるからという視点だけで公共施設のあり方を検討するのではなく、屋久島町の掲げる総合計画における将来像・重点施策の実現といった、目的（ビジョン）や方針を立て、その実現に必要な公共施設のあり方を決めるという視点も必要です。今後、住民の理解を得ながら効率的で効果的な施設の在り方の検討及び着実に計画を推進していくためには、公共施設マネジメントの重要性を再認識し、地域住民と共通認識に立った上で進めていく必要があります。この提言が計画の見直しや施策推進の一助となり、継続性と発展性のある戦略的な公共施設マネジメント体制が構築され、全町一丸となって取組みが推進されることを願います。住民の理解を得ながら効率的で効果的な施設の在り方を検討する、地域住民と共通認識に立った上で進めていく必要がある。

というふうに結ばれています。

今回の安房の総合センターの件は、次も施設そのものという意味で質問しますが、宮之浦の多目的センターに文化ホールを一本化することについて、地域住民が十分に理解をしているかどうか。していますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

今年の3月に取りまとめました屋久島町多目的交流センターの基本計画書の中でも、それまで前段、ずっと住民の意見を集約しながら、各種団体の意見も集約しまして、計画書を取りまとめたところでもあります。

なおかつ、パブリックコメントを集約する際についても、住民説明会を皆さんに広く知っていただくために、2回、時間と日程を変えてしております。その中で説明もしまして、ホームページにも出しまして、町報でも逐一情報提供してきて、その中で住民の合意形成は得られたと。場所についても、施設の在り方についても、反論することの意見がなかったもんですから、私たちはそれで住民の合意形成は得られたという認識の下、

今、予算をつけて事務を進めているところであります。

○5番（眞邊真紀君）

合意形成が得られたと思っているのは町側の話で、安房の方たち、旧屋久地区、あの周辺の人たち、私も含めてですけど、総合センターが集約化するというのは書いていますけど、もう直さないで使わないという計画があるということは知らずに、多目的交流センターができるんだね、ああ、よかったねというふうになっていると思うんです。総合センターのホールをもう使わないということを安房校区の区長さんたちにも説明しているんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

眞邊真紀君、次に、安房総合センターいつているので、整理をして質問してください。

○5番（眞邊真紀君）

位置の問題なんで。すいません。

○議長（石田尾茂樹君）

そうしないと、次とダブっていますんで。お願いします。

○政策推進課長（木原幸治君）

検討の中では、公民館長等にも相談をしながら計画のほうは進めさせていただいていると思いますし、総務課長が言っていたとおりに、住民説明会やホームページでもいつでも見られるような状況をつくっていただいて、御意見があれば出していただきたいというスタンスは取っております。

それで、出なかったということの課題はあったかもしれませんが、我々ができる御意見を伺う形というのは取ったというふうに認識をしております。

○5番（眞邊真紀君）

町としての考え方はよく分かりました。

そして、多目的交流センターの施設コンセプトの整理の中で、施設コンセプトとして、日常的に町民が集いたくなる施設こそ、有事にも確実に効果が発揮される施設である。日常的に町民が集いたくなる居場所ということで、日常的に集うためには、どうしてもやっぱり行きやすさというものがついてくると思うんです。宮之浦に一本化されるということで、複数あればいいですよ。複数あればいいですけど、集約されるということで、例えば栗生の住民は宮之浦までだったら何km車で移動しなければいけませんかという、60km超えていますよね。往復で120km。だから、そういうところで、文化施設としてきちんと一本化して大きなホールを造るのであれば、やっぱり位置の検討というのはもうちょっと慎重にするべき。集いたくなるというのは、近隣の人だけでは意味がないと思うんです。町全体のことを考えて事業するわけですから。

その点に関して、遠方の町民にはどのように集っていただくかという検討はされてい

ますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二君）

日常的の表現につきましては、公共施設のワークショップの中からも、各校区の中の意見としては、やはり保護者から子供たち、老人までが集える施設という話の中で、前提として宮之浦に造った場合という意見の集約の中で、そういう形で来ておりまして、安房校区だったりからも、場所としては宮之浦の中での、ただ、そこを使いたいときにはこういう施設でありたいという要望があった部分を今回取りまとめて、盛り入れて、それを計画書として上げているところの中での皆さんの言葉として使っているというところであります。

○5番（眞邊真紀君）

それはあらゆる施設に当てはまるというか、各校区のどんな小さい施設でも日常的に集いたくなる居場所ということで、何も多目的アリーナだけではないと思うんですけど。

ただ、一つしかない施設に、各校区にあるような施設のような集い方ってできないと思うんです。今、これが多目的アリーナのことだけではないということが分かったから、この件に関してはそれでいいですが、場所に関して、何もどなたも異論なければ全然構いませんが、かなり遠方の方は不便であるということをちゃんと考慮していただきたいなと思います。

この質問の次の質問に移らせていただきます。

安房総合センターの大ホールについて。

安房総合センターの大ホールをどのように維持・管理し利用するのかということで、私がお伺いしたいのは、安房総合センターの大ホールが使用できなくなって久しいが、今後、この施設の在り方をどのように考えておられるか。ほかの部屋には予算を投じて改修、改装したが、同じ建屋に放置状態のホールが存在することは施設管理の面からの不適切ではないのかという問いなんです。昨日の一般質問で、同僚議員が総合センターのホールの今後の方針について質問してくださっていますので、町長からその件に関して御答弁あったのは私もしっかりメモをして手元に控えています。なので、重複する答弁に関しては、今日、省いていただいて結構です。

現時点で、安房総合センターの全体ではなく、ホールに関してどう考えておられるか。昨日の御答弁の中で、大規模改修はしない、雨漏り等の軽微な改修はする、中をどのように使うかは雨漏りを止めないと考えられない、排煙設備が壊れているが、相当なお金がかかるので直さない、人を入れないようにする。排煙設備整備に幾らかかるのかといった問いに関しては、見積りは取っていない、数千万円かかると言われているというざっくりしたことをおっしゃっておられて、緞帳、音響設備、その他舞台設備の修繕には、数年前に1,500万円程度かかるというふうに試算が出ているので、現在はもう少し高い

のではないかなという内容の御答弁でした。ホールの利用方法はまだ決めていないというふうにおっしゃっておられました。

それで、安房総合センターの施設としての位置づけは、屋久島町公共施設個別計画では、施設用途は行政系施設とされていて、ホールは市民文化系施設の位置づけはされていません。そして、施設重要度は最も高い位置、これは行政系施設なのと避難所に指定されているから必然的にそうはなっているんですが。

住民にとってはとても大事な出張所機能で、本庁舎に止まっている住民の車より、安房の総合センターに止まっている住民の車が常に多いです。多分、皆さんも通るので十分認識されていると思うんですが。私もよく行きます。住民にとっては重要な出張所機能であって、稼働日数は365日と、毎日稼働されているというふうに書かれています。

毎日、人がそれこそ日常的に集う、用があるから行くんですけど、施設について、排煙設備が壊れているから人が立ち寄れないという大きなフロアが存在する、同じ建屋内にそういう、いわゆる危険家屋ですよ、一部が。それが存在するということは、非常に建物の管理としてはまずいことだと思うんですが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

誰かの質問にも答えたと思いますが、合併をすることは、基本的には2つのものを1つにして経費を削減をしていくというのが合併の大義です。ただ、それによって町民サービスが低下をしてはいけないというのが一方ではあります。

ですから、今言うように2つの施設、2つの町が色んなものを造ってきましたから、合併前に。例えば、今、この間、町民体育大会の実行委員会の中で、町民体育大会を健康の森でやるように、毎年、もう行ったり来たりせずに、宮之浦もあるけれども、やろうということで、それは委員が言うので、すれば、宮之浦でやると栗生の人たちは遠くから来るよと。だけど、安房にすると、永田の人たちはかなり時間かかるんじゃないと。

いずれにしても、丸い島ですから、そういう大なり小なりのことはあると思います。ですから、今、宮之浦に多目的センターを造って、もう大ホールはやらないのかという、昨日も答えましたが、もう今、大ホールとして使用をしようという考えは私はございません。小さくするかどうか、それはまた別問題として、今の現状のようなホールとしてあの施設を使うというのは今のところ考えていないと思っております。

○5番（眞邊真紀君）

すいません。危険家屋が、同一の建屋内に危険箇所があるという考え方に関して、ホールで使うかどうかは別にして、その面積、その部屋をどういうふうに維持管理するか、危険な建屋でないというような前提に立って。今は人が入れない状態になっているわけですよ。だから、ホールは一旦置いておいていただいて、危険家屋でないかということを知っているんですけど。

○町長（荒木耕治君）

危険家屋、排煙のこととかそういうものは、雨漏りを止める、排煙のことも、まずはそういうことをやって、じゃあ、その空間をどうして使うかということは考えていけばいいと思うんです。

今、危険家屋というのを危険家屋じゃないようにとりあえずするということです。

○5番（眞邊真紀君）

総合センターの中、相当な面積で子育て支援センター、今から観光協会の事務所が移動して入る、出張所機能も反対側に入って、子ども食堂があって、すごく施設としては充実していると思いますし、お金もかけているからとてもきれいだと思うんですね、その箇所だけは。だけれども、ホールの場所で、文化ホールとして使わないまでも、やっぱり雨漏りとかを修繕して、その後で中身考えますと言われても、校区民としてはすごく不安でしかないと思います。

修繕するのはもう当たり前の話で、危険ですから、建物として。なので、ホールの在り方、文化ホールとして使わないまでも、こういうふうに使いますよというビジョンがやっぱり必要だと思うんです。だから、それを棚上げして、大きなホールをほかに造りますと言われても、なかなか賛同は得られないんじゃないかなと思っています。

だから、安房の総合センターのホールに関しては、あちこちから色んな声を聞くわけです。だから、その声が町に上がってきているかどうか分かりませんが、どうするかというのは町が決めていいんだと思います。だけれども、その周辺に住んでいる方たち、利用し続けている人たちの声はきちんと集約をして、それに応える形で応えていかないと非常にまずいんじゃないかなと思うんですが。

○町長（荒木耕治君）

今、言われるように、雨漏りと排煙のことをやって、近いうちにそれをどう使うかを告示しをしたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

それはぜひやっていただきたいなと思います。何か開かずの間のようなものが同じ建物の中にあって、それが何十畳かの部屋でも気味が悪いというか、これ大丈夫なのかなというふうに心配になります。

なんですけど、やっぱりホールは、あれは小規模にしても、面積は大きいんですよね。なので、あそこ使っていないと換気もできないし、使っていないからエアコンも今つけていないんじゃないかと思うんです。だから、必要以上に劣化が進んでいくと思うんです。

今、管理状況はいかがですかね、総合センターのホールに関して。

○町長（荒木耕治君）

今、ちょっと確認をして、少人数なら入れるということです。5人、10人なら今でも入れるんだと。だから、全く一人も入れないという状況ではないというようなことです。

○5番（眞邊真紀君）

そうだとすると、あのホールにはもっとものすごい数が入るわけですから、5人、10人どころか。使えないに等しいと思うんです。5人、10人に使わせているかというのと、今、使っていないわけですね。

それで、今、多目的交流センター建設・管理運営事業基本計画書（案）の中で、離島開発総合センターの稼働状況は、直近5年、平均で年間利用者数1万5,053人、宮之浦体育館は同じく直近5年で年間利用数6,324人とされていますけれども、安房の総合センターのホールに関して、最近使えていませんけれども、直近5年で平均すると出てくると思うんですが、この辺は何人ぐらいになるんですか。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

直近5年の数字は持ち合わせておりませんが、令和3年度のホールの使用回数だけで47回、令和4年が、4月から10月までの期間しか使用ができておりませんが、これが35回となっております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。施設の在り方を検討するときに、やっぱり利用状況、何人ぐらい延べで利用されているのかというのがあって、今後どうしたらいいのかということが検討されていくと思うんですね、本来は。なので、回数で、ちょっとの場合もあれば、満席になることだってあると思います。施設の管理運営をしていくときに、必ずやっぱりその調査というのはして、記録に残していくというのをさせていただきたいと思います。

安房の総合センターのホールに関しては、やはり同じ建屋内で危険な場所、5人、10人入れると言いますが、危険な場所ですから、早めに直していただきたい。中身について、きちんと使用用途を検討して、校区民にもちゃんと意見聴取をして、なるべく早めに打ち出していただいて、大きな計画を、事業進めていただくということを約束していただきたいと思います。（発言する者あり）

約束していただきましたので、これで私の質問終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、榎光徳君に発言を許可します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。9番、榎光徳でございます。通告に従い、質問させていただきます。

今回の私の質問は、このたび教育長として就任をされました石田尾新教育長の就任に当たっての抱負と、屋久島空港の滑走路延伸に関する2点であります。

久しぶりの地元出身の新進気鋭の教育長が誕生し、私も非常に期待をしておりますが、まずは就任に当たっての抱負というか、目標として掲げるとしたらどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳君）

それでは、榎光徳議員の質問にお答えいたします。

基本目標としましては、本町教育振興基本計画の基本目標であります「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、第3期屋久島町教育振興基本計画に基づく諸施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

掲げたい項目としましては、まず、学校教育におきましては、教育は人づくり、人づくりは未来づくりをスローガンに、知・徳・体の調和が取れ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間の育成を図るために、個に応じた指導による学力の向上はもとより、自他を思いやる道徳心を醸成し、体力の向上を目指すことで、社会で生き抜くバランス感覚の獲得を目指します。

また、屋久島の魅力を知り、屋久島のことを好きになって、そして屋久島での生活を楽しめる子供の育成を目指し、世界自然遺産を素材にした学習を通して自然や文化などに係る直接体験と地域の人とのつながりから、学び、考え、行動する力と自尊感情を高め、生きる力を育成することを目的として、屋久島型E S D教育を継続しながら、郷土教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、食育の充実の観点から、安心、安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、体位の向上や健康の増進を図るために食育の推進に努めてまいります。

社会教育におきましては、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現を目指し学び続けられるよう、学習機会の提供や社会教育施設の維持など、生涯学習の基盤づくりに努めてまいります。

なお、スポーツレクリエーション活動事業及び文化活動事業におきましては、各種大会の実施を通して町民が楽しめる場の創出を図り、支援に取り組んでまいります。

文化財事業におきましては、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

大変詳しく抱負を述べていただきました。

教育長はたしか5月1日の臨時議会が初登板だったと思うんですけれども、その折に、教育の原点は人づくりであると、人間づくりであるということを申されました。私も全く同感であると思っているんですが。今、色々、るるお話しされましたけれども、教育行政要覧、これ、毎年、私なんかもらっているんですが、これに確かにそのようなことが掲げてあります。

教育行政といっても非常に幅広い、また数多く複雑多岐にわたるわけなんですけれども、幼児教育から老人教育までもずっと色々あります。社会教育、今、話しされました学校教育とか成人教育、それはいっぱいあります。だけど、その中でも最近、特に青少年教育、こういったことも特に大事なのかなと思っているわけです。特に、青少年教育となりますと、やっぱり学校と地域と家庭、そういった連携が必要になってくるわけなんですけれども、最近では、ややもすると色々な問題行動、学校関係におきましては不登校、いじめ問題とか、家庭におけるネグレクトですとか、色々な問題が出てきております。屋久島町においても、そういった事例がたくさんあるんじゃないかと思っているんですが。

教育長、先程の就任に当たっての考え方というのは、教育行政要覧にも基づいて、基本的には第3期の屋久島町教育基本計画、これに基づいて、ずっとそれが網羅されていくわけなんですけれども、そういったことで、先程申し上げました青少年教育活動にも力を入れていっていただかなければいけないんですが、まずはそういった色々な事例があるわけなんですけれど、就任早々、そんな正確には把握はされていないと思うんですが、そこら辺をどの程度把握をされているか、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○教育長（石田尾行徳君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

屋久島町の不登校やいじめ、ネグレクトやヤングケアラー、屋久島ルールの現状把握についてお答えいたします。

まず、不登校やいじめの状況につきましては、学校からの月例報告を基に、各学校の現状や町内全体の数を把握しているところでございます。この報告は、月に7日以上欠席もしくは欠席累計が30日を超えた児童生徒について報告をされているところです。

また、学校で認知したいじめにつきましても、同じく報告を受けているところでございます。

不登校児童とされる年間30日以上欠席した児童生徒の数は、令和5年度、小学校34件、

中学校37件の計71件になります。

いじめの認知件数につきましては、小学校11件、中学校13件、計24件となっております。そのほとんどは解消となっているところでございますけれども、年度末に認知した事案につきましては、3か月以上の経過観察が義務づけられているところですので、現在も継続して見守り、指導をしているところです。

次に、ネグレクト、ヤングケアラーの情報につきましては、各学校からの連絡、相談以外にも、福祉支援課や地域包括センターから情報をいただきながら、その把握に努めているところでございます。現在、教育委員会で把握しているのは、ネグレクト5件、ヤングケアラー傾向4件です。

最後に、屋久島ルールについてです。

これは、屋久島町PTA連絡協議会や、屋久島町校外生徒指導連絡会等が推進しております、近年のインターネット普及に伴う家庭での機器の取扱いルールについての共通理解になります。

令和5年度、町内全小中学校保護者に対し、インターネット利用等の実態調査を行いました。在籍数986名に対し922件の回答が得られ、ゲーム機等も含め、自由に使える機器保有者が773件、うち時間や使用場所のルールを定めている家庭は577件と、約75%の家庭がルールを設定しているということが分かったところでございます。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

先月、5月の29日でしたか、青少年育成町民会議が開催されました。町長も教育長も出席されたわけですが、今、私、先程お尋ねしたことは、このところで非常に取り上げられて話題となったことなんです。それで、これ、去年もそうでしたけれども、こういったことを議論しております。

先程の報告ですと、例えばいじめ等については、もう対策を講じて解消されているというようなこともありました。経過措置をしているというようなこともありましたけれども。

町民会議で、これには色々な方々、各会の代表、団体の代表の方々も出席をされているんですけれども、事務局が活動状況報告等をして、そして皆さんから意見を、何かありませんかと吸い上げていました。ところが、なかなか意見が出てこないんです。町長、議長されていましてから、あれこれ指名をして意見を引き出そうとするんですけれども、それでも思うような意見が出てこなかったというのが実態じゃなかったかなと思っているんですが。私もそのとき、もう意見が出ないんですから、もし、そういう問題行動等が発生した場合は、その対策としてはどういふことがあるのかとか、そういったようなことをちょっと話をした覚えがあるんですけれども。

ネグレクトとかヤングケアラーということになると福祉支援課とかそういったところにも及んでくると思うんですが、屋久島ルールも含めて、特に対策として何かこういったことは効果的じゃないのかとか、そういったことがあればお示しをしていただきたいと思います。

○教育長（石田尾行徳君）

お答えいたします。

対策といたしましては、まず、不登校につきましては、学校による家庭訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、そして教育支援センターの利用など、学校と家庭とのつながりを絶やさぬように取り組んでいるところでございます。

また、ＩＣＴ機器等を活用した学習における出席扱いなど、国の指針を基にした屋久島町のガイドラインを作成し、学校間の共通理解を図っております。

いじめにつきましても、いじめ防止対策推進法に基づき、屋久島町いじめ防止基本方針を策定いたしまして、いじめの防止に努めているところでございます。

具体的には、いじめの未然防止のための措置としまして、学校教育活動の充実を進め、魅力ある学校づくりを通して、子供たちが生き生きと生活できる場を提供することであったり、いじめの早期発見につながるように、年５回以上のアンケートを児童生徒へ実施し、いじめを見逃さない取組をしたりしております。中学校では、生徒たち自身が、生徒会活動の一つとして主体的に取り組んでおります。

また、相談体制を充実させるために、不登校問題同様にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の悩みを適切に把握し、改善へつなげられるようにしております。

ネグレクト、ヤングケアラーにつきましては、それぞれ家庭環境に起因するところが大きいので、先程申しましたが、福祉支援課等と連携を図りながら、今後も情報共有及び対応を行ってまいります。

また、これらの生徒指導に関する問題につきまして、教育委員会としましても学校へ直接出向き聞き取りや助言を行ったり、学校のみ負担にならないように、屋久島町内及び鹿児島県内の関係機関との接続を示した支援体制図というものを作成したりしながらサポートを行っているところです。

屋久島ルールにつきましては、今後も児童生徒に対して、学校教育全体を通して、保護者へは各学校で行われるＰＴＡ懇談会や家庭教育学級を中心に、情報モラル、情報リテラシーの育成・啓発を図ってまいりたいと考えております。

○９番（榎 光徳君）

先程、月例報告会があるということでしたけれども、これは、例えば校長会、教頭会等もあると思うんですが、教育委員会と校長の会ということ。どんなふうな月例報告会

をされているんですか。

○教育長（石田尾行徳君）

月例報告会ではなくて、月例報告ということで、各学校から上がってくるということになります。

○9番（榎 光徳君）

要は、やっぱりいかに情報を共有するか。私どもも、色々な立場で学校訪問もしたりします。議会、総務委員会でもしたりとか、あるいは私、保護司をしている関係で、保護司でも学校訪問で色々聞き取りとかそんなのをするんですが、やっぱり校長先生なんかと話しするときも、包み隠さず言ってくださいと、教えてくださいと。情報の共有をして、そのことがやっぱり解決策につながっていく。深く言うと、犯罪等の未然防止につながっていくんだということで、常にそういう話をするんですけども。

先程、アンケートもするんだということでしたから、こういったことに非常に、直接会話でしなくても、アンケートを取れば、本当のあれが出てくるのかなということを思いますので、そういったアンケート調査なんかも非常に効果的じゃないかなと思いますので、そういったこともぜひやってほしいと思います。

それと、これも前回、スクールソーシャルワーカー、本町では2名いるということでしたけれども、これ、現在も2名いるんですか。

○教育長（石田尾行徳君）

現在も2名おります。北部、南部、それぞれ1名ずつです。

○9番（榎 光徳君）

スクールソーシャルワーカーの活用とかスクールカウンセラーは、最終的に事が大きくなって例えば児相に相談をしたりとか、そういうことにならないうちに、そういったところで歯止めができればいいのかなと思います。ですから、そういった活用もぜひしていただければと思うんですが。

それと、私もあまりIT関連は疎いもんですから、今のスマホの屋久島ルール、フィルタリングということで対策をしているということなんですが、ここら辺については、やっぱり私は保護者の責任がある程度一番大きいんじゃないかなと思うわけです。ルールづくりの段階で、例えば家庭においては、子供と親が普通に言う「歩きスマホは駄目だよ」とか、あるいは勉強をしているとき、食事中なんかも、今、子供たちはスマホを見ながら食事する人もいます。だから、そういったときは絶対駄目だとか、そういうルールづくりをやったりきちんとして、そしてそれを守らせるということが大切なかなと思うんですが。

先程の屋久島ルールについては、各学校からの報告等での具体的な方策というか、そういうのは上がってきているというか、そういうような特に問題的事は報告はない

んですか。

○教育長（石田尾行徳君）

現在、そのような報告は上がってきておりませんが、先程、議員が御指摘のとおり、屋久島町の青少年育成町民会議の中でこちらの屋久島ルールというのは触れております。QRコード等も出しておりますので、こちらのほうをしっかりと各学校のほうでも保護者経由で周知を図るということで、校長会のほうでもこちらのほうを言っているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

今、Xというんです。旧ツイッターです。こういったものの利用で、非常に子供たちは自由に色々何か投稿したりとか、アプリの利用で有料があるわけでしょう。それを親が払うわけですから、そういったこともやっぱり保護者がそこら辺しっかり管理をしていくということは、これが大事なのかなと思いますんで、先程の屋久島ルールをしっかりと守らせていくと、そういうことをしていかなければいけないのかなと思っております。

これは町長の所信表明の中でもありました。教育長の所信表明というのはないんですが、町長の所信表明の中でも、いじめ防止対策、不登校対策を強化していきますという、施政方針の中でもうたわれておりますので、ぜひ、町長部局とも連携を取って、そういった対策に当たっていただければと思っております。

それでは、次の質問に入りますが。

教育長も屋久島高校の卒業生です。町長も、もちろんそうなんです。一昨日でしたか、屋久島高校では文化祭、今、翠蓮祭と銘打ってやっているんですが、開催をされまして、非常にいい天気の中で、屋久島高校生が躍動する姿がありました。

いつも言うことなんですが、島内唯一の最高学府である屋久島高校の位置づけとか。昨日も、同僚議員も類似の質問もありましたけれども、このことについて、久しぶりに、教育長、屋久島に帰ってこられて、屋久島高校の位置づけというものをどう考えておられるか、示していただきたいと思います。

○教育長（石田尾行徳君）

屋久島高校につきましては、屋久島のこれまでの歴史と伝統が引き継がれてきている島内唯一の最高学府ということで、そういった位置づけとして私のほうでは捉えているところです。

○9番（榎 光徳君）

何かまだ思いがあるのかなと思ったら、割とあっさりとした思いだった。いや、いいですよ。

屋久島高校については、これはもう、私もいつも言ってきています。昨日の同僚議員の質問の中でも高校の魅力化プロジェクト、この中で非常に色んな支援をいただい

ります。それはもう誰もが認めるところで、その位置づけというのは、みんな理解をして認識をしているんじゃないかと思っております。

ただ、課題もいっぱいあるわけです。みらい留学制度も、今、全国的にそういうのが広がってきている状況です。生徒数の減によって、1クラス減にならないようにという努力をしているわけですが、このみらい留学制度も、当初、鹿児島県内では屋久島高校と瀬戸内の古仁屋と、あと、当初3校だったんですが、今はもう、これは県内で7校ぐらいに増えているようです。どこも引き合いだと思います。基本的には、魅力ある学校づくりをして、そして呼び寄せるというのが基本にあるんでしょうけれども、屋久島高校もそういう工夫はしているはずなんです、努力はしているはずなんです、そういった課題も片やではたくさんあります。

いよいよ少子化の中で、絶対数がどんどん減ってきているわけですから、これも昨日あったように、もう中高一貫じゃなくて、小学校のときからずっと小中高のつながりを持っていくと、そういったことを早めにやっていくべきじゃないかなと思います。

そういったようなことで、少子化対策も併せながら、ぜひこれも、教育委員会部局だけじゃなくて、町長部局とも連携を取り合って、ぜひそういった対策を講じていていただきたいなと思っております。

教育長は、任期は今年の12月25日まででしたかね。残任期間ということなんです。恐らく町長は次も任命はするでしょうから、町長、よろしいでしょうか。

そういったようなことで、ぜひ、冒頭申し上げましたように、新進気鋭の体育系、スポーツ系ですから、体力にも自信もおありでしょうから、ぜひ石田尾カラーを前面に出して、教育行政に当たっていただきたいなと思っております。

実は、私、一つだけ、以前の教育長にも言ったんですが、教育立町というのを掲げてはどうかということを申し上げたことがあるんです。ですから、今回はこれは通告はしていませんので、次回の課題にしたいなと思っていますから、また色々やり取りをさせていただければと思っております。

一応、教育長への質問は以上で終わります。

それでは次に、空港ジェット化問題についてであります。

島民の悲願である屋久島空港の滑走路延伸、すなわちジェット化ということですが、先日5,000万円の調査費がついて、いよいよ令和6年度、新年度の国交省の新規事業として本格的に動き出したのかなと思っているんですが、町長は就任以来、この件についてはずっと最重要課題として取り組んできたと思っております。この件については、私も何度も質問をさせていただきました。もちろん、同僚議員も何人も質問をしてきました。

私はなぜ、あえて今回また同じ質問をさせていただいたかという、ちょっと話は遡

りますけれども、平成27年に国交省と県が滑走路延伸の可能性調査というのを、当然、これは町が要望してきたわけですが、この当時、埋立てをすることなく、今の180mと320mの延伸が可能であるという、言わば可能性が示されたということから始まったと思うんですけれども、その後、色々な取組もしてきました。色々な活動もして、もちろん陳情要望も重ねてきたわけですから。そして、昨年は6月に島民による総決起集会も開催されました。

ですから、当然、こうした取組状況が今回の予算措置ということにもつながったんじゃないかと思っているんですけども、とにかく、よかったよかったんじゃないくて、要は、私はこれからが正念場だと思っています。

そういったようなことですので、町として今後どのように取組をされていくか。また、今後の国や県の動きというか、スケジュールというか、そういったことは今の時点で具体的なのがお分かりかどうか。お分かりであれば、示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

令和6年5月1日に開催されました全員協議会で御報告申し上げましたとおり、4月1日に国土交通省は屋久島空港滑走路延伸事業を令和6年度の新規事業として採択したと発表しました。現在の滑走路を500m延長して、ジェット機が離発着できる全長2,000mの滑走路整備の計画となっており、総事業費はおよそ169億円、事業期間は2033年までの10年間となっています。

国、県のスケジュールと申ししましても、まだ始まったばかりでありますので、4月の鹿児島県と打ち合わせた主な内容を御報告します。

本年度は、工事着手に向けて、航空法に基づく変更許可に必要な手続を行うとともに測量などが実施されます。その後、詳細な実施設計などが行われていきますが、まずは事業用地の取得が事業進捗の大きな鍵であることを共通理解とした上で、境界測量と取得手続については積極的に町が関与をしてほしいと依頼されております。

私としましても、本事業の早期完成を願い、事業期間の短縮と予算拡充を要望していくつもりですので、まずは事業用地の確保を行い、1日でも早い工事着工が先決だと認識しております。

県が事業主体であります、地元自治体として最大の協力支援を行い、全力でスピード感を持って行ってまいりたいと思いますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○9番（榎 光徳君）

国、県の具体的な動きというのはなかなかつかめないところもあるでしょうが、先程、町長からもありましたけれども、以前、この計画がポシャったというか、成就できなかった理由は、最大の理由は用地取得で頓挫したということがあるということを聞いてお

ります。

今回も、用地についてはもう99%内諾を得ているということで聞いておりますが、いざ、やっぱり取得と買収ということになると、なかなか問題が出てくるんじゃないかなと。やっぱり、今、町長からもありましたように、用地取得がうまくいけば、もう、うんと進み具合というのはどんどん進んでいくのかなという気がするんですが。前回の成就できなかったときに、県からは地元のコンセンサスが一番大事だと。せっかく計画をしてそこまで来ても、その時点で用地買収ができなければ、先、進まないわけですから。ですから、そういったのもやはり教訓として、今回はぜひともこれを、町の協力をもらいたいということだということでしたんで。

前回、何か屋久島事務所に対策室みたいなことを要望したいということがたしかあったと思うんですが、それは用地買収とかそういったものも含めて、そういうのを要望するということでしたか。

○町長（荒木耕治君）

そういうことは言っていますが、具体的にはまだ何にもできてはおりません。

とにかく、県が示すのは、県も小出しにしてくるわけでして、なかなか。ですから、私は、屋久島空港対策室というのをつくってくださいというふうに言っております。外掘りずっと埋めてきて、要するに県が2割負担をする事業ですから、国が予算をつけても、県がどうするかってのがあるもんですから、それは知事にも直訴をしてやる。とにかく10年なんてやってられないんで、もうちょっと早くやりたいんだという思いでやっております。

ですから、今、そういう具体的なものはなくて、用地買収がまず先決。それをするには県に任せておいても駄目なんで、やっぱり地元でつながりのある人が、町で9割以上の同意書を取ったときに、それはもう町の職員と町のOBがやっているわけですから、そういう人たちがフルに動いてもらって用地買収をやろうということです。そして、やっぱり筆界未定地とか何か色々残ってきますから、それはもう、囲い抱え込んでいってやるという方法になるだろうと。

ですから、本課でやるのか、屋久島事務所にそういう配置をするのか、とにかく知事には人も予算もよろしく願いますという話は会うごとに今言っているところです。

○9番（榎 光徳君）

ぜひ、そういった対策室みたいなことを設けていただければ、また、これ、進み具合もどんどん違ってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、そういう働きかけをしていただければと思います。

先程、町長が169億円、向こう10年間という計画年次だということでしたけれども、私、実は九州新幹線のことを調べてみましたら、1973年に計画決定をしてから、実に38

年間で開通しているんです。その後、新八代からリレーつばめが出ていまして、私もこれに乗って行ったこともあるんですが、それがまた7年かかっている、実に45年かかっているんですね、全線開通まで。

ですから、今、169億円で10か年ということですがけれども、ほかの、例えば高速道にしても何の整備にしても、それは国策と違いはあるかもしれませんが、こういう提案は往々にして10年が15年、20年ってどんどん伸びていくという傾向にあるんじゃないかという気がしますので、やっぱり10年を1年でも2年でも、9年でも8年でも縮めるためにも、相当な努力をしていかなければいけないと思います。

私ども議会でも、以前、私が質問したときに、ちゃんと町もやるから議会もやれよと町長からお叱りを受けたこともありましたが、議会も特別委員会を設置しました。そして、色々、県やらやり取りもしてきております。

私は特別委員会でも、議会として本省なりに行ってやっぱりやるべきだという思いもありますので。議長とか副議長は行かれていますよ、立場でですね。ですけど、議会として、そういう直接行って要望するというのもこれはぜひ必要かなという気がしますので、そこら辺も議会サイドでもちょっと提案をしていきたいなと思っているんですが。

要するに、大変、色々課題がまだまだ多いと思っております。特に、先程、町長も言いましたけれども、県が2割負担となっております。来月7日、知事選挙もありますけれども、やっぱり知事が変わろうとも、県がずっと引き続き2割負担をどんどんこれはもう絶対確実にしていってもらうというようなことももちろんあるでしょうし、それから今、計画にある拡張計画では、例えばエプロン用地は3倍ぐらいは確保していくんだということがありますが、その中にはターミナルビルがあります。このビルの所有は民間でありますので、これも一つの課題だと。岩崎さんが所有ですけども、相手のあることですから、これも非常に大きな課題なのかなと思っておりますけれども、ハードルは高いかもしれませんが、ここら辺を乗り越えてどんどん進めていかなければいけないんじゃないかなと思っているんですが。

町長、今回、全離振の会長にもまたなられました。前任者の残任期間1年間ということですがけれども、そういったようなことも考えると、そういった場を利用すると言えはいけないかもしれませんが、ぜひ、国とのパイプ、そういったことも生かしながら、不退転の気持ちというか、そういう決意を持って、ぜひこの問題には取り組んでいただきたいと思っているんですが、町長、再度。

○町長（荒木耕治君）

10年前に言い出したときから、私はこの仕事は絶対に成し遂げるという強い信念を持って、それこそ1人で3年近く、その当時の知事を、会うたびに屋久島空港、そして宮之浦港、これは何で2つを言っていたかという、離島はやはり空港と港は私は命綱だ

と。災害があったときにやっぱり使えるものを造っておかなければいけないというのがありましたから、ずっと言っておりました。ですから、ここに来てやっとかかりました。ですから、もう、私がこの12年間で知り得た人脈、県も国もフルに使ってこの仕事はやると思っています。

議会が終わって、21日には財務省の主計官が屋久島に来ます。これは財務省の課長クラスですから、もうそれなりに予算をつける。これはもう、目的は屋久島空港を見に来るわけです。そういう準備はもう着々と私は国とはやっています。

今度、主計局次長になる次長が、屋久島空港は絶対そういうニーズがあるんで、10年と言わずに、一年でも早く完成をさせましょうということも個人的には話しております。ですから、今、次長ですから、これ、彼は必ず局長になりますから。そうすると、そういう面では予算は、だから知事に言っているのは、国の予算はつけてきますよと、だからお願いしますという話をしております。

ですが、色んなことがありますから、問題が出てきます。ですから、私個人では手に負えないことがもういっぱい出てきますから、あるいは議員の皆さんと、あるいは県会議員の先生方と一緒にそれこそ総力戦で、最後の私にとっては戦いだと思っていますから、これを物にするために、ありとあらゆることをやって、一日でも早くジェット機を飛ばしたいと。その頃には、今のジェット燃料がクリーン化された脱炭素の、そういう飛行機をでき得れば屋久島空港には飛ばしたいという、そういう夢を持って、今、日々努力をしますので、どうぞ皆さん方にもよろしくお願ひしたいと思います。

○9番（榎 光徳君）

私は、前も申し上げましたけれども、もう3年前になりますか、この会場で県の地元説明会がありました。そのときに町民から、「俺たちが生きている間に、それ、出来るとかい」という声が飛び出したわけです。やっぱり、そのときはまだ用地買収が90%以上も超えてきているとか、そういうなのも全然ないときでしたから。それからどんどん進んできたわけですけども。やっぱり、継続は力なりというか。同じことの繰り返しというか、私もこの質問にしたって何回も質問しています。ですけど、私はまた今後もしていこうと思っています。

やっぱり、もう町長も後期高齢者。（発言する者あり）来年ですね。いや、私もなります。やっぱり一番機が飛ぶとき、健康で、自分の足でこのジェット機のタラップをばあっと上っていけるのか、それとも杖をついて上るのか、車椅子で乗せてもらうのか。やっぱり一年でも早くこれを成就をさせたいという共通の思いですので、ぜひ一緒になって頑張っていければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月20日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 2 8 分

令和 6 年第 2 回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和 6 年 6 月 20 日

令和6年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年6月20日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第41号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第42号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第45号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第46号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第47号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第48号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第49号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第50号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第51号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第52号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 令和6年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第15 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
11 番	高 橋 義 友 君	12 番	日 高 好 作 君
13 番	岩 川 俊 広 君	14 番	渡 邊 博 之 君
15 番	大 角 利 成 君	16 番	石田尾 茂 樹 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	石田尾 行 徳 君
副 町 長	岩 川 茂 隆 君	会 計 課 長	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二 君	兼会計管理者	木 原 幸 治 君
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸 君	政策推進課長	鶴 田 洋 治 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	泊 裕一郎 君
健康長寿課長	泊 竜 二 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
建設課長	泊 光 秀 君	社会教育課長	佐々木 修 君
教育総務課長	中 村 一 久 君	総務課参事	白 濱 秀 記 君
監査委員事務局長			

△ 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

- △ 日程第 1 議案第41号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第 2 議案第42号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第 3 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- △ 日程第 4 議案第44号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第 5 議案第45号 令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第 6 議案第46号 令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第 7 議案第47号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第 8 議案第48号 令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第 9 議案第49号 令和 6 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第10 議案第50号 令和 6 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第11 議案第51号 令和 6 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- △ 日程第12 議案第52号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第12、議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの12件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳君）

おはようございます。

令和6年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第41号、屋久島辺地総合計画の変更について、議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）分割について、議案第50号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についての3件でありました。

議案審査は、去る6月12日午前10時より議会第1委員会室において、総務課長ほか、関係課長、事務局長に出席をいただき、慎重に審査を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

それでは、まず議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてでは、委員より、総合センターの改修計画について当初予算では、令和7年から公募・設計をし、10年度から稼働との報告があったが、この計画はどのようなになっているのかとの質疑に対し、担当課長より、今回の辺地計画の中には記載はしていないが、所管は教育委員会であるとのことで、社会教育課長より、町長の施政方針の重要施策にもあったように、学校給食においては今後、施設の老朽化、児童生徒の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、運営委員会等の意見も集約しながら、再編を含め新給食センター建設の協議を進めていきたいとの回答がありました。

また、基本的な考え方の中で、文脈の表現の在り方について条文的な部分と具体的な課題や事業名との整合性の解釈にそこがあるのではないか、今後の検討課題にしてほしいとの意見や、辺地計画の法律上の規定で示す採択要件の中心地の捉え方や辺地度数、対象地域等についての意見も交わされたところです。

以上のことを踏まえ、討論、採決を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）分割については、総務課所管について、委員より、技術職員の退職に関連し、有資格者の採用状況と今後の推移についての質疑が出され、担当課長より、テストセンター方式で募集をかけ

ているが、給与面等を含め差異があるようで応募者が一人もいなかった。技術者が不足する中で、今後は設計等についてはほぼ外注方式にしなければならないと思っているとの考えも示されました。

政策推進課所管では、委員より、企画費の使用料40万円についての質疑が出され、担当課長より、みらい留学生受入れのための寄宿舍借り上げで賃料400万円を計上したが、1棟丸ごとの借り上げであり、固定資産税や浄化槽の維持管理費用等も使用者である町側が負担すべきであるとの考えから、今回計上させていただいたとの見解が示されました。

教育委員会所管では、まず教育総務課の備品購入費の中で、空調施設で540万円を計上しているが、各学校の整備状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、担当課長より、普通教室については全て整備されている。

今回は、小学校の特別教室のうち、理科室を6校、来年度は理科室2校、音楽室6校の計8校を整備したいとのことでありました。また、中学校については、金岳中、岳南中の大規模改修を含め、令和5年度で全て終了していることも示されました。

社会教育課所管では、委員より、尾之間中央公民館の車庫の解体に関連し、事業実施を踏まえて、当初予算に計上する段階で甘さがあるのではないか、所管課を含め、財政担当、総務課等で事前に調査や協議を十分に行い事業を実施していただきたいとの意見が出されました。

以上を踏まえ、討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）については、委員より、退職者が1名とあったが、その理由等についての質疑があり、担当課長より、家庭の都合による退職であり、特別な理由もなく円満退職であった。また、引き続き会計年度任用職員として勤務していただくことになっているとの報告がなされました。

以上を踏まえ、討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された議案審査の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和6年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第42号、43号、44号、45号、46号、47号、48号、

49号、51号、52号の条例案3件、予算案7件の計10件でありました。

委員会審査は、6月12日13時より役場本庁舎、第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け審議を行いました。

議案第42号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、議案に対する質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正についてでは、委員より、今後、上水道事業の民営化の検討はなされているかとの質疑に対し、民営化については検討していないとの回答がありました。ほか質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）分割についてでは、福祉支援課所管では、子ども通院費等助成金は鹿児島県の定めでは6往復とされているが、屋久島町では毎月行けるような形で12往復まで負担するという理解でよいのかとの質疑に対し、医師の診断等により必要がある場合は、12往復まで負担する。鹿児島県の定め以上分は屋久島町の単独負担となるとの回答がありました。

建設課所管では、安房中通り線の工事費の減額の理由と減額後の工事内容はどの質疑に対し、中通り線については、当初予算で6,000万円計上し、工事内容は350m程度の道路改良工事を計画していたが、補助事業の内示額1,200万円減ということで、今年度の事業費が4,800万円となった。舗装改良工事は県道から300m程度を計画しているとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、環境保全等業務委託の業務内容はどの質疑に対し、環境保全等業務委託業については、屋久島ダイビング事業者組合、屋久島観光協会などと協議しお願いしたいと考えているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑については議案第43号と一括して行いました。討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6月12日午前10時より、長峰牧場、長峰水源地の2か所の現地調査を行いました。

産業振興課長、生活環境課長には、お忙しい中、御対応いただき誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

渡邊です。私は、43号を可決すべきとした委員会の採決に反対する立場で討論を行います。

私が昨年暮れから追及し、反対してきた水道料金の値上げが現実、しかも一気に25%という大幅値上げに至ろうとしていることは極めて残念なことであります。

当初から主張してきた値上げ反対の理由は、第1に、とどまることを知らない物価高の中で、町民の暮らしは最悪の条件下にあります。とりわけ低所得者層や零細の事業者にとって、この値上げはさらに生活苦に拍車をかけることになることは間違いありません。

第2は、今議会でも裁判の報告があった水道事業をめぐる問題はいまだ未解決であり、昨日の今日の値上げは、住民感情を無視した無神経な一番やってはならない政治であることを強調したいと思います。

第3に、赤字は町民がつくり出したものではなく、独立採算を主張しながら採算を無視した事業計画先にありきの行政運営にあることは明白で、民間企業では倒産に当たる考えられない運営だということでもあります。加え、今回は引き続きいまだ20億円近い財調で補填しながら、その計画の見直しを図り、赤字を解消していくという提案こそ選択

すべき道であったという私自身の確信から反対するものであります。

以上で、討論といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

賛成の立場で意見を述べます。

この水道インフラの整備に関しては、水道使用者の義務であるという原理原則がございます。その中で、今の維持管理、料金が上がるということに対してのこの維持管理に対しては、今の現役世代が責任を持ってしなければいけないと思っております。これを先延ばしすることは人口がこれからどんどん減っていく我が町にとって、若い世代への負担をますます大きく広がってしまうことになりかねません。

私は、この答申書を読みながら、この賛成意見を述べさせていただきます。また付帯意見の中に、また周知期間や町民への理解を求める丁寧な説明という文言もありますので、その辺を十分に加味していただき、賛成したいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子採決〕

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

1号)について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第53号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第13、議案第53号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和6年第2回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、補正予算案1件であります。

議案第53号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において、児童福祉費補助金、財政調整基金繰入金の増額に対し、歳出予算において、総務費では児童手当制度改正に伴う電算システム改修費負担金の増額を、民生費では電算システムソフト改修委託料の減額及び児童手当制度改正に伴う電算システム改修費負担金等の増額を、農林水産業費では農業委員会費等、機構集積支援事業費間での費

用弁償の組替えを、商工費では共同店舗施設空調機器故障に伴う備品購入費の増額を計上し、歳入歳出それぞれ175万9,000円を追加し、予算の総額を117億2,771万9,000円とする予算措置をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております、議案第53号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第53号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第53号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 令和6年請願第2号 教職員定数改善と義務教育
費国庫負担制度負担率の引

上げ、複式学級解消をはか
るための、2025年度政府予
算に係る意見書採択の請願
について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第14、令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳君）

令和6年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された請願は、令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての新規の案件1件でありました。

審査につきましては、去る6月12日午後1時30分より、議会第1委員会室において、全委員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず最初に、請願の紹介議員により内容についての概要説明を受け、その後、議員間による意見交換を行ったところであります。

意見交換では、数名の委員より、これまでも類似の請願が出てきていたが、今回は特別支援学級についての項目が追加をされている。

他の項目についても十分に理解できることでもあり、我々自身も調査をしながら、さらに理解を深めていくべきであるとの意見が出されました。

これらを踏まえ意見集約を行った後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり採択することに決定いたしました。

なお、本請願については意見書の提出を求められており、このことについても全会一致で承認をされました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された請願の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

令和6年請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子採決〕

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第15 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹君）

日程第15、総務文教常任委員長から提出の発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題とします。

お諮りします。

発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います但御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号については趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意

見書案について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第17 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第17、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時38分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員